

情報公開・個人情報保護制度運用状況

令和2年度版

さいたま市 総務局 総務部

行政透明推進課

目 次

C O N T E N T S

◆ 情報公開制度 ◆

I	情報公開制度のあらまし	1
II	情報公開制度の運用状況	4
	1 行政情報開示の実施状況概要	4
	2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況	39
III	情報公開コーナー	40
	1 情報公開コーナーの概要	40
	2 情報提供の実施状況	41

◆ 個人情報保護制度 ◆

I	個人情報保護制度のあらまし	43
II	個人情報保護制度の運用状況	47
	1 個人情報開示等の実施状況概要	47
	2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況	60

◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆

I	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	61
II	情報公開・個人情報保護審査会 答申	65
	答申第 170 号～第 186 号	

◆ 情報公開・個人情報保護審議会 ◆

I	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	131
II	情報公開・個人情報保護審議会 答申	134

◆ 会議公開制度 ◆

I	会議公開制度の概要	153
II	会議公開制度の運用状況	153
	1 会議公開制度運用状況	153
	2 附属機関、協議会等の会議別開催状況	154

◆ 情報公開制度 ◆

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義と必要性

近年、社会構造の複雑化と日常生活の多様化に伴い、地方公共団体の行政活動の領域も専門化、多様化し、さらに情報化の進展に伴い、市が保有する情報も膨大な量となっています。

他方、地方自治の本旨に基づいた公正で透明な開かれた市政の発展に寄与するためには、市民が市政を理解し、また市政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには、市が何を行っているのか、どういう状況にあるのかといった市の行政情報について、市民の知る権利が保障される必要があります。そのため、行政の説明する責務と、市民の行政情報の開示を求める権利を明らかにする情報公開制度の確立が求められてきました。

2 情報公開の総合的な推進

本市では、様々な公表施策などを展開してきており、特に、その時々々の市民ニーズに合わせた情報を広く、分かりやすく発信していくことは、大きな意義を有するものです。

しかし、これは市が任意に行うものであるため、個々の市民にとって必ずしも要望するすべての情報が得られるものとはなりません。そこで、さいたま市情報公開条例により市民の行政情報の開示を求める権利を実定法上の権利として創設し、請求に基づく義務的な開示制度を規定しました。また、それとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に自主的な情報提供に努めることにより、市民目線に立った情報公開を総合的に推進していくこととしています。さらに、附属機関や外部の意見を取り入れるために設置される協議会等の会議についても、公開するものと規定しています。

3 情報公開制度の概要

(1) 制度の目的について

本市の情報公開制度は、「さいたま市情報公開条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行）に施行しており、市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

(2) 実施機関

行政情報の開示を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業

委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

(3) 対象となる行政情報

対象となる行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、次のものは除きます。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されるもの

ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 行政情報の開示を請求できる者

何人も、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができます。

(5) 開示請求の受付

開示請求は、受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（行政情報開示請求書）を提出することにより行います。

(6) 行政情報の開示義務

実施機関は、請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に開示しなければなりません。

〔不開示情報〕

ア 法令秘情報

イ 個人に関する情報

ウ 法人等に関する情報

エ 審議、検討等に関する情報

オ 事務事業執行情報

カ 国等協力関係情報

キ 公共安全情報

〔不開示情報の例外的取扱い〕

ア 公益上の理由による裁量的開示

行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

イ 行政情報の存否に関する情報

開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒

否すること（存否応答拒否）ができます。

ウ 部分開示

行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

(7) 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

ア 決定

(7) 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）

(イ) 不開示決定

イ 決定の期限

開示請求があった日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る行政情報が著しく大量であるときには、例外として延長することができます。

ウ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る行政情報に市、国等及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

エ 行政情報の開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、行政情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

(8) 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

(9) 費用負担

行政情報の開示に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(10) 出資法人等の情報公開

市が出資している出資法人等で規則で定めるものは、保有する情報の公開について、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとします。

また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 行政情報開示の実施状況概要

令和2年度の処理件数は、表1-1のとおり695件であり、処理区分の内訳は、開示が397件、一部開示が241件、不開示が57件となっています。なお、内容は、工事や業務委託等に係る設計書が326件（処理件数に対する割合は約46.9%）と特に多くなっています。

また、実施機関別の処理件数は表1-2のとおりです。

開示請求の実施状況の詳細は表1-3のとおりです。

表1-1 行政情報開示請求件数・処理件数

請求件数	処理件数	処 理 区 分			
		開示	一部開示	不開示	(不開示区分)
735	695	397	241	57	文書不存在 49
					その他 8

表1-2 実施機関別処理件数

実 施 機 関		処理件数	実 施 機 関		処理件数
市 長	市長公室	10	市 長	桜区役所	3
	都市戦略本部	2		浦和区役所	3
	総務局	16		南区役所	2
	財政局	10		緑区役所	2
	市民局	6		岩槻区	1
	スポーツ文化局	5		消防局	17
	保健福祉局	59		出納室	2
	子ども未来局	9		水道事業管理者	137
	環境局	12	教育委員会	40	
	経済局	11	議会	13	
	都市局	59	選挙管理委員会	0	
	建設局	267	人事委員会	0	
	西区役所	1	監査委員	0	
	北区役所	1	農業委員会	0	
	大宮区役所	2	固定資産評価審査委員会	0	
	見沼区役所	1	未決定	0	
	中央区役所	4	合 計	695	

情報公開制度

表 1 - 3 行政情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
1	岩1	4/1	経済局 農業政策部	農業環境整備課	自宅前方の農道における調査に係る関係書類	苦情(要望)申込書・指示書(累計番号333)	4/3	一部開示	申込者の氏名、電話番号	第7条第2号
2	浦1	4/1	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価平成31年4月版 市場単価平成31年4月版 標準単価令和2年4月版(金額抜き) 市場単価令和2年4月版(金額抜き) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成31年度4月版 標準単価(電気設備工事)平成31年4月版 標準単価(機械設備工事)平成31年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成31年4月版 他	4/3	開示		
3	浦2	4/3	総務局 総務部	行政透明推進課	特定の職員の出勤簿(2020年分)	特定の職員の出勤簿(2020年分)	4/15	一部開示	職員番号、休暇の種別、休暇の取得時間	第7条第2号
4	浦3	4/3	総務局 人事部	人事課	特定の職員の出勤簿(2019年分)	特定の職員の出勤簿(2019年分)	4/13	一部開示	職員番号、休暇の種別、休暇の取得時間	第7条第2号
5	浦4	4/3	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価令和2年4月版(金抜き) 標準単価平成31年4月版(金入り) 標準単価表の機材の構成表令和2年4月版(金抜き) 標準単価表の機材の構成表平成31年4月版(金入り)	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成31年4月版(金入り) 他	4/16	開示		
6	浦5	4/3	建設局	技術管理課	建築工事における材料単価の根拠資料(一次単価表)平成31年4月版	さいたま市公共建築工事単価表平成31年4月版の標準単価材料一次単価データB【改修標準】一次単価リスト 他	4/16	開示		
7	浦6	4/3	建設局	技術管理課	さいたま市独自に調査している公共建築工事単価表の一次単価データ	さいたま市独自に調査している公共建築工事単価表令和2年4月版の標準単価材料一次単価データB【改修標準】一次単価リスト 他	4/16	一部開示	さいたま市独自で調査しているさいたま市公共建築工事単価表標準単価(令和2年4月版)の一次単価データのうち、刊行物等の価格を引用している単価の金額部分	第7条第3号
8	浦7	4/7	都市局 都市計画部	都市公園課	鐘塚公園における除染に関する資料	・記者発表資料のHPへの公開について(鐘塚公園空間放射線量測定結果) ・記者発表資料のHPへの公開について(鐘塚公園空間放射線量検証結果) ・環境測定機器借用書について ・再測定結果報告書について	4/20	開示		
9	浦8	4/8	子ども未来局 幼児未来部	幼児政策課	市内の幼児保育施設へのマスク配布において、当初の市が指導監督又は指導監査を行う施設を対象とする線引を決めた意思決定過程がわかる文書	・子幼第2835号新型コロナウイルス感染症対策に係る備蓄マスクの配布について ※各区長あて依頼 ・子幼第2840号新型コロナウイルス感染症対策に係る備蓄マスクの配布について ※認可他保育施設あて通知 他	4/20	一部開示	市が指導監督又は指導監査を行う施設を対象にする線引を決めた意思決定過程がわかる文書	文書不存在
10	浦9	4/9	建設局	技術管理課	・公共建築工事単価表 標準単価(R元年度版) 建築工事・電気工事・機械設備工事 ・公共建築工事単価表 市場単価(R元年度版) 建築工事・電気工事・機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成31年4月版 標準単価(電気設備工事)平成31年4月版 標準単価(機械設備工事)平成31年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成31年4月版	4/17	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情 報区 分
11	浦10	4/10	経済局 商工観 光部	商業振 興課	特定法人からさいたま市への配当 金	調定伺書(平成27年5月26日決裁) 他	4/23	一部 開示	常勤取締役候補者の役職の一部 社外取締役候補者の役職の一部及び生年月日 取締役候補者の役職の一部 監査役候補者及び取締役候補者の役職の一部	第7条 第2号
12	大2	4/10	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和2年3月分 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	3月/決算届(令和元年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	4/17	開示		
13	浦11	4/13	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届出のうち事業報告 書、財産目録、貸借対照表、損益 計算書の閲覧用資料	9月～3月/決算届(令和元年度) のうち 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書の閲覧用資料	4/15	開示		
14	西1	4/14	建設局 土木部	河川課	「さいたま市水防計画書」一式	さいたま市水防計画書 本編、資料 編	4/22	一部 開示	資料編における消防団長 名	第7条 第2号
15	大3	4/14	水道局 給水部	北部水 道建設 課	令和2年度 設計業務の手引き 【第7章 積算業務】	令和2年度(令和2年4月1日改訂) 設計業務の手引	4/21	開示		
16	大4	4/14	水道局 給水部	北部水 道建設 課	令和2年度4月 【システム歩掛コード一覧表】	システム条件単価一覧表(令和2年 4月)	4/21	不開 示		文書 不存 在
17	西2	4/15	教育委 員会事 務局生 涯学習 部	文化財 保護課	文化財保護法に基づく発掘調査等 に係る届書		4/23	不開 示		文書 不存 在
18	浦12	4/17	市長公 室	広報課	・広報課報道係が保有する各所管 課からの記者向けに提供された資 料のうち市HPに掲載されていない もの(チラシ、パンフを除く。) ・記者発表用マニュアル	1月10日記者発表資料「さいたま市 岩槻人形博物館プレス内覧会を開 催します」(岩槻人形博物館開設準 備室) 他	6/19	一部 開示	3月31日記者発表資料「職 員の懲戒処分等について」 のうち、被処分職員の氏名 及び所属(部以下)に關する 部分	第7条 第2号
19	岩3	4/22	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	当該地域を通行する特種車両の通 行許可の有無について、警察が現 認した車両の登録番号と、その対 応に関する情報		5/1	不開 示		文書 不存 在
20	浦15	4/27	環境局 環境共 生部	環境対 策課	大気汚染防止法における下記条件 に該当する揮発性有機化合物排出 施設設置届出書あるいは使用届書 及び最新の変更届書の写し (条件) 処理装置を有する施設で最新年度 の届出のみ	・揮発性有機化合物排出施設変更 届出書	5/14	一部 開示	印影	第7条 第3号
21	大9	4/28	消防局 大宮消 防署	管理指 導課	特定施設の消防用設備等点検結 果報告書	消防用設備等(特殊消防用設備 等)点検結果報告書のうち非常電 源(自家発電設備)点検	5/12	一部 開示	・個人氏名 ・点検実施法人情報	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
22	浦17	4/28	水道局 給水部	北部水 道建設 課	令和2年度【システム歩掛コード 一覧表】	システム条件単価一覧表(令和2年 4月)	5/11	開示		
23	浦18	4/30	財政局 税務部	市民税 課	2019年3月18日以降存在する行政 情報のうち、番号法に基づく事務に 関し再委託の禁止に反して再委託 が行われた事案についての経過が わかるもの一切(過去に請求者が 取得した文書は除く。)	市民税課業務委託の無許諾再委 託の件について 他	5/25	一部 開示	個人の氏名、メールアドレス、 法人の印影、法人のセ キュリティ情報、再委託先 の会社名、支店名、所在 地、代表取締役氏名、国名 が特定される情報、Pマ ーク登録番号等	第7条 第2号 第3号 第4号 第5号 第7号
24	浦20	5/8	総務局 人事部	人事課	特定の職員の職免届出書(2019年 分)	特定の職員の職免届出書(2019年 分)	5/20	一部 開示	職員番号	第7条 第2号
25	浦21	5/8	総務局 総務部	行政透 明推進 課	特定の職員の年次有給休暇簿 (2019年分)		5/22	不開 示	職員番号、休暇の種別、休 暇の取得時間	第7条 第2号
26	浦22	5/8	市長公 室	広報課	新型コロナ患者の行動歴などの詳 細がわかるもの		5/21	不開 示		文書不 存在
27	浦23	5/8	環境局 環境共 生部	環境対 策課	水質汚濁防止法の特定施設届出 の事業所一覧表	実施機関で管理している事業者情 報	5/20	開示		
28	浦30	5/8	保健福 祉局福 祉部	障害政 策課	特定の職員の職免届(2019年分)	職務専念義務免除願(法定外健診 等、人間ドック・脳ドッグ、献血、補 食等)	5/22	一部 開示	職員番号、職務専念義務 免除とする理由	第7条 第2号
29	浦24	5/11	議会局 議事調 査部	議事課	さいたま市におけるコロナウィルス 感染者への対応のうちはさいたま市 議会における議案・審議・審査時の 状況が分かる議事録当関連文書	令和2年3月10、13、19日のさいたま 市議会2月定例会の本会議記録 (速報版) 令和2年2月18日、4月22、30日、5 月8日のさいたま市議会総合政策 委員会記録(速報版) 他	5/25	開示		
30	浦25	5/11	経済局 商工観 光部	経済政 策課	さいたま市特別定額給付金に関す る業務委託契約について	・契約審査委員会への審査依頼 ・経済局契約審査委員会の開催通知 ・経済局契約審査委員会の結果の通知 ・支出負担行為伺書(工事委託等・執行 伺) ・支出負担行為伺書(工事委託等・契約 伺) ・業務委託契約書	5/25	一部 開示	代表者印	第7条 第3号
31	浦26	5/11	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	さいたま市におけるコロナウィルス 感染者(陽性者)への対応 ・5/11現在の感染者数 ・旧市立病院療養棟に係る改築 費、運用予定、ベッド数、自然災害 (震災等)等対応に関する文書 ・市報等への公表に関する文書	市における現在の感染者病床数、 入院患者数に基く、病床使用率状 況が分る関連文書 他	5/25	一部 開示	市における現在の感染者 病床数、入院患者数に基 く、病床使用率状況が分 る関連文書 他	文書不 存在
32	浦27	5/11	保健福 祉局保 健所	保健総 務課	さいたま市におけるコロナウィルス感 染者(陽性者)への対応 ・PCR検査実施者数の結果に関する文 書 ・療養先振分に関する各症状者別数に 関する文書 ・病床使用率状況に関する文書 他	令和2年5月11日現在における総数 及び10区別感染者数に分る関連文 書 他4件	5/25	一部 開示		文書不 存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
33	浦29	5/11	保健福祉局健康科学研究センター	保健科学課	さいたま市におけるコロナウイルス感染者(陽性者)への対応に関し公表した文書	市が現在の1日あたりのPCR検査実施可能数が分かる関連文書 他	5/25	一部開示	市報等の公表が分かる関連文書について	文書不存在
34	中4	5/11	水道局給水部	北部水道建設課	令和2年度 樹木伐採・抜根・木くず処分見積結果表 樹木伐採・抜根単価表 木くず処分単価表	令和2年度 樹木伐採・抜根・木くず処分見積結果表 樹木伐採・抜根単価表 木くず処分単価表	5/19	一部開示	見積結果表に含まれる法人名	第7条第3号
35	浦28	5/13	建設局	技術管理課	・平成31年4月版 さいたま市公共建築工事単価表ー市場単価 ・平成31年4月版 さいたま市公共建築工事単価表ー標準単価(建築、電気設備、機械設備)	さいたま市公共建築工事単価表 ・標準単価(建築工事)平成31年4月版 ・標準単価(電気設備工事)平成31年4月版 ・標準単価(機械設備工事)平成31年4月版 ・市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成31年4月版	5/18	開示		
36	西3	5/27	消防局西消防署	管理指導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票	特定病院の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち「非常電源(自家発電設備)総合点検の点検票」	6/4	一部開示	・氏名、押印(防火管理者、立会者、点検者) ・資格、番号(点検者)	第7条第2号
37	北2	5/27	消防局北消防署	管理指導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち、非常電源(自家発電設備)点検票	6/4	一部開示	点検者情報、防火管理者情報、立会者情報、印影	第7条第2号
38	大18	5/27	消防局大宮消防署	管理指導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票	特定病院 令和元年12月20日收受 大宮消防署第4700号消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)点検票	6/4	一部開示	個人の氏名 点検実施法人情報	第7条第2号第3号 文書不存在
39	緑3	5/27	消防局緑消防署	管理指導課	・さいたま市立病院 防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票	・緑消防署令和2年度第288号消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 非常電源(自家発電設備)点検票 ・緑消防署令和2年度第289号消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 非常電源(自家発電設備)点検票	6/3	一部開示	・防火管理者の氏名 ・立会者の氏名 ・点検者の氏名、資格情報	第7条第2号
40	岩5	5/27	建設局北部建設事務所	土木管理課	当該地域を通行する特種車両の通行許可の有無について、警察が通報した事案の件数及び許可証の有無に関する情報 開示できない場合は、その条文に係る資料	警察からの情報提供 情報公開・個人情報保護ハンドブック	6/8	一部開示	警察からの情報提供	第7条第5号
41	岩6	5/27	建設局南部建設事務所	土木管理課	道路法第47条により特殊車両の通行許可証を発行する際の「条件書」	建南土第20010号 特殊車両通行許可申請(令和2年5月11日決裁)に係る、条件書	6/1	開示		
42	中13	5/27	消防局中央消防署	管理指導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票	・消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和元年12月5日收受 第2273号、令和2年1月20日收受 第2590号・第2591号)	6/5	一部開示	・氏名、押印(防火管理者、立会者、点検者) ・資格、番号(点検者)	第7条第2号
43	見2	5/27	消防局見沼消防署	管理指導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)の総合点検の点検票	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告	6/5	一部開示	点検者資格情報、点検者氏名、防火管理者氏名、立会者氏名	第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
44	浦37	5/27	消防局 浦和消防署	管理指 導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備 等(特殊消防用設備等)点検結果 報告書のうち非常電源(自家発電 設備)の総合点検の点検票	消防用設備等(特殊消防用設備 等)点検結果報告書のうち非常電 源(自家発電設備)における総合点 検の点検票	6/3	一部 開示	氏名(防火管理者、立会 者、点検者)	第7条 第2号
45	岩7	5/27	消防局 岩槻消防署	管理指 導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備 等(特殊消防用設備等)点検結果 報告書のうち非常電源(自家発電 設備)の総合点検の点検票	消防用設備等(特殊消防用設備 等)点検結果報告書(令和2年1月 16日收受 岩槻消防署第1518号) のうち非常電源(自家発電設備)点 検票	6/9	一部 開示	防火管理者氏名、立会者 氏名、点検者氏名、備考に 記載されている個人名及び 資格情報	第7条 第2号
46	桜8	5/28	消防局 桜消防署	管理指 導課	特定病院 防火対象物の最新の消防用設備 等(特殊消防用設備等)点検結果 報告書のうち非常電源(自家発電 設備)の総合点検の点検票	消防用設備等(特殊消防用設備 等)点検結果報告書	6/1	一部 開示	個人の氏名	第7条 第2号
47	浦38	5/28	建設局	技術管 理課	・公共建設工事単価表 市場単価 平成31年4月版(建築工事・電気設 備工事・機械設備工事) ・公共建設工事単価表 標準単価 平成31年4月版(建築工事・電気設 備工事・機械設備工事)	さいたま市公共建築工事単価表 ・標準単価(建築工事、電気設備工 事、機械設備工事)平成31年4月版 ・市場単価(建築・電気設備・機械 設備)平成31年4月版	6/3	開示		
48	岩8	6/1	保健福 祉局長 寿応援 部	高齢福 祉課	清水市長就任後に施工した施設名 「老人施設」及び総額明細	支出負担行為一覧表及び令和2年 度予算積算の基礎(老人福祉セン ター仲本荘、老人福祉センター武蔵 浦和荘及び宝来グラウンド・ゴルフ 場の整備、管理費用、老人福祉セ ンター東楽園の再整備費用)	6/12	一部 開示	支出負担行為一覧表の該 当頁のうち、「件名」、「相手 方」及び「適用・概要」の個 人氏名	第7条 第2号
49	岩9	6/1	市民局 区政推 進部		清水市長就任後に施工した施設名 「大宮区役所」及び総額明細	・大宮区役所新庁舎整備事業 事 業契約契約約款第98条に関する確 認書(第1回)別紙1	6/9	開示		
50	岩10	6/1	保健福 祉局市 立病院 経営部	病院施 設管理 課	清水市長就任後に施工した施設名 「病院」及び総額明細	さいたま市立病院新病院建設工事請 負契約書 平成29年5月26日付 さいたま市立病院新病院建設工事請 負変更契約書 平成30年2月15日付 さいたま市立病院新病院建設工事請 負変更契約書 令和元年8月8日付	6/11	一部 開示	請負者の印(社印、代表者 印)	第7条 第3号
51	岩11	6/1	教育委 員会事 務局管 理部	学校施 設課	清水市長就任後に施工した施設名 「学校」及び総額明細	令和元年度教育要覧(学校一覧抜 粋)、各学校施設パンフレット内の 記載の「事業費」	6/5	開示		
52	岩12	6/1	保健福 祉局保 健所	保健総 務課	清水市長就任後に施工した施設名 「保健所」及び総額明細		6/12	不開 示		文書 不在
53	大20	6/1	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届(令和2年4月分) 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書、それぞれの閲覧 資料	4月/決算届(令和2年度)のうち事 業報告書・財産目録・貸借対照表・ 損益計算書の閲覧用資料	6/10	開示		
54	大21	6/1	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届(令和2年5月分) 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書、それぞれの閲覧 資料	5月/決算届(令和2年度)のうち事 業報告書・財産目録・貸借対照表・ 損益計算書の閲覧用資料	6/10	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
55	岩13	6/4	市長公室	広聴課	わたしの提案制度が制定された理由(決裁)及び年月日に関する資料	市長への提案制度「わたしの提案」に関する要綱、処理要領の施行について	6/11	開示		
56	浦39	6/5	議会局 総務部	秘書課	4月27日開催の議会広報編集委員会の会議録	議会広報編集委員会の会議概要	6/8	開示		
57	岩14	6/8	建設局 北部建設事務所	土木管理課	道路法第47条第2項により特殊車両の通行許可証を発行する際の「条件書」	建北土第5261号 特殊車両許可通行許可申請について(第1681~1686号) 建北土第598号 特殊車両許可通行許可申請について(第279号) 建北土第1128号 特殊車両許可通行許可申請について(第293号)	6/22	開示		
58	岩15	6/8	建設局 北部建設事務所	土木管理課	市道岩213号線を通行している企業に対し、道路法に基づき指導等を行った関連資料	建北土1776号 特殊車両の通行に関するについて 建北土第1197号 特殊車両の通行に関する通知について	6/22	開示		
59	岩16	6/8	市長公室	広聴課	清水市長がこれまでに開催したタウンミーティングの日時、場所及び議題(市民から提案された議題等)	市広聴第774号「市民の声」(平成30年度 広聴年報)の公開について(令和元年7月25日決裁)のうち、ホームページ上の公開に関する部分	6/17	開示		
60	浦40	6/8	建設局	技術管理課	令和元年7月 下水道工事参考資料 令和2年12月 下水道工事参考資料	令和元年度 下水道工事参考資料 令和元年7月 さいたま市 令和元年度 下水道工事参考資料 令和元年12月 さいたま市	6/10	開示		
61	浦41	6/10	議会局 総務部	秘書課	市議会だよりさいたま(ロクマル)No82の編集から廃棄処分に至るまでの経緯について	・議総秘第2789号 議会広報編集委員会の会議概要について ・議総秘第449号 議会広報編集委員会の会議概要について 他	6/15	一部開示	・「この某議員とは編集委員か否か。」 ・「廃棄により824万円が無駄になったがこのことの是非について話があったかどうかについて。」	文書 不存在
62	岩17	6/11	総務局 総務部	法務・コンプライアンス課	法務・コンプライアンス課に在籍する弁護士資格を有する職員が、職員に教育・指導等々を行った日時と、その内容等研修資料	法務研修次第(令和元年8月21日) 民法改正の基礎知識及び実務への影響について 法務研修次第(令和2年1月24日) 法務研修「自治体に関する裁判例を読む」	6/17	開示		
63	浦46	6/12	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	厚生労働省(担当:社会・援護局保護課)が実施した平成27年6月末時点での「社会福祉各法に法的位置付けのない施設の状況に関する調査」について、市がとりまとめた文書、資料の全て。県や厚生省へ提出した文書、資料の全て。		6/22	不開示		文書 不存在
64	見4	6/15	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	1「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」の成果物 2「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う施行協定書」の稟議書及び議事録他	成果品目録 実施設計図 申請図書等 一貫構造計算書(前半) 一貫構造計算書(後半) 他	7/29	一部開示	会社の印影、会社における役職名、氏名、印影 他	第7条 第2号 第3号
65	浦47	6/15	教育委員会事務局 管理課	教育政策室	さいたま市の医療従事者への謝意の表明10万人の企画について意思決定に係る文書のすべて	・4医師会連絡協議会事前調整依頼の提出について ・4医師会への「さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明」依頼について ・「さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明」依頼について 他	6/23	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
66	浦55	6/15	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	さいたま市の医療従事者への謝意の表明10万人の企画について意思決定に係る文書のすべて		6/29	不開示		文書不在
67	浦58	6/15	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明に関する行政情報(教育委員会に限る)	教学指1第1131号 さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明(ClapforCarers～10万人の子どもたちから「ありがとう」の拍手を届けます～について(令和2年6月10日決裁)	6/25	開示		
68	浦61	6/15	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	さいたま市の医療従事者への謝意の表明10万人の企画について意思決定に係る文書のすべて	さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明 Clap for Carers ～10万人の子どもたちから「ありがとう」の拍手を届けます～について(通知)	6/23	開示		
69	浦51	6/16	環境局環境共生部	環境対策課	市内特定箇所でのアスベスト飛散に関する行政情報(令和2年度に限る)	・特定粉じん排出等作業実施届出書／浦和区高砂2丁目既存建物解体工事 ・リスクコミュニケーション実施後の報告書／浦和区高砂2丁目既存建物解体工事 他4件 ・会議・打合せ等の概要記録 他	6/26	一部開示	法人の代表者印、担当者氏名、顔写真、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了番号及び氏名、地権者氏名、作業環境測定士登録証の氏名、生年月日、登録番号、会議等の相手方の氏名、相手方のメールアドレス	第7条第2号第3号
70	浦52	6/16	スポーツ文化局文化部	文化振興課	武漢肺炎に伴う休館中の恭慶館に関する行政情報及び協定書	・さいたま市伝統文化施設等の管理に関する基本協定書 ・令和2年度さいたま市伝統文化施設等の管理に関する年度協定書 ・新型コロナウイルスに関する文化施設の対応について 他	6/25	一部開示	・申請番号 ・利用者名	第7条第2号第5号
71	浦53	6/16	教育委員会事務局管理部	教育政策室	さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明に関する行政情報(教育委員会に限る)	・4医師会連絡協議会事前調整依頼の提出について ・4医師会への「さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明」依頼について ・「さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明」依頼について 他	6/25	開示		
72	浦60	6/16	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明に関する行政情報(教育委員会に限る)	さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明 Clap for Carers ～10万人の子どもたちから「ありがとう」の拍手を届けます～について(通知)	6/25	開示		
73	浦54	6/16	都市局都市整備部	浦和駅周辺まちづくり事務所	・市内特定施設の管理規約に規定されている協定書及びそれに関わる文書 ・附則による総会の招集日を知らせる期日、文書の保存年限、理事の任期が分かる資料 ・協定締結時の清掃業務の内容及び金額		6/29	不開示		文書不在
74	浦59	6/17	議会局議事調査部	議事課	令和2年6月10日開催の総合政策委員会における総合開発に関する情報	令和2年6月10日さいたま市議会総合政策委員会記録(速報版)のうち、「新たな産業集積拠点の創出候補地区における進捗状況について」の部分	6/18	開示		
75	浦64	6/19	市長公室	シティセールス推進課	シティセールス課が保有する「さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明」についての行政情報	1.「新しい生活様式の実践の呼びかけについて」 2.「保育課への依頼について」 3. 10区総務課へのポスター掲示依頼「新しい生活様式の実践の呼びかけについて」 他	6/30	開示		
76	浦65	6/19	教育委員会事務局生涯学習部	青少年宇宙科学館	青少年宇宙科学館が保有する「さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明」についての行政情報	さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明 Clap for Carers ～10万人の子どもたちから「ありがとう」の拍手を届けます～について	6/26	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
77	浦67	6/22	教育委員会事務局管理部	教育政策室	令和2年6月15日にさいたま市立学校で行われた医療従事者への拍手について、意思決定プロセスの分かる一切の文書。ならびにマスメディアへの通知や要請の全てが分かる一切の文書	令和2年6月3日付け 教管教政283号 4医師連絡協議会事前調整依頼の提出について 他	6/30	開示		
78	浦68	6/22	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	令和2年6月15日にさいたま市立学校で行われた医療従事者への拍手について、意思決定プロセスの分かる一切の文書。	教学指1第1131号 さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明ClapforCarers～10万人の子どもたちから「ありがとう」の拍手を届けます～について(令和2年6月10日決裁)	6/26	開示		
79	浦69	6/22	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	令和2年6月15日にさいたま市立学校で行われた医療従事者への拍手について、意思決定プロセスの分かる一切の文書。	さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明 Clap for Carers ～10万人の子どもたちから「ありがとう」の拍手を届けます～について(通知)	6/25	開示		
80	中33	6/30	水道局給水部	北部水道建設課	業者見積書及び見積結果表 ・老第3211号布設替工事	見積書及び見積結果表 ・老第3211号布設替工事	7/7	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
81	中34	6/30	水道局給水部	北部水道建設課	業者見積書及び見積結果表 ・老第3191号布設替工事	見積書及び見積結果表 ・老第3191号布設替工事	7/7	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
82	中35	6/30	水道局給水部	北部水道建設課	業者見積書及び見積結果表 ・老第3243号布設替工事	老第3243号布設替工事 見積書 老第3243号布設替工事 見積結果表	7/7	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
83	中36	6/30	水道局給水部	南部水道建設課	業者見積書及び見積結果表 ・老第3198号布設替工事	業者見積書及び見積結果表 ・老第3199号布設替工事	7/6	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第2号第3号
84	南3	7/1	都市局都市計画部	自転車まちづくり推進課	市営武蔵浦和駅東駐車場の直近の指定管理者公募(平成30年)における募集要領及び仕様書、選定された事業者の応募時の事業計画書(収支報告を含む)、令和元年度の事業報告書	(1)平成30年度さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場指定管理者募集要項及び指定管理業務に関する仕様書 (2)タイムズ24株式会社連合体提出の「事業計画書」及び「さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場事業報告書(平成31年度)」	7/15	一部開示	・掲載されている写真の顔が判別できる部分 ・法人のノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
85	浦73	7/2	水道局給水部	北部水道建設課	水道資材等価格調査業務(臨時調査) 平成30年度 ろ水用電動吐出弁更新工事(大宮配水場)に関する外ネジ式電動ソフトシール及びフランジレスパタフライ弁の単価	案件名 水道資材等価格調査業務(臨時調査)【単価契約】臨時価格調査(その39)／ろ水機用電動弁更新工事、配水用電動吐出弁更新工事 文書名 Ⅲ. 調査結果報告表	7/10	開示		
86	浦75	7/3	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	R2.6月15日開催の「10万人の拍手」に係る個人情報公開同意についての行政情報 桜木小、岸中	・桜木小学校:さいたま市から医療従事者に対する謝意の表明の参加協力について(お願い)及び参加協力回答書(76名のうち1名) ・岸中学校:個人情報の取扱いについて及び同意書(38名のうちの1名)	7/10	開示		
87	浦79	7/3	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	R2.6月15日開催の「10万人の拍手」に係る個人情報公開同意についての行政情報 ひまわり特別支援学校	・令和2年度校外の文書やWebページ等への写真及び氏名の掲載について(お願い) ・承諾書(44名のうちの1名)	7/10	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
88	浦80	7/3	教育委員会事務局 学校教育部	高校教育課	R2.6月15日開催の「10万人の拍手」に係る個人情報公開同意についての行政情報 大宮北高		7/16	不開示		文書不在
89	中43	7/7	水道局給水部	南部水道建設課	老第3283号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3283号布設替工事 業者見積及び見積結果表	7/17	一部開示	印影、企業名、企業住所、 企業電話番号、企業FAX番 号、企業代表者名、企業担 当者名、企業社章	第7条 第2号 第3号
90	中44	7/7	水道局給水部	南部水道建設課	老第3286号布設替工事 業者見積及び見積結果表		7/16	不開示		文書不在
91	中45	7/7	水道局給水部	北部水道建設課	拡第4999号布設替工事 業者見積及び見積結果表	拡第4999号配水支管布設工事 ・見積書 ・見積結果表	7/13	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影、個人氏名	第7条 第2号 第3号
92	大33	7/7	子ども未来局 幼児未来部	幼児政策課	・2020年3月に朝鮮学校に対してマスク配布から除外された決定をした文書 ・市長が「指揮監督の管轄外であるから配布しなかった」旨のメッセージを出す決定をした文書 ・朝鮮学校側の抗議に応じた際の記録文書	子幼第2835号新型コロナウイルス感染症対策に係る備蓄マスクの配布について(令和2年3月6日決裁) 他	7/20	一部開示	抗議等を行った者の氏名、 役職、取材を行った記者等 の氏名、役職、メールアドレス、 携帯番号、抗議等を行 った団体の名称、代表者 名、所在地、代表者印等	第7条 第2号 第3号 文書 不在
93	大34	7/7	総務局危機管理部	危機管理課	・除外から一転してマスクの配布を決定した文書	第8回新型コロナウイルス危機対策本部員会議資料 次第、資料3「新型コロナウイルス感染症対策にかかる市内医療機関等への備蓄マスクの配布について」、 第8回新型コロナウイルス危機対策本部員会議 議事録	7/15	開示		
94	桜10	7/14	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人 事業報告書、財産目録、貸借対照表、 損益計算書、その他閲覧用資料	特定医療法人事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 その 閲覧用資料(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで 平成30年4 月1日から平成31年3月31日まで 平成31年4月1日から令和2年3月31 日まで)	7/21	開示		
95	大37	7/14	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和2年6月分 事業報告書・財産目録・貸借対照表、 損益計算書 それぞれの閲覧用資料	6月/決算届(令和2年度)のうち事 業報告書、財産目録、貸借対照表、 損益計算書の閲覧用資料	7/28	開示		
96	中48	7/14	水道局給水部	北部水道建設課	業者見積書及び見積結果表 ・老第3240号布設替工事 ・拡第5000号配水支管布設工事	老第3240号布設替工事及び拡第 5000号配水支管布設工事 見積書 及び見積結果表	7/20	一部開示	・人の氏名・印影 ・見積書の一部に含まれる 業者名・住所・電話番号・ FAX番号	第7条 第2号 第3号
97	中49	7/14	水道局給水部	南部水道建設課	業者見積書及び見積結果表 ・老第3184号布設替工事	令和2年度 老第3184号布設替工事 業者見積 及び見積結果表	7/20	一部開示	印影、企業名称、企業住 所、企業電話番号、企業 FAX番号、企業代表名、企 業担当者名、見積書の特 定する番号・製品名等	第7条 第2号 第3号
98	中50	7/14	水道局給水部	南部水道建設課	業者見積書及び見積結果表 ・老第3199号布設替工事 ・市内消火栓設置(その5)工事	老第3199号布設替工事及び市内 消火栓設置(その5)工事における 業者見積及び見積結果表	7/20	一部開示	印影、企業名称、企業住 所、企業電話番号、企業 FAX番号、企業代表者名、 企業担当者名、企業社章	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
99	中51	7/14	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	さいたま市立与野西中学校の定期考査(中間、期末、学年末)の問題、解答用紙、模範解答(生徒配布分) ・期間(平成29年～令和元年) ・対象(1～3学年)	さいたま市立与野西中学校における令和元年度、平成30年度、平成29年度の1年生～3年生の定期考査(中間テスト・期末テスト・学年末テスト)の問題・解答用紙・模範解答(生徒配付分)	7/27	不開示		第7条第5号
100	北12	7/15	教育委員会事務局管理部	教育財務課	・2019年度さいたま市立の全小中学校からあった寄付採納手続きの内訳と金額 ・2015～2019年度さいたま市立東大成小中学校からあった寄付採納手続きの内訳と金額	令和元年度寄附申請一覧(2019年度作成) 平成28年度寄附申請一覧(2016年度作成)	7/29	一部開示	個人氏名、住所	第7条第2号
101	北13	7/15	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	・2018年頃にさいたま市が学校管理職宛に発行した「PTAの任意加入についての通知」 ・上記発行以降、さいたま市が学校や保護者宛に「PTAの任意加入がなされているか」調査・追跡した資料	平成30年教生第113号「PTA活動の円滑な実施に向けて」の活用について(通知)	7/29	一部開示	上記発行以降、さいたま市が学校や保護者宛に「PTAの任意加入がなされているか?」調査・追跡した文書	文書不存在
102	浦85	7/15	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療社団法人 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書、その他閲覧資料	特定医療法人(平成27年8月1日から平成28年7月31日まで 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで 平成29年8月1日から平成30年7月31日まで)事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書、その閲覧用資料	7/21	開示		
103	浦86	7/15	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書、その他閲覧資料	特定医療法人平成28年10月1日から平成29年9月30日まで、平成29年10月1日から平成30年9月30日まで、平成30年10月1日から令和1年9月30日まで、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書、その閲覧用資料	7/21	開示		
104	浦87	7/17	財政局財政部	財政課	さいたま市におけるコロナ対策費に充てる財政調整基金等の取崩の関わりについて 関連文書5件	財政調整基金残高の予算推移 他	7/29	開示		
105	浦88	7/17	議会事務局議事調査部	議事課	さいたま市議会におけるコロナ対策費に充てる財政調整基金等の取崩の関わりについて 関連文書5件	令和2年6月4日のさいたま市議会予算委員会記録(速報版) 令和2年6月8日のさいたま市議会6月定例会の本会議記録(速報版)	7/29	開示		
106	浦94	7/17	総務局総務部	総務課	さいたま市議会におけるコロナ対策費に充てる財政調整基金等の取崩の関わりについて 関連文書2件	・令和2年4月24日付け 総総総349 令和2年さいたま市議会4月臨時会の招集及び議案提出について	7/29	開示		
107	岩19	7/20	建設局北部建設事務所	土木管理課	さいたま市の特殊車両通行許可処理基準書	特別車両通行許可限度算定要領	7/29	開示		
108	浦91	7/20	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	さいたま市PTA協議会に対する補助金、負担金及び交付金に関する行政情報 さらに同協議会の決算書と予算書R1、2年度に限る	さいたま市社会教育関係団体補助金交付申請書について、令和元年度第1回さいたま市社会教育委員会議の進行について、社会教育委員会会議の開催結果について(令和元年度第1回) 他	9/2	一部開示	法人その他の団体の口座情報、法人その他の団体に属する個人の印影、電話番号、氏名、情報システムのネットワーク構成(インターネットアドレス) 他	第7条第2号第3号第7号
109	浦92	7/20	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	児童・生徒ワイド補償制度に関する行政情報	・さいたま市PTA協議会推奨 児童・生徒ワイド補償制度のご案内(令和元年12月吉日付) ・「児童・生徒ワイド補償制度」のご案内 ・2020年版 保護者の皆様へ さいたま市PTA協議会 児童・生徒ワイド補償制度 ご案内	8/3	一部開示	さいたま市PTA協議会推奨 児童生徒ワイド補償制度のご案内(令和元年12月吉日付)の損害保険会社 担当者氏名	第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
110	中52	7/21	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3254号布設替工事業者見積及び見積結果表	老第3254号布設替工事見積及び見積結果表	7/29	一部開示	氏名、印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号	第7条第2号第3号
111	浦93	7/22	水道局 給水部	北部水道建設課	水道資材等価格調査業務(臨時調査)(単価契約)の成果報告書 老幹工事に限る	水道資材等価格調査業務(臨時調査)(単価契約)調査報告書・表紙及びⅢ. 調査結果報告表	7/29	一部開示	水道資材等価格調査業務(臨時調査)(単価契約)他	第7条第5号
112	南4	7/27	都市局 都市計画部	都市総務課	2003年3月にJR東日本と交わした都市施設帯基本合意書確認書	さ都計収第234号 環境空間(都市施設帯)の有効活用に関するJR東日本との確認書(平成15年3月26日決裁)	8/7	一部開示	相手方の個人の氏名、役職、印影	第7条第2号
113	岩20	7/27	建設局 土木部	土木総務課	道路修繕に関する基準書及び継ぎ目を示されている図形等	さいたま市道路復旧基準(復旧形状の該当ページ)	8/5	開示		
114	岩21	7/27	建設局 北部建設事務所	土木管理課	「特別車両通行認定申請書」の様式	建北土1684号 特殊車両通行認定申請について(第606～610号)	8/3	一部開示	担当者の氏名	第7条第2号
115	岩22	7/27	建設局 南部建設事務所	土木管理課	「特別車両通行認定申請書」の様式	建南土第20170号 特殊車両通行認定申請(令和2年6月22日決裁)に係る申請書の鏡	7/31	開示		
116	中54	7/28	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3048号布設替工事業者見積及び見積結果表	令和2年度老第3048号布設替工事の見積書、見積結果表	8/6	一部開示	見積業者名、担当者名、所在地・連絡先、印影、見積徴収番号	第7条第2号第3号
117	浦95	7/30	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	さいたま市生活困窮者学習支援業務委託(小学生対象)に係る最優秀事業者の採点表	さいたま市生活困窮者学習支援業務委託(小学生対象) プロポーザル方式 評価項目及び配点(採点基準表)	8/12	開示		
118	浦96	7/30	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	さいたま市生活困窮者学習支援業務委託(中学生対象)に係る最優秀事業者の採点表	さいたま市生活困窮者学習支援業務委託 プロポーザル方式 評価項目及び配点(採点基準表)	8/12	開示		
119	浦101	7/31	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	市内中学校特定教諭の出勤簿	特定教諭の令和2年出勤簿	8/11	一部開示	職員番号、休暇の種類	第7条第2号
120	岩23	8/5	総務局 総務部	総務課	文書作成時の「時刻の表示(記載)」に関する書類「文書事務処理の手引」	「文書事務の手引(令和2年3月)」第3編第2章第2節5(1)「イ 日付、時刻及び時間の書き方」	8/13	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
121	大47	8/5	都市局 北部都 市・公 園管理 事務所	開発指 導課	開発許可番号 開-N27017(平成 27、5、29)さいたま市大宮区三橋二 丁目641、642、643-2、644、647-4、 648-9、1702.52㎡ 上記の内、道路及びU字こう等のこ うぞうについての資料	開発行為許可申請書(開発許可番号: 第開-N27017号 許可年月日:平成27 年5月29日) のうち、道路縦断面、開発道路南側側 溝縦断面図、 構造図(開発道路)、構造図(既設道路)	8/18	一部 開示	個人の氏名、印影	第7条 第2号
122	大50	8/7	子ども 未来局 幼児未 来部	幼児政 策課	さいたま市が指導監督又は指導監査 を行う立場にある子ども関連施設を決定 している最新の文書 他		8/17	不開 示		文書不 存在
123	大51	8/12	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人 決算届 令和2年7月分 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書それぞれの閲覧用 資料	7月/決算届(令和2年度)のうち事 業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書の閲覧用資料	8/19	開示		
124	浦103	8/13	消防局 浦和消 防署	消防1 課	浦和消防署についての下記の書類 特定期間の小隊別活動報告書(た だし救急車関係は不要)	小隊別活動報告書	8/23	一部 開示	発生場所、建物構造、職 業、氏名、生年月日 他	第7条 第2号
125	浦104	8/13	消防局 中央消 防署	消防1 課	中央消防署についての下記の書類 特定期間の小隊別活動報告書(た だし救急車関係は不要)	特定期間の小隊別活動報告書	8/25	一部 開示	発生場所、名称、業態、職 業、氏名、年齢、生年月 日、現場到着時の状況、活 動概要 他	第7条 第2号 第3号
126	中60	8/17	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老3234号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	令和2年度老第3234号布設替工 事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	8/25	一部 開示	見積り業者名、担当者名、 所在地・連絡先、印影、見 積徴収番号	第7条 第2号 第3号
127	中61	8/17	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老3267号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	令和2年度 老第3267号布設替工 事 の見積書、見積結果表	8/25	一部 開示	・見積業者名・担当者名 ・所在地、連絡先・印影 ・見積徴収番号	第7条 第2号 第3号
128	中62	8/17	建設局 南部建 設事務 所	下水道 建設課	特定地周辺におけるボーリング柱 状図	公共下水道地質調査委託12(4) ボーリング柱状図(No 3、No 4)	8/24	一部 開示	ボーリング柱状図の主任技 師、現場代理人、 コア鑑定者、ボーリング責 任者の氏名	第7条 第2号
129	浦106	8/17	水道局 業務部	営業課	「水道料金未納整理等業務(窓口受付 業務含む)(北部水道営業所管内)」、 「水道料金未納整理等業務(窓口受付 業務含む)(南部水道営業所管内)」の 入札について作成された次の文書 ①入札説明書、②仕様書・特記事項、 ③入札結果、④質問回答書	さいたま市水道局告示第30号 水道料金未納整理等業務(窓口受 付業務含む)(北部水道営業所管 内)仕様書 他	8/27	一部 開示	入札(見積)書比較価格、 消費税及び地方消費税 額、予定価格、備考(落札 率)、最低制限価格、最低 制限比較価格 他	第7条 第5号
130	中63	8/19	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老幹2.5号(φ1000mm)配水本管布 設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	令和2年 老幹25号(φ1000mm) 配水本管布設替工事 見積結果表及び見積書	8/31	一部 開示	・人の氏名・印影 ・見積書の一部に含まれる 業者名・住所・電話番号・ FAX番号	第7条 第2号 第3号
131	西5	8/21	保健福 祉局保 健部	健康増 進課	令和元年度精神保健福祉資料 さいた ま市 精神病床がある医療機関(精神 科病院7病院分)全調査票(1~48)	令和元年度精神保健福祉資料 630調査 医療機関・訪看ST用Web からダウンロードしたさいたま市 内の「提出調査票(1~48)」	9/3	一部 開示	『入力ご担当者指名』、『所 属部署』、『精神科・心療内 科医療機能』、『措置入院 の指定病床数』、『8. 応急 入院の指定の有無』 他	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
132	西6	8/24	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人について、特定期間の間に迎えた決算の、市に提出された、1.事業報告書、2.貸借対照表、3.損益計算書、4.重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記一式の写し	特定医療法人決算届一式のうち事業報告書、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記一式の写し	9/2	開示		
133	桜11	8/24	都市局南部都市・公園管理事務所	管理課	西堀高沼公園の毎週金曜日9時～12時の ①令和2年10月・11月の抽選倍率について ②平成31年4月以降の倍率の高かった月とその倍率について ③令和2年10月・11月の当選団体の種別について ④令和2年10月・11月の抽選に申し込んだ団体名について	西堀高沼公園の毎週金曜日9時～12時の令和2年11月の抽選結果一覧	9/3	一部開示	・令和2年10月以前の抽選結果 ・利用者番号	第7条第2号
134	浦109	8/25	子ども未来局幼児未来部	幼児政策課	「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」についての文書一式	【連絡】多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業の公募開始について(令和2年3月23日文部科学省初等中等教育企画課よりメール受信) 他	10/2	一部開示	埼玉県職員メールアドレス、調査対象施設に係る実施計画書補足票のうち、メールアドレス(ホームページ等で公表されていないもの)、職員の配置、施設・設備の現況、電子メールの添付ファイルに係るパスワード 他	第7条第2号第3号第7号
135	見6	8/26	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	令和2年3月26日に締結した、東武鉄道との「七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」の工事費の妥当性を検証した資料(積算書、見積書等)	七里駅に関する駅舎整備方針検討等業務報告書 平成28年9月のうち参考資料1推定工事費内訳 特定駅橋上化駅舎及び自由通路の基本設計業務報告書 平成30年8月のうち特定駅橋上化工事(概算)	9/8	一部開示	移転対象となる物件の名称に係る情報 見積書の提出者の法人名称、代表者氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号	第7条第3号
136	岩25	8/28	建設局北部建設事務所	土木管理課	市道イワ213号の「必要等値換算厚(cm)」の「舗装・砂利・上層路盤・下層路盤」の厚さを示す資料	道路舗装種別図	9/3	開示		
137	浦110	8/28	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人 特定期間の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書 すべて閲覧用資料 定款(直近のもの)	特定医療法人 特定期間の事業報告書/財産目録/貸借対照表/損益計算書/監事監査報告書 すべて閲覧用資料 特定医療法人定款	9/2	一部開示	印影	第7条第3号
138	中64	9/1	水道局給水部	北部水道建設課	老第3257号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3257号布設替工事 見積書及び見積結果表	9/15	一部開示	・人の氏名・印影 ・見積書の一部に含まれる業者名・住所・電話番号・FAX番号	第7条第2号第3号
139	中65	9/1	水道局給水部	北部水道建設課	老第3226号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3226号布設替工事 見積書 老第3226号布設替工事 見積結果表	9/15	一部開示	・人の氏名、印影 ・見積書の一部に含まれる業者名・住所・電話番号・FAX番号・文書記号・商品名	第7条第2号第3号
140	大54	9/1	建設局北部建設事務所	建築指導課	特定地の道路調査申請書 (上記の現況測量図、可能であれば申請日時など記載された資料)	特定地の道路調査申請書 (上記の現況測量図、申請日時など記載された資料)	9/9	一部開示	個人の氏名	第7条第2号
141	大55	9/1	都市局北部都市・公園管理事務所	管理課	特定施設内全ての、現在提出中の路外駐車場設置(変更)届出書及び駐車場管理規定届	1路外駐車場変更届出書 北都管路外第26003号(平成26年4月14日決裁) 2路外駐車場管理規定届 北都管路外第26004号(平成26年4月14日決裁)	9/9	一部開示	・個人に関する情報 ・法人等に関する情報	第7条第2号第3号
142	浦111	9/1	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	1.「小学校英語トライアル」の実施について(依頼)に記載された英語トライアルの実施の決定過程が記載された文書、議事録等的一切 2.上記1の決定を教育長が行っている場合、教育長が上記1記載の英語トライアルの実施を決定する権限が記載された規則等一切	教学指1 001019「小学校英語トライアル」の実施についての決裁文書	9/15	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
143	浦112	9/1	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度分)	平成24年7月9日付け教員事故報告書 平成24年11月26日付け教員事故報告書 平成25年3月13日付け教員事故報告書	9/15	一部開示	児童が通う学校名、校長の氏名、公印、事故者の職・氏名・年齢・性別のうち、氏名、事故発生場所のうち、住所、学校名、学年・学級他	第7条第2号
144	浦113	9/3	建設局土木部	道路計画課	特定地の土地について、さいたま市が特定者に売り渡した際に、売買のために作成された書類一式(土地売買契約書、不動産鑑定評価書など)	・土地売買契約書 ・不動産鑑定評価書 ・建南用第168号普通財産(特定地)売り払い(平成19年7月6日決裁)	9/17	一部開示	個人の氏名、法人の代表者印	第7条第2号第3号
145	浦114	9/3	建設局土木部	道路計画課	特定地の土地について、さいたま市が特定者に売り渡した際に、売買のために作成された書類一式(土地売買契約書、不動産鑑定評価書など)	・土地売買契約書 ・不動産鑑定評価書 ・建土道計第519号契約書締結(特定地)(平成25年6月25日決裁)	9/17	一部開示	契約相手方の印影及び不動産鑑定士の印影	第7条第3号
146	大57	9/7	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和2年8月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書それぞれの閲覧用資料	8月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	9/14	開示		
147	北14	9/8	環境局資源循環推進部	廃棄物対策課	プラスチック製容器再商品化業務委託 仕様書(設計書、特記仕様書)(平成30年度)	さいたま市プラスチック製容器包装廃棄物再商品化業務委託仕様書	9/23	開示		
148	北15	9/9	都市局都市計画部	都市計画課	特定地を事業区域とする施設の新築工事の計画図面等一式	大20-011/紛争防止条例 近隣説明資料	9/23	一部開示	公表されていない設計者担当者氏名	第7条第2号
149	北16	9/9	都市局都市計画部	都市計画課	特定地を事業区域とする施設の新築工事の計画図面等一式	大20-009/紛争防止条例 近隣説明資料	9/23	一部開示	公表されていない設計者担当者氏名	第7条第2号
150	大58	9/9	経済局商工観光部	産業展開推進課	さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(宮前地区) ・本プロポーザルの採点評価基準について ・本プロポーザルの参加企業名称について ・本評価基準に基づく各社の評価採点の内訳について	・さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(宮前地区)受託事業者選定基準 ・企画提案の審査結果について	9/15	開示		
151	浦118	9/9	建設局南部建設事務所	土木管理課	道水路交換契約書(浦和から北浦和地区) ・通知文、回答文、照会文等 ・特定地の明細書	東北本道水路交換契約書(浦和から北浦和地区)交換道路確認調書、回答文、土地調書	9/18	開示		
152	岩26	9/10	保健福祉局保健部	食品衛生課	特定施設の申請者の氏名・住所が記載されている食品営業許可申請書	保保所食第1-2079号 食品営業許可申請書(新規)(平成30年1月17日收受)	9/23	一部開示	申請者の住所、生年月日、電話番号、食品衛生責任者の氏名、フリガナ、生年月日、製造・取扱品目及び製造工程の大略のうち製造工程にあたる部分、食品衛生協会の加入状況 他	第7条第2号第3号
153	浦119	9/14	保健福祉局保健部	地域医療課	令和2年4月1日～令和2年8月31日までにさいたま市に提出のあった医療法人決算届のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	4月～8月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	9/24	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
154	岩27	9/16	建設局 北部建設事務所	土木管理課	1.特定施設に搬入した3軸トレーラの許可の有無 岩槻警察から通報を受けた車両の前後登録番号について 2.上記3軸トレーラ通行許可をしているならば、当該道路のCBR値0.2～0.6値で何も条件を付さないで許可できる明確で合理的な理由 3.特種車両通行許可証に、唯一付している「0時～24時」は条件となる合理的な説明	警察からの情報提供	9/25	不開示		第7条第5号 文書 不存在
155	岩28	9/16	総務局 総務部	法務・コンプライアンス課	1.令和になって、法務・コンプライアンス課に職員が相談した件数と法的対応が必要となった法律相談の件数 2.令和になって法務・コンプライアンス課が職員及び部門に行った研修資料 3.時刻表示の「0時から24時」表記に合理性があるかについて記載された文章、法的に合理性の有無についての情報	「令和元年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書」原稿の最終校(校正3回目)についてのうち、訴訟事務事業に関する部分 法務研修次第(令和元年8月21日) 他	9/30	一部開示	3. 法務コンプライアンス課時刻表示の「0時から24時」表記に合理性があるか。また、明治5年に現内閣に相当する機関から「通達」が行われているが、法的に合理性の有無についての記載のある文章。	文書 不存在
156	浦120	9/16	議会局 議事調査部	議事課	さいたま市議会のさいたま市・洪水ハザードマップ(鴨川・鴻沼川・切敷川)における浸水想定区域及び避難場所等の関わりについて 1.排水機場の鴨川及び鴻沼川から荒川へ排水不能及び大雨による荒川が氾濫状況に対応する浸水リスク区域の避難対策計画状況 他	・令和2年3月10日のさいたま市議会2月定例会の本会議記録 ・令和2年3月10日のさいたま市議会総合政策委員会記録 ・令和2年2月26日のさいたま市議会予算委員会記録 他	9/30	開示		
157	浦121	9/16	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	2019年4月1日から2020年3月31日までの期間において、さいたま市内の社会福祉法第2条第3項第8号に基づき運営する施設(所謂無料低額宿泊所)の利用者総数並びに所謂無料低額宿泊所からの転居者数	無料低額宿泊所等転居者数	9/29	開示		
158	浦122	9/16	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	2019年度におけるさいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づき運営していた、入居定員が2以上4人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設の総利用者数並びに施設からの転居者数。またその中で、生活保護を受給していた入居者の総数	無料低額宿泊所等転居者数	9/29	開示		
159	浦123	9/16	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づき、2020年9月1日時点さいたま市内において運営する、入居定員が2以上4人以下の住宅又は宿泊所その他居住の用に供する施設の施設数と各施設の定員数	「条例届出施設(令和2年7月1日時点)」のうち、事業者毎の施設に係る連番、事業者、定員欄部分	9/29	開示		
160	浦125	9/17	水道局 給水部	北部水道建設課	水道資材等価格調査業務(臨時調査) 令和2年度 ろ水用モータポンプ更新工事(南浦和浄水場3号・高鼻浄水場1号)に関する南浦和3号ろ水水中モータポンプ、高鼻1号ろ水水中モータポンプの単価	Ⅲ. 調査結果報告表 水道資材等価格調査業務(臨時調査)(単価契約) 臨時価格調査(その30)／取水用モータポンプ更新工事(北浦和浄水場1号・3号・東大宮浄水場4号) 他	9/28	一部開示	Ⅲ. 調査結果報告表のうちNo.1～No.3及びNo.6～No.8	第7条第5号
161	岩29	9/18	市長公室	広聴課	令和元年度の「わたしの提案」で法務・コンプライアンス課が関わった事案の提案内容・回答	1 令和2年3月23日付け收受 わたしの提案(第10082号) 2 令和2年4月10日付け作成 回答書(建設局北部建設事務所土木管理課、総務局総務部法務・コンプライアンス課作成)	9/24	一部開示	・わたしの提案のうち、「氏名」「住所」「電話番号」「印影」の部分 ・回答書のうち、「氏名」の部分	第7条第2号
162	浦128	9/23	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	行旅死亡人等現在の遺骨の保管数 遺骨の処理方法、処分先 (昨年度末現在)	1納骨堂への納骨状況(R2.3末時点) 2業務委託契約書(さいたま市引き取り手のない等遺骨埋蔵業務)	9/30	一部開示	業務委託契約書のうち、法人の代表者印	第7条第3号
163	大65	9/23	建設局 北部建設事務所	道路建設課	現在計画および整備中の下記区間の、道路完成後の形状が把握できる計画平面図。無い場合は工事図面もしくは区域決定図面。※縮尺1/500～1/2000程度 1.主要地方道2号 さいたま春日部線、2.主要地方道2号 さいたま春日部線、4.主要地方道35号 川口上尾線、6.一般道市道22568号線	大宮岩槻線(1工区)、大宮岩槻線(芝川工区)、産業道路(天沼工区)、南大通東線(天沼工区)の区域決定図面	9/28	一部開示	平面図の中の氏名	第7条第2号
164	浦134	9/24	財政局 税務部	固定資産税課	(1)固定資産税(土地)評価替えにおいて活用する標準宅地鑑定評価等業務に携わる不動産鑑定業者(不動産鑑定士)を募集するためホームページに掲載又は配布等により公にした応募要領等一式で、平成28年度及び令和元年度もの 他	1.財税固第876号 「さいたま市固定資産鑑定評価員選定基準について」のうち、さいたま市固定資産鑑定評価員選定基準に関する部分(平成28年9月13日決裁) 他	9/29	一部開示		文書 不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
165	桜12	9/25	消防局 桜消防署	管理指導課	特定施設の新築以降の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の記録の有無		9/30	不開示		文書不在
166	浦137	9/25	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人の最新定款	特定医療法人 定款	10/6	一部開示	印影	第7条第3号
167	浦138	9/28	建設局 南部建設事務所	土木管理課	昭和53年に締結した国鉄との交換道路確認調書(浦和から北浦和地区) ・通知文、回答文、照会文等 ・特定地の明細書 ・境界立会書、図面等 ・行政財産の譲渡に関する同意書		10/9	不開示		文書不在
168	浦139	9/29	建設局 建築部	建築総務課	建設局建築部建築総務課管理係から回答頂いた「耐震診断が必要な件数は、耐震化が必要な57件から既に耐震診断実施済みの10件を引いて47件…」にて記載の数値の根拠となる一覧表などの資料	閉塞建築物リスト重点路線	10/12	一部開示	建築物の所在(地番)、主要用途の詳細、延べ面積、耐震化状況、取組み状況令和元年度の一部、取組み状況令和2年度の一部、耐震診断状況	第7条第2号第3号第4号
169	浦140	9/30	財政局 税務部	固定資産税課	固定資産税(土地)の評価替えに関する標準宅地鑑定評価等業務に携わる鑑定評価員を選定するため、令和元年度に用いた「さいたま市固定資産税課鑑定評価員候補選定基準」の「2」に記載する「上限価格」及び「下限価格」の価格決定に係る文書一式(金額、設定方法、参考見積等を含む)	受託希望価格の上限価格(令和3年度さいたま市標準宅地鑑定評価業務)	10/9	開示		
170	浦141	10/2	建設局	技術管理課	令和元年度10月版さいたま市公共建築工事単価表一市場単価 令和元年度10月版さいたま市公共建築工事単価表一標準単価(建築、電気設備、機械設備)	さいたま市公共建築工事単価表標準単価(建築工事)令和元年10月版標準単価(電気設備工事)令和元年10月版標準単価(機械設備工事)令和元年10月版市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和元年10月版	10/7	開示		
171	浦142	10/2	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表標準単価 令和元年10月版 市場単価 令和元年10月版 標準単価 令和2年10月版(金額抜き) 市場単価 令和2年10月版(金額抜き) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表標準単価(建築工事)令和元年10月版、標準単価(電気設備工事)令和元年10月版、標準単価(機械設備工事)令和元年10月版、市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和元年10月版、標準単価(建築工事)令和2年10月版(金抜き)、標準単価(電気設備工事)令和2年10月版(金抜き)他	10/6	開示		
172	大69	10/8	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和2年9月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書それぞれの閲覧用資料	9月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	10/16	開示		
173	浦143	10/13	浦和区役所 健康福祉部	福祉課	生活保護利用している特定者に関する特定期間内のケース会議にかかわるすべての記録		10/27	不開示		存否応答拒否
174	浦144	10/14	子ども未来局 子ども育成部	子育て支援政策課	ミニ大宮区 令和元年度補助金に関するもの及び同要綱 支出の領収書は会場設備費に限る	支出負担行為何書(一般)(件名:さいたま市子どもがつくるまち事業補助金(大宮区))(令和元年5月24日決裁)(伝票番号050418654-00-00)他	10/22	一部開示	個人の氏名、住所、電話番号、印影 法人の口座情報、代表者印	第7条第2号第3号
175	浦145	10/14	大宮区役所 健康福祉部	支援課	大宮区役所支援課「ミニ大宮区」令和元年度補助金等に関するもの及び同要綱	・大健支第2638号 ソニックシティ会場利用申込について(令和元年9月17日決裁) ・支出負担行為何書兼命令書 ミニ大宮会場使用料(12/6~12/7 第1展示場・商談室) 【令和元年12月18日決裁】(伝票番号112282037-00-00)	10/26	一部開示	利用申込書の相手方担当者氏名 法人代表者の印影(実印)、口座情報	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
176	岩31	10/14	水道局 給水部	北部水道建設課	老幹25号(φ1000mm)配水本管布設替工事の図面	令和2年 老幹25号(φ1000mm)配水本管布設替工事設計図面 図面No. 1/45	10/22	開示		
177	岩32	10/15	総務局 総務部	総務課	文書事務の手引 公文書の保存期間の5年以内	「文書事務の手引(平成27年3月)」第3編第2章第2節4(1)「イ 日付、時刻及び時間の書き方」 「文書事務の手引(令和2年3月)」第3編第2章第2節5(1)「イ 日付、時刻及び時間の書き方」	10/26	開示		
178	岩33	10/15	建設局 北部建設事務所	土木管理課	北部建設事務所が特殊車両通行許可書を発行する際の「条件」に時間規制が附されている条件書最低でも5事案	建北土第1069号 特殊車両通行許可申請について(第169号)(令和元年6月3日決裁) 建北土第5901号 特殊車両通行許可申請について(第2337~2339号)(令和2年2月13日決裁) 他	10/26	開示		
179	岩34	10/15	建設局 南部建設事務所	土木管理課	南部建設事務所が特殊車両通行許可書を発行する際の「条件」に時間規制が附されている条件書最低でも5事案	・建南土第310560号 特殊車両通行許可申請(令和2年2月10日決裁)に係る条件書。 ・建南土第310585号 特殊車両通行許可申請(令和2年2月10日決裁)に係る条件書。 他	10/20	開示		
180	浦148	10/16	建設局 土木部	土木総務課	さいたま市が保有する特定地に存在する特定宗教施設に関する行政情報	土木総務課 土地台帳(浦和区)36都市計画路線名:高砂常盤線	10/20	開示		
181	浦149	10/16	財政局 財政部	資産経営課	市有地にある宗教施設等の対応についての行政情報(資産経営課に限る)	平成22年度財財用000548市有地内における神社等の使用に関する調査結果について 平成30年度財財資000365常盤3丁目市有地等の状況確認について 他	11/2	一部開示	個人の氏名、住所	第7条第2号
182	岩35	10/19	建設局 北部建設事務所	土木管理課	特定法人の過去5年間の市道イワ213号線の「特殊車両通行許可書」申請状況	建北土第997号 特殊車両許可通行許可申請について(第432~434号)(平成29年7月13日決裁) 建北土第1727号 特殊車両許可通行許可申請について(第881~883号)(平成29年9月25日決裁) 他	11/2	一部開示	担当者名	第7条第2号
183	浦150	10/20	消防局 総務部	消防施設課	平成18年3月23日付土地境界立会確認書 浦和消防署日の出張所に関するもの	浦和消防署日の出張所移転用地分筆測量業務委託の測量成果簿に編綴された、平成18年3月23日付け土地境界立会確認書	10/26	一部開示	代理人の住所、氏名及び隣接地所有者との関係並びに立会者の印章の印影	第7条第2号
184	浦151	10/21	都市局 都市計画部	交通政策課	市内バス路線の一覧表 同上一覧表について公開しないとバス事業者と確認したもの 市公共交通運行継続支援金給付申請書のうちバス会社のみ	さいたま市バス利用状況調査 さいたま市公共交通運行継続支援金給付申請書	11/4	一部開示	乗車人員/年及び乗車人員/日のうち、各事業者の総合計以外の情報 事業者の実印、担当者、担当者部署連絡先(非公開の情報)、口座情報 市内バス路線一覧表について公開しないとバス事業者と確認したもの	第7条第3号 文書 不存在
185	浦153	10/26	水道局 給水部	北部水道建設課	さいたま市水道局のR02設計業務の手引き一式	設計業務の手引 第7章 積算業務(令和2年度)	11/2	開示		
186	西8	10/27	財政局 税務部	固定資産課	2019年中の登記異動修正済の、地番図shapeデータ ※可能であれば地番の他、字界・字名・家屋(外形・家屋番号)の情報も。※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果。※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料。	地番図shapeデータ(令和2年1月1日時点のもの)	11/9	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情 報区分
187	見7	10/27	議会局 議事調査部	議事課	9月14日さいたま市議会まちづくり委員会における吉田一郎議員の七里駅の桜の木に関する質問と回答	令和2年9月14日さいたま市議会まちづくり委員会記録(速報版)のうち、吉田一郎議員の議案外質問「3七里駅周辺の区画整理について(1)桜の木の伐採について」の部分。	11/5	開示		
188	中103	11/2	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	さいたま市教育委員会(神教委教第1037号)令和2年6月5日神戸市教育委員会委員長名で、令和2年度指定都市教職員人事・給与主管課長会議の会議資料の提出についてのうち次の資料 基礎資料(1~27)	さいたま市教育委員会—神教委教第1037号—令和2年6月5日神戸市教育委員会教育長名で、令和2年度指定都市教職員人事・給与主管課長会議の会議資料の提出についてのうち、次の資料について 1. 「基礎資料(1~27)」	11/16	開示		
189	岩36	11/4	建設局 北部建設事務所	土木管理課	車両の通行の制限について(平成21年4月30日国道交8号)第4指導取締結果の報告	令和元年度特殊車両通行許可状況報告書(その3)	11/16	開示		
190	浦154	11/4	教育委員会事務局 生涯学習部	文化財保護課	文化財保護課が保有する「中山神社」に関する行政情報(傾き調査は重殿社を含む)及び中山神社についての埼玉県から送付された文書	教生文第4947号文化財の県指定に伴う市指定文化財の指定解除に係る告示及び所有者への通知について(令和2年3月30日供覧完了) 教生文第4420号埼玉県指定文化財指定の同意書の送付について(中山神社旧本殿)(令和2年2月10日供覧完了)他	11/20	一部開示	個人の住所、氏名、電話番号、銀行口座、印影その他の記述、法人の印影、インターネットアドレス	第7条第2号第3号第7号
191	北17	11/5	水道局 給水部	北部水道建設課	さいたま市水道工事設計単価表(令和元年10月30日)	令和元年度水道工事設計単価表_10月30日	11/13	開示		
192	浦155	11/5	議会局 議事調査部	議事課	さいたま市の自然災害における避難場所・病院・看護・養護施設等への電源確保に係る対応、対策状況の関りについて さいたま市議会における議案、審議、審査状況が分る議事録等関連文書		11/12	不開示		文書不存在
193	浦156	11/5	総務局 危機管理部	防災課	さいたま市の自然災害における避難場所・病院・看護・養護施設等への電源確保に係る対応、対策状況の関りについて 市の電気自動車関連事業者等における協議、協定状況が分る関連文書 他	総危防第2983号「大規模災害時における電気自動車等による電力供給に関する協定書」の締結について(令和元年12月24日決裁)	11/20	開示		
194	浦157	11/5	建設局 土木部	河川課	さいたま市の自然災害(大雨の停電)における荒川氾濫等想定に係る鴨川水系等の昭和水門・さくらそう水門(南区)の閉鎖判断基準が定められている対応、対策状況が分る関連文書		11/18	不開示		文書不存在
195	浦158	11/5	総務局 危機管理部	防災課	別紙3・さいたま市洪水ハザードマップに基く、荒川流域の「72時間の総雨量が632mm」共に「想定される最大規模の降雨が24時間の総雨量」状況が分る関係文書		11/11	不開示		文書不存在
196	浦159	11/5	議会局 議事調査部	議事課	さいたま市の自然災害(大雨の停電)における荒川氾濫等想定に係る鴨川水系等の昭和水門・さくらそう水門(南区)の閉鎖判断基準が定められている対応、対策状況が分る関連文書について、さいたま市議会における議案、審議、審査状況が分る議事録等関連文書	平成31年2月20日のさいたま市議会予算委員会記録	11/11	開示		
197	浦160	11/6	消防局 警防部	警防課	救助工作車4型1号車、2号車(大宮救助1、2)にかかる、さいたま市消防局が納入業者に提出を求めた前記各車両の他観ぎ装5面図(車両他観の図面)、積載資器材等のぎ装配置図(棚や車載資器材等の位置が表記された収納庫内部の図面)		11/19	不開示		文書不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
198	浦161	11/6	市民局 市民生活部	市民生活安全課	さいたま市公衆街路灯LED化事業について応募者名及び応募グループ各社の構成企業名審査結果の根拠となる審査委員全員の採点表(配点表) 他	さいたま市公衆街路灯LED化事業において事業者から提出された様式第2号、様式第3号 他	11/20	一部開示	さいたま市公衆街路灯LED化事業において事業者から提出された様式第2号、様式第3号の一部、評点表の一部 他	第7条第5号
199	浦162	11/6	財政局 財政部	庁舎管理課	庁舎管理課が保有する公用車取得時に車庫証明申請に用いる駐車場配置図及びエコ計画ビルの駐車場の契約書及び16台の利用課がわかるもの並びに本庁舎駐車許可に関するもの	・車庫証明申請用保管場所の所在図・配置図 ・エコ計画浦和ビル立体駐車場駐車車両一覧 ・エコ計画ビル駐車場 借用契約書 ・本庁舎駐車許可申請書決裁一式	11/19	一部開示	・エコ計画浦和ビル駐車場賃貸借契約書の法人代表者印影 ・駐車場使用許可申請書及び理由書のうち、申請者が特定できる部分、車種特徴、登録番号、理由のうち病名等が特定できる部分 他	第7条第2号第3号
200	岩37	11/10	建設局 北部建設事務所	土木管理課	旧16号線の「岩槻橋」を通行する特殊車両の通行許可申請に関する書類		11/24	不開示		文書不存在
201	岩38	11/10	建設局 北部建設事務所	土木管理課	市道イワ213号線を通行する特殊車両通行許可書の条件にある「0時～24時」を条件とした、できる、客観的で合理性のある証拠の開示を求める。また、CBR値が遂行の条件とならない客観的で合理性のある情報の開示を求める。		11/24	不開示		文書不存在
202	中105	11/11	水道局 給水部	南部水道建設課	老大3196号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	令和2年度 老第3196号布設替工事 業者見積及び見積結果表	11/17	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第2号第3号
203	中106	11/11	水道局 給水部	南部水道建設課	幹線362(Φ500mm)号配水本管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	幹線362(Φ500mm)号配水本管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	11/17	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業担当者名、見積書を特定する番号	第7条第2号第3号
204	大87	11/12	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和2年10月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、それぞれの閲覧用資料	10月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	11/24	開示		
205	緑6	11/12	保健福祉局 福祉部	監査指導課	特定園又は特定法人が運営する保育施設に対して、特定期間監査を行い、文書指導のあった事項が書かれた通知書及び指摘の根拠となった資料	令和2年度社会福祉施設等指導監査の結果について(通知)【特定園】(文書番号:保福監第1762号)(件名:令和2年度社会福祉法人等指導監査の結果について(8月3日～8月7日)(令和2年9月9日決裁) 他	11/27	一部開示	職員の状況のうち、氏名、年齢、生年月日 自主点検表のうち、手当の種類及び金額 他	第7条第2号第3号
206	岩39	11/13	建設局 北部建設事務所	土木管理課	先に提出した「わたしの提案」に対する回答として、建北土第3442号、3261号、3192号、3142号を以て回答頂いたが問題提起に対する合理的な回答となっているのか確認のため、当該回答に係る「わたしの提案」の開示を求める	建北土第3442号わたしの提案(第16541号)について(令和2年10月29日決裁) 建北土第3261号市民からの要望(特殊車両について)(令和2年10月23日決裁) 他	11/26	一部開示	提案者及び要望者の氏名、住所、電話番号、個人氏名	第7条第2号
207	浦165	11/13	水道局 給水部	北部水道建設課	2019年度老朽管布設替工事における基本設計業務(契約整理番号199902751)におけるすべての文書契約書類関係(契約書・仕様書・届出書等)成果品(報告書・電子納品等)その他資料(協議資料、参考資料等)	老朽管布設替工事における基本設計業務契約書、変更契約書、仕様書、報告書、電子納品、協議資料、着手届関係書類一式	11/30	一部開示	・見積業者名・担当者名・役職・所在地・連絡先・印影・見積番号・Eメールアドレス・技術者ID・生年月日・資格取得年月日・登録番号・証明書番号・業務経歴・健康保険被保険者証の記号・番号・家庭状況・勤務の実績 他	第7条第2号第3号
208	見8	11/13	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅北側区画整理に伴う桜の木撤去に関する資料	さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合における令和元年度第2回理事会議事録のうち、総代会上程議案第1号「令和2年度さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の事業計画及び収支予算について」の桜に関する部分	12/23	一部開示	・組合事務局の担当者名および職位、発言者名および肩書 ・発言中における出席者以外の個人が特定される情報 ・理事会における出席状況及び出欠 ・法人間の協議に係る部分、補償内容に係る部分	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
209	岩40	11/16	建設局 北部建設事務所	土木管理課	特定法人が令和2年に申請され、貴市が許可書発行した全ての書類の開示を求める。開示車両はその内の一台。	建北土第368号特殊車両許可通行許可協議について(第121~123号)(令和2年4月24日決裁)	11/26	開示		
210	見9	11/17	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の資料の開示 誰に補助金が出されることになっているかわかる名簿(理事長及び理事・総代・組合員全員等) 他	令和2年度9月議会用資料の作成依頼について 令和2年9月2日決裁のうち、七里駅北側特定土地区画整理事業に係る部分 平成14年7月9日付さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の設立について(通知)	12/1	一部開示	・誰に補助金が出されることになっているかわかる名簿 ・桜の木を切る調査に関する補助金の支出	文書不在
211	中107	11/17	水道局 給水部	南部水道建設課	南部配水場応急給水施設設置工事業者見積及び見積結果表	令和2年度 南部配水場応急給水施設設置工事に係る見積書、見積結果表及び高額資材の調査結果報告書	12/3	一部開示	印影、企業名、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章	第7条第2号第3号
212	北18	11/18	都市局 都市計画部	都市計画課	加入中の損害保険の証券及び明細書、証券に補償内容が記載されていない場合は補償内容がわかるもの(約款は除く) ただし次の要件に該当する契約は除く。 保険期間が1年未満の短期契約 他	違反広告物撤去ボランティア保険の賠償責任保険証券	11/26	開示		
213	北19	11/18	都市局 まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	加入中の損害保険の証券及び明細書、証券に補償内容が記載されていない場合は補償内容がわかるもの(約款は除く) ただし次の要件に該当する契約は除く。 保険期間が1年未満の短期契約 他	令和2年11月13日現在で加入中の損害保険の証券(保険期間が1年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満のもの、全国市有物件共済会などで加入している共済契約を除く)	11/30	開示		
214	岩41	11/20	市長公室	広報課	わたしの提案の市長からの回答内容について、どのような手法で調査されたのか関係資料の開示を求める。	市広聴第48号市民意識調査に係る電算データ内部提供の利用許可について(令和2年4月3日決裁)	11/30	開示		
215	中108	11/24	水道局 給水部	南部水道建設課	老第3174号布設替工事業者見積及び見積結果表	令和2年度、老第3174号布設替工事に係る見積書、見積もり結果表	12/1	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章	第7条第2号第3号
216	見10	11/24	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	一般財団法人さいたま市土地区画整理協会が七里駅の桜の木の交渉をさいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の代理として請け負ったことが確認できる関係資料全部 他	【七里駅北側／現年／R2.7.10】令和2年度組合等区画整理事業補助金完了検査報告書 令和2年7月10日決裁のうち、令和2年度補助金完了検査報告書、組合事務業務委託に係る土地区画整理事業補助金請求書、さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合業務委託契約書、業務委託完了報告書 他	12/28	一部開示	・委託業務完了報告書のうち、業務委託検査員の肩書、氏名及び印影 ・さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の設立認可申請についてのうち、氏名及び印影 ・法人の印影	第7条第2号第3号
217	見11	11/24	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年度から14年度東武野田線大和田駅及び七里駅舎化についてさいたま市と東武鉄道で協議が行われています。平成13年前も含めた協議関係する資料すべて 他	東武鉄道関係機関協議平成14年2月1日 平成14年3月6日付東武野田線大和田駅及び七里駅の橋上駅舎化の計画について(協議) 平成14年7月3日付東武野田線大和田駅及び七里駅の橋上駅舎化の計画について(回答) 他	12/8	一部開示	・協議相手方の氏名、要望者、署名者の住所、氏名、電話番号 ・法人の印影、法人との協議内容に係る部分、法人が発行した文書の文書番号	第7条第2号第3号
218	浦169	11/26	子ども未来局 幼児未来部	保育課	市立保育園の損害賠償請求に関する行政情報	・令和2年9月28日付け子幼保第2170号鈴谷西保育園近隣駐車場の自動車破損について ・令和2年10月28日付け子幼保第2219号専決処分について 他	1/4	一部開示	相手方の氏名、住所、電話番号、車種、自動車登録番号、車台番号、自動車登録番号票、法人の担当者名、法人の口座情報、担当課メールアドレス、パスワード、イントラネットアドレス 他	第7条第2号第3号第7号
219	大93	11/27	経済局 商工観光部	産業展開推進課	さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区) 令和2年10月6日さいたま市ホームページにて募集公開開始 本プロポーザルの採点評価基準について 本プロポーザルの参加企業名称について 他	さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)受託事業者選定基準 企画提案の審査結果について	12/7	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
220	見12	11/30	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅の桜の木に関すること。都市局／都市計画部／都市計画まちなみ・景観係に区画整理支援課から渡した資料全部	撮影日2019年4月7日の写真 令和2年5月21日付わたしの提案回答 令和2年6月8日付わたしの提案回答	12/14	開示		
221	見13	11/30	都市局都市計画部	都市計画課	七里駅の桜の木に関する景観条例に関する開示 2020年6月頃。市長への提案があり七里駅の桜の木の景観重要樹木の提案があった。 確認の為に区画整理支援課松本氏から送付を受けた資料全部の開示と検討記録及び回答書などこの件に関する資料全部	区画整理支援課から送付した資料全部 七里駅の桜の木に対する「わたしの提案」の写しおよび当該に係る部分の回答案	12/10	一部開示	「わたしの提案」提案者の氏名、住所、電話番号、職業	第7条第2号
222	中113	12/2	水道局給水部	北部水道建設課	老幹24号(Φ800mm)排水本館布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老幹24号(Φ800mm)配水本管布設替工事 見積書及び見積結果表	12/10	一部開示	人の氏名・印影、見積書の一部に含まれる業者名・住所・電話番号・FAX番号	第7条第2号第3号
223	中114	12/2	水道局給水部	北部水道建設課	大宮配水場応急給水施設設置工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	大宮配水場応急給水施設設置工事 見積書 大宮配水場応急給水施設設置工事 見積結果表	12/8	一部開示	見積業者名、担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
224	中115	12/2	水道局給水部	北部水道建設課	令和2年11月度【システム歩掛コード一覧表】	施工条件単価一覧表(令和2年11月)	12/8	開示		
225	中118	12/2	水道局給水部	北部水道建設課	拡第5018号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	拡第5018号配水支管布設工事 見積及び見積結果表	12/7	一部開示	・人の氏名・印影 ・見積書の一部に含まれる業者名・住所・電話番号・FAX番号	第7条第2号第3号
226	浦171	12/2	建設局南部建設事務所	土木管理課	浦和市役所及びさいたま市役所と国鉄、清算事業団及びJR東日本との間で作成した、常盤二丁目174-3、-6番の土地に関する事項を含む、契約書、文書(協議文書含む)、登記関係書類及び図面等の写しの交付を求めます。ただし、平成15年までの期間で、交換道路確認調書を除く。		12/14	不開示		文書不存在
227	西9	12/4	建設局建築部	住宅政策課	令和2年2月14日付公文書(特定住民に出した文書) 令和2年12月2日付公文書(住宅政策課から住宅供給公社へ出した文書) 他	・建建住第5298号 峰岸住宅共益費支払いについて(お願い)(令和2年2月14日決裁) ・建建住第4300号 峰岸住宅集会所の管理について(依頼)(令和2年12月1日決裁) ・建建住第4301号 峰岸住宅集会所の管理について(通知)(令和2年12月1日決裁)	12/15	一部開示	令和2年2月10日と久津課長補佐が峰岸住宅で行った面談の出張届	文書不存在
228	浦174	12/7	市民局市民生活部	市民生活安全課	さいたま市公衆街路灯LED化事業について 審査結果の根拠となる審査委員全員の採点表(配点表) 最優秀提案者の提案書 当該企業に於いて契約者との間で決定した事業費総額	1. 採点表 2. さいたま市公衆街路灯LED化事業において事業者から提出された、様式第9号の1~3、様式第10~12号、様式第13号の1~4、様式第14号の1、2、様式第15~17号、各様式の別添資料 他	12/17	一部開示	採点表の一部、さいたま市公衆街路灯LED化事業において事業者から提出された、様式第9号の1~3、様式第10~12号、様式第13号の1~4、様式第14号の1、2、様式第15~17号、各様式の別添資料の一部 他	第7条第3号第5号
229	大96	12/8	消防局大宮消防署	管理指導課	特定法人に係わる次の文書 防火管理者選任(解任)届出書一式 消防計画作成(変更)届出書一式	(1) 令和元年7月10日收受 大宮消防署第1838号 防火管理者選任(解任)届出書 (2) 令和元年7月10日收受 大宮消防署第1839号 消防計画作成(変更)届出書 他	12/7	一部開示	個人の氏名、住所、生年月日、役職及び資格に関すること、法人の印影、防火管理業務受託者の氏名、住所、電話番号及び担当事務所の所在地、電話番号、現場確認委員の待機場所 他	第7条第2号第3号
230	浦176	12/9	保健福祉局長寿応援部	介護保険課	さいたま市の介護保険料滞納高齢者の2015年度から2019年度までの関りについて 高齢者介護保険料の納人数の5年度別納人数が分かる関連文書 他	決算特別委員会 説明用資料(平成28年度~令和2年度)	12/14	一部開示	滞納高齢者の5年度別に係る差し押さえられる高齢者数状況が分かる関連文書	文書不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
231	浦177	12/9	保健福祉局福祉部	生活福祉課	さいたま市の介護保険料滞納高齢者の2015年度から2019年度までの関りについて 65歳以上の高齢者の生活保護受給対象者数に係る5年度別状況が分かる関連文書 他	年齢別の被保護者数	12/21	一部開示	65歳以上の高齢者の生活保護受給対象者に係る5年度別状況について、さいたま市報等の公表状況が分かる関連文書	文書不在
232	浦178	12/9	市民局政推進部		さいたま市民における外国人の2015年度から2019年度までの関りについて 3年度別の外国人数に基づく、市民の占める割合状況が分かる関連文書 他	市区推第198号 外国人在留の資格別男女別人員表(平成30年3月末現在)について(平成30年4月18日供覧完了) ・市区推第200号 外国人国籍・地域別男女別人員表(平成30年3月末現在)について(平成30年4月18日供覧完了) 他	12/18	一部開示	・前1・2・3・4に基づく、さいたま市報等の公表状況が分かる関連文書	文書不在
233	浦179	12/9	経済局商工観光部	観光国際課	さいたま市民における外国人の2015年度から2019年度までの関りについて さいたま市における外国人の実習生調査(アンケート)実施結果及び今後調査実施予定状況が分かる関連文書 他		12/16	不開示		文書不在
234	岩42	12/9	市民局政推進部		大宮区役所地下駐車場に関する資料 駐車場の運用基準を企画・立案した発議者 駐車場の運用基準を定めた時の協議メンバー 他	都市経営戦略会議への発議について(平成30年8月31日決裁) 大宮区役所新庁舎整備事業仮契約書 別紙5 テナントチェッカー使用回数(令和元年5月分～令和2年11月分)	12/18	一部開示	・駐車場の運用基準を定めた時の協議メンバーの開示 ・駐車場の運営基準に係る会議録の開示 ・駐車時間の60分と特例を認めないことを示す合理的な関係資料の開示	第2条第2号文書不在
235	岩43	12/11	建設局北部建設事務所	土木管理課	主要地方道さいたま幸手線(日光御成道)の「浄安寺」前道の道路構造(路床・舗装の厚さ)を含めた構図等の開示を求める。		12/24	不開示		文書不在
236	岩44	12/11	建設局北部建設事務所	土木管理課	特殊車両通行許可に関する業務の「引き継ぎされた関係資料」全て平成19年5月15日付の「特殊車両の通行について(お願い)」及び「建北土特第3号(平成19年5月7日付)」を含めた全ての資料 他		12/22	不開示		文書不在
237	大97	12/11	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和2年11月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	11月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	12/18	開示		
238	浦180	12/11	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツイベント課	「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」事業に関して、市及びさいたまスポーツコミッションがA.S.O.と交わした契約書など一切の文書 他	A.S.O.との契約について A.S.O.との契約書の返送について 選手のビザ取得のための招聘状について 選手同行者のビザ取得のための招聘状について ツール・ド・フランス本大会への招待状 他	1/22	一部開示	個人の氏名、印影、法人の口座情報、個人のメールアドレス、サイン、男女の別、生年月日、出生地、国籍、個人番号、旅券番号 他	第7条第2号第3号
239	浦181	12/11	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	2020年12月10日付新聞記事「児童感染時、担任も発熱→保健所に報告せず」に関する行政情報特定法人に対する申入れを含む報道機関対応連絡票を含む	12/10新聞記事について報道機関取材対応報告票	12/25	一部開示	記者名及び児童・教諭名	第7条第2号
240	浦182	12/11	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	2020年12月10日付新聞記事「児童感染時、担任も発熱→保健所に報告せず」に関する行政情報特定法人に対する申入れを含む報道機関対応連絡票を含む	・報道機関取材対応報告票(令和2年12月8日)・(令和2年12月7日記者発表資料)新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル～「学校の新しい生活様式」への改訂について 他	12/17	一部開示	個人の氏名	第7条第2号
241	西11	12/11	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人決算届 平成30年度(1)事業報告書(2)財産目録(3)貸借対照表(4)損益計算書 それぞれの閲覧資料 他	・特定医療法人決算届(平成30年4月1日～平成31年3月31日)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 ・特定医療法人決算届(平成31年4月1日～令和2年3月31日)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	12/18	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
242	見14	12/11	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅北側区画整理に伴い、未登記の土地が確認され、申告により個人の土地となったもの。いつ・誰がどこの土地を取得したのかわかるもの。		12/28	不開示		文書不在
243	岩45	12/14	建設局 北部建設事務所	土木管理課	道路法に基づき特殊車両通行許可に関する手続きの関係資料開示を求める申請者が提出する資料の全て申請者の提出した事案に対して道路管理者が発行する資料の全て	建北土第368号 特殊車両許可通行許可協議について(第121~123号)(令和2年4月24日決裁)	12/22	一部開示	担当者の氏名、電話番号	第7条第2号
244	浦183	12/15	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	2019年度さいたま市一時生活支援事業の利用者数(月別)について請求します。	一時生活支援事業利用実績の一時宿泊施設利用人数の箇所	12/24	開示		
245	浦184	12/15	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	2019年度さいたま市が運営する生活自立仕事相談センターへの新規相談者数、並びに延べ相談者数(月別)。また、自立相談支援の申込者数とプラン作成者数(月別)について請求します。	令和元年度の生活自立・仕事相談センター延べ相談受付状況(月別内訳) 令和元年度の生活困窮者自立支援制度に関する支援状況(月別)	12/24	開示		
246	浦185	12/16	子ども未来局 幼児未来部	保育課	市立保育園園児の車両に対する投石事件について各保育園へ注意を求める文書 同園からの投石事件の報告書		1/4	不開示		文書不在
247	浦186	12/16	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人の直近3年間の決算届(財産目録、貸借対照表、損益計算書)閲覧用資料	特定医療法人決算届(平成31年4月1日から令和2年3月31日)(平成30年4月1日から平成31年3月31日)(平成29年4月1日から平成30年3月31日)のうち財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	12/18	開示		
248	浦187	12/22	保健福祉局 保健部	健康増進課	令和元年度精神保健福祉資料さいたま市に精神病床がある医療機関7病院分全調査票(1~48)	令和元年度精神保健福祉資料630調査 医療機関・訪看ST用Webからダウンロードしたさいたま市内の「提出調査票(1~48)」	2/4	一部開示	『入力ご担当者氏名』、『所属部署』、『精神科・心療内科医療機能』、『7. 措置入院の指定病床数』、『8. 応急入院の指定の有無』、『職員数』に関する回答のすべて 他	第7条第2号第3号
249	桜14	12/23	建設局 南部建設事務所	建築指導課	特定地について、特定日にさいたま市建設局南部建設事務所建築指導課指導・中高層係の特定職員が行った調査報告書	特定日の受信メール 特定日の送信メール 特定日の撮影写真(特定地)	1/5	一部開示	個人のメールアドレス、問い合わせ内容及び回答、写真上の個人の顔及び車両ナンバープレート	第7条第2号
250	桜15	12/23	都市局 南部都市公園管理事務所	開発指導課	特定地における開発に係る書類		1/5	不開示		文書不在
251	浦188	12/23	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	教職員人事課が保有する令和2年12月18日付け教学教人第2133号と同様な開示しない部分及び理由を記載した以前の決定通知書 令和1年度及び令和2年度に限る	令和2年8月11日付け教学教人第938号「行政情報一部開示決定通知書」	1/22	一部開示	請求者氏名	第7条第2号
252	浦189	12/25	議会局 総務部	総務課	政務活動費の使途について、第三者機関による調査に関するもの契約書、募集要項、令和1、2年度支出命令書 R1、12月より直近まで	業務委託契約書(平成31年3月20日)さいたま市告示第238号(平成31年2月8日) 支出命令書(令和2年4月2日決裁) 業務委託契約書(令和2年3月23日)さいたま市告示第223号(令和2年2月7日)	1/4	一部開示	口座情報	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
253	岩46	12/28	都市戦 略本部 都市経 営戦略 部		「市報」vol.237号の絆をつなぐ「住み やすい」と感じる市民の割合が 86.3%と過去最高に、との記載につ いて ・CS90の理由	平成27年度施政方針骨子案	1/8	開示		
254	西12	12/28	環境局 環境共 生部	環境対 策課	さいたま市環境影響評価技術審議 会で審議した「荒川第二・三調節池 事業環境影響評価準備書」の一式	荒川第二・三調節池事業環境影響 評価準備書 荒川第二・三調節池事業環境影響 評価準備書 資料編 荒川第二・三調節池事業環境影響 評価準備書 要約書	1/7	開示		
255	見15	1/7	建設局 北部建 設事務 所	建築指 導課	七里駅改修に伴う工事 どのように住民に工事の説明が行 われたかわかる資料 近隣説明等報告書、住民への説明 状況、説明を行った近隣住民等 配置図、各階平面図、4面の立面 図、付近状況図	1. 近隣説明等報告書(令和2年3月2日受 付 北19-0184)の内、(1)近隣説明等報 告書、(2)住民への説明状況、(3)説明を 行った近隣住民等。 2. さいたま市中高層建築物の建築及び 大規模開発行為等に係る紛争の防止及 び調整に関する条例第9条に基づき近隣 住民に説明した資料の内、配置図、各階 平面図、4面の立面図、付近状況図	1/21	一部 開示	事業者(法人)の代表者印、 事業者の代理人及び担当 者氏名、説明を行った住民 の住所・氏名及び番号、説 明者氏名、建築物等の用 途	第7条 第2号 第3号
256	見17	1/7	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	七里駅北側地区土地区画整理事業組 合設立準備委員会を誰が進め誰が参 加したかわかる資料 特定組合設立準備委員会ができてか ら特定組合認可を受けるまでの土地所 有者や土地借地権者の同意が、どの ようなかたちで進められたのかわかる 資料		1/21	不開 示		文書 存在 不 在
257	見18	1/7	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	平成13年3月25日開催の事業計 画・定款(案)説明会の議事録等 どんな説明や意見交換が行われた のかわかる資料		1/21	不開 示		文書 存在 不 在
258	見19	1/7	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	東武鉄道へ誰がいつどのような説明や話 し合いをし、七里駅北側地区土地区画整 理事業組合参加の同意の承諾を得たの か、東武鉄道はどの土地を割り当てられ ることになったのか、東武鉄道の桜の木 のある土地を割り当てられた人にどのよ うな交渉が行われ、桜の土地がいつ決定し たのかわかる資料		1/21	不開 示		文書 存在 不 在
259	見20	1/7	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	さいたま市が七里駅の橋上化を進 めた理由に関する資料	平成18年12月4日付七里北組発第 42号 七里駅北口開設について(依頼) 令和2年10月30日付七北特発第 159号 七里駅橋上化駅舎・自由通路整備 の促進について(要望)	2/19	一部 開示	法人の印影	第7条 第3号
260	見21	1/7	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	旧大宮市時代から行われた七里駅 反対口開設の要請書		1/20	不開 示		文書 存在 不 在
261	浦191	1/7	教育委 員会事 務局管 理部	教育財 務課	令和2年度のさいたま市立の全小中 学校が寄附採納手続きをした寄附物品 の品名及びその金額 さいたま市立常盤小学校の過去10年 分の寄附採納手続きをした寄附物品 の品名及びその金額 さいたま市立小・中・特別支援学校寄 附取扱要領	令和2年度寄附申請一覧 さいたま市立小・中・特別支援学校 寄附取扱要領	1/22	一部 開示	個人の氏名、住所 さいたま市立常盤小学校 の過去10年分の寄附採納 手続きをした寄附物品の品 名及びその金額	第7条 第2号 文書 存在 不 在
262	浦192	1/8	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	浦和区内にある特定園の違法な看板 に関する行政情報		1/22	不開 示		存否 応答 拒否

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
263	浦193	1/8	都市局 南部都市・公園管理事務所	管理課	浦和区内にある特定園の違法な看板に関する行政情報		1/22	不開示		存否 応答 拒否
264	浦194	1/8	建設局 土木部	土木総務課	浦和区内にある特定園の違法な看板に関する行政情報		1/22	不開示		文書 不在
265	浦195	1/8	子ども未来局 子ども家庭総合センター	南部児童相談所	特定児童養護施設に対する子どもの措置や指導・調査・勧告やその他の全ての記録	特定児童養護施設への措置を実施した児童の個別台帳(ケースファイル)、措置費概算額決定通知書、措置費精算額決定通知書 他	1/22	一部 開示	個別台帳(ケースファイル)、措置費概算額決定通知書、措置費精算額決定通知書 他	第7条 第2号
266	浦196	1/8	子ども未来局 子ども家庭総合センター	北部児童相談所	特定児童養護施設に対する子どもの措置や指導・調査・勧告やその他の全ての記録	特定児童養護施設への措置(一時保護を含む)を実施した児童の個別台帳(ケースファイル)指導・調査・勧告の記録	1/22	不開示	児童養護施設雀幸園への措置(一時保護を含む)を実施した児童の個別台帳(ケースファイル)指導・調査・勧告の記録	第7条 第2号
267	浦197	1/13	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	区画整理支援課が10月7日に行った七里駅北側の桜3本の調査結果	七里駅北側桜樹木診断業務委託報告書 令和2年12月のうち、診断概要、総評、外観診断カルテ、精密診断カルテ、外観診断及び精密診断の写真帳	1/27	一部 開示	・樹木医の氏名 ・調査機械の機種	第7条 第2号 第3号
268	浦199	1/13	保健福祉局 福祉課	生活福祉課	(厚生労働省に提出した実績報告書・別紙15に記載している)平成28年度～令和2年度の生活困窮者自立相談支援事業(a)および被保護者就労支援事業(b)に関する以下の文書委託先ごとの契約額(人件費などの内訳) 他	さいたま市議会(令和2年12月定例会)用資料として担当所管課が作成した「さいたま市生活保護就労支援業務」の実績推移 他	1/28	一部 開示	人件費などの内訳	文書 不在
269	浦200	1/13	教育委員会事務局 管理課	教育政策室	令和3年1月4日付令和3年さいたま市教育長年頭挨拶「ポストコロナ時代のさいたま市教育の飛躍」における「児童生徒の実態に応じて、4・3・2制など柔軟に学年を区切ったり、9年間を見通して学習内容を入れ替えたりするなど、弾力的で魅力のある教育課程を実施することができる義務教育学校の開設に向けた」準備・検討 他	・教管教政第850号 さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例に基づく報告について ・教管教政第1213号 教育委員会会議への議案提出について 他	1/29	一部 開示	都市経営戦略会議への付議案件名、発議者、付議内容	第7条 第4号
270	大100	1/14	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和2年12月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	12月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	1/19	開示		
271	見22	1/18	経済局 農業政策部	見沼グリーンセンター	さいたま市農村広場の事業報告書及び収支報告書(直近3力年分)また、指定管理公募における事業計画書・自主事業計画書・収支計画書	・さいたま市農村広場(春おか広場)29年度事業報告書(決算書含) ・さいたま市農村広場(春おか広場)30年度事業報告書(決算書含) 他	1/29	一部 開示	企業ノウハウ・内部情報に関する部分	第7条 第3号
272	北20	1/18	教育委員会事務局 学校教育部	健康教育課	市内小学校の「学校保健安全法27条」に関する計画書 他	・令和2年度 市内小学校 安全及び防災全体指導計画 ・令和2年度 市内小学校 学校安全年間指導計画	1/29	一部 開示	特に通学に関して、誰が登校班での登校を計画して、誰が登校班の班長分け及び班長・副班長を任命するか、あるいは誰の責任で実行するか等が書かれた資料。	文書 不在
273	見23	1/18	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年度第2回さいたま市都市計画審議会議事録9ページに記載のさいたま市都市計画七里駅北側土地区画整理推進区域の決定に対する13通の意見書		2/1	不開示		文書 不在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
274	見24	1/18	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年度第2回さいたま市都市計画審議会議事録の14ページに記載の旧大宮市時代から現在まで特定法人と交渉を行ったすべての記録	・関係機関協議／東武鉄道株式会社 平成12年10月12日 ・平成16年6月24日付供覧 東武鉄道株との協議に関する会議等報告書について ・平成22年8月19日付供覧 大和田駅及び七里駅橋上化に関する東武鉄道(株)との協議記録 他	3/3	一部開示	・法人の担当者名および職位、発言者名および肩書 ・発言中における出席者以外の個人が特定される情報 ・法人間の協議に係る部分、補償内容に係る部分 他	第7条第2号第3号第5号
275	見25	1/18	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年第2回さいたま市都市計画審議会議事録18ページに記載の14年前に1万2千名の署名(野田線の橋上化と駅北口開札)について、署名を市が受け取った記録と要望内容とその後の市の取り組みがわかるもの		2/1	不開示		文書不存在
276	見26	1/18	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年第2回都市計画審議会議事録28ページに記載の組合名で作成された事業計画案、組合参加はこの事業計画案の合意を前提にしていることが説明された資料	さいたま市七里駅北側特定土地区画整理事業事業計画書(案) さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合	2/1	一部開示	組合参加が事業計画案の合意を前提にしていることが説明された資料	文書不存在
277	見27	1/18	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年度第2回さいたま市都市計画審議会議事録36ページに記載の特定法人の負担金の意味が分かる資料、その後増額したか確認できる資料	さいたま市都市計画事業七里駅北側特定土地区画整理事業事業計画書(第2回変更)(案)の表紙、目次、10ページ	2/1	開示		
278	見28	1/18	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年度第2回さいたま市都市計画審議会議事録37ページに記載の組合区画整理事業については事業計画と都市計画が一体だったことを確認できる資料		2/1	不開示		文書不存在
279	見29	1/18	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	1月に予定されていた七里駅の説明会が中止と聞いたが、中止の決定及び決定過程の記録全て、説明会に準備されていた資料のすべて		2/1	不開示		文書不存在
280	浦202	1/20	議会局 議事調査部	議事課	サウスピア火災事故調査特別委員会(平成23年度)被災状況の調査結果、復旧工事計画、建築仕上設備の何をどう調べて取り替える又は継続使用するかを判断したのか	サウスピア火災事故調査特別委員会記録の本文 (平成24年2月8日、29日、3月7日、3月9日、4月20日、10月10日、11月30日)	1/25	開示		
281	浦205	1/20	総務局 総務部	行政透明推進課	2015年から2020年に、さいたま市が特定法人に対して発注した業務の内容がわかる資料全て、発注に要した費用(業務委託の場合は委託費、補助事業の場合は補助金など)が分かる契約書と支出命令書の全て		2/2	不開示		文書不存在
282	岩48	1/22	建設局 北部建設事務所	道路安全対策課	旧16号春日部線の元荒川の「岩槻橋」を通行可能な車両の総重量に関する関係資料 車両総重量が何トン車まで耐えられるか	橋梁台帳(岩槻橋)	1/29	開示		
283	岩49	1/22	建設局 北部建設事務所	道路安全対策課	幸手街道等の元荒川の「慈恩寺橋」及び「城北大橋」を通行可能な車両総重量に関する関係資料 車両総重量が何トン車まで耐えられるか	橋梁台帳(慈恩寺橋、城北大橋)	1/29	開示		
284	中141	1/26	水道局 給水部	南部水道建設課	幹線360号(Φ500mm)配水本管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表 仮設鋼材の買料算出根拠	幹線360号(φ500mm)配水本管布設工事における業者見積及び見積結果表並びに仮設鋼材の買料算出根拠	2/8	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等、本工事に関係のない見積もり	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
285	中144	1/29	水道局 給水部	北部水道建設課	令和2年度設計業務の手引き【第7章 積算業務】	設計業務の手引 第7章 積算業務 (令和2年度)	2/5	開示		
286	西13	1/29	保健福祉局長 寿応援部	高齢福祉課	2020年度に実施されたさいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の指定管理者公募におけるさいたまウエルネススポーツJVが提出した事業計画書及び収支計画書	さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場事業計画書	2/12	一部開示	さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場事業計画書のうち、個人氏名及び写真 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場事業計画書のうち、当団体の事業に関する情報、団体の内部に関する情報 他	第7条第2号 第3号
287	浦208	2/1	保健福祉局福祉部	生活福祉課	生活保護にかかわる扶養照会に関連して、以下の点がかかる文書の開示を求めます。 ・生活保護開始決定件数(新規) ・扶養照会した件数 他	31生保統計のうち開始世帯、【令和2年度】監査資料(医療・介護を除く)各区分のうち、5 扶養能力調査の状況(令和元年度開始ケース)、扶養届	2/15	一部開示	扶養照会の結果、えられた援助の件数(援助により得られた金額)	文書不在
288	浦209	2/1	保健福祉局福祉部	生活福祉課	生活保護にかかわる扶養照会に関連して、以下の点がかかる文書の開示を求めます。 ・扶養照会をした親族(3親等内)の人数(または扶養照会の手紙の送付件数) ・扶養照会後親族からの返答件数	【令和2年度】監査資料(医療・介護を除く)各区分のうち、5 扶養能力調査の状況(令和元年度開始ケース)	2/15	一部開示	・扶養照会後、親族からの返答件数	文書不在
289	見30	2/3	建設局 北部建設事務所	道路維持課	岩槻駅の自由通路(歩道)の年間の維持費のわかる資料	指扇駅自由通路外エレベータ等監視カメラ管理業務委託設計書 指扇駅自由通路外エレベータ等監視カメラ管理業務委託契約書表紙 他	2/17	一部開示	法人の印影	第7条第3号
290	岩50	2/3	議会議事調査部	議事課	12月定例会「一般質問」に於いて、さいたま市議員自由民主党新井森夫議員様が質問した「特殊車両が通行する道路 どのように管理しているのか」に対するQ&Aの詳細な記録	令和2年12月1日さいたま市議会本会議記録(速報版)のうち、新井森夫議員の一般質問「1 道路の管理・環境整備について (1) 特殊車両通行許可の道路環境について」の部分	2/12	開示		
291	見31	2/3	保健福祉局保健部	生活衛生課	岩槻駅の自由通路(歩道)の年間の維持費のわかる資料	平成31年4月7日起票 契約履行確認検査結果報告(業務委託契約)さいたま市岩槻駅東口公衆トイレ他6施設清掃等業務 平成31年4月6日起票 契約履行確認検査結果報告(業務委託契約)さいたま市岩槻駅東口公衆トイレ他3施設緊急通報警備業務 他	2/15	開示		
292	浦213	2/4	市長公室	秘書課	市長が2020年(令和2年)1月以降開示日までに使用した公用車及びタクシー、ハイヤーについて運転日誌や日報、日程表など以下の内容が記載されている一切の文書 ・公用車の車種、車両取得日、ナンバープレートに記載の文字、数字・公用車を使用した際の乗車時間と場所等がわかるもの 他	乗車証使用簿(令和2年1月から令和3年2月分) 車両運行日誌(令和2年1月から令和3年2月分) 自動車運行記録表(2020年1月から2021年1月) 旅行命令(依頼)簿兼旅費請求書(様式第3号令和2年1月分) 他	2/18	一部開示	職員番号、運転者名	第7条第2号
293	浦214	2/4	財政局 財政部	庁舎管理課	清水勇人市長が2020年(令和2年)1月以降開示日までに使用した公用車の文書 公用車の車種、車両取得日、ナンバープレートに記載の文字、数字	令和2年度 車両原簿(当該車両分)	2/18	開示		
294	大109	2/8	消防局 大宮消防署	消防2課	大宮消防署管内にて発生した火災案件に関する調査報告書(日付特定)	令和2年度消火第3863号 火災調査書/市198号/建物火災 決裁日 令和2年12月15日のうち火災調査書	2/19	一部開示	火元情報の一部、焼損状況の一部、発見状況、初期消火状況、死傷者の発生状況、出火原因の一部	第7条第2号 第3号 第5号
295	大106	2/9	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和3年1月分 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書それぞれの閲覧用資料	1月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	2/15	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
296	大107	2/9	建設局 北部建設事務所	土木管理課	特定地に関する区域線測量の同意書	市有地等境界確認協議同意書(様式第4号(第9条関係))	2/12	一部開示	代表者印	第7条第3号
297	浦215	2/9	建設局 北部建設事務所	用地課	産業道路バイパス天沼工区における権利者との交渉記録(交渉中の案件に限る)	さいたま都市計画道路産業道路(天沼)街路整備事業における、用地交渉記録簿	2/19	一部開示	用地交渉記録簿のうち、交渉の相手方の氏名、委託事業者従業員の氏名 用地交渉記録簿のうち、交渉の相手方の氏名、交渉場所、交渉概要、交渉内容、今後の対応 他	第7条第2号 第3号
298	南8	2/12	経済局 商工観光部	商業振興課	平成25年9月9日付さいたま市告示第1225号に係る申請書一式(大規模小売店舗立地法第6条第1項により届けた特定施設分)	変更届出書 (平成25年9月3日付大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更届出書)	2/19	開示		
299	北22	2/12	保健福祉局 保健所	疾病予防対策課	HPV(子宮頸がん予防)ワクチンに関して、平成22年度から平成25年度までに接種対象者及び保護者に対して直接配布した文書全て(送付文書及び同封資料を含む、また、接種対象者の年齢は問わない) 他		2/24	不開示		文書不在
300	西14	2/12	保健福祉局 福祉部	国民健康保険課	さいたま市高血圧疾患重症化予防対策業務令和2年度の仕様書	さいたま市高血圧性疾患重症化予防対策業務仕様書	2/15	開示		
301	浦216	2/12	環境局 資源循環推進部	資源循環政策課	さいたま市の各自治会等に対する衛生費(ゴミ収集置場)(補助金)の関わりについて市の衛生費の状況を定めている規定(内規)関連文書 他	1 さいたま市衛生協力助成金交付要綱 2 令和元年度衛生協力助成金実績報告書收受簿	2/19	開示		
302	浦217	2/12	環境局 資源循環推進部	廃棄物対策課	さいたま市の家庭用ごみ収集置場(ゴミステーション)に係る建築主等(用地販売会社)について、戸数を確保している建築許可(確認)が定めている規定(内規)関連文書 他	さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱	2/25	開示		
303	南9	2/15	経済局 商工観光部	商業振興課	平成21年10月28日付大規模小売店舗立地法第6条2項により届けた特定施設分に係る申請書一式	変更届出書 (平成21年10月28日付大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更届出書)	2/19	開示		
304	西15	2/15	建設局 土木部	河川課	令和2年度さいたま市水防計画本編	令和2年度さいたま市水防計画書本編	2/26	一部開示	本編P.46、47 電話番号、キャリアメール	第7条第5号
305	中149	2/16	中央区役所 区民生活部	総務課	中央区役所市民食堂に関する契約書等(過去2年分)及び同所の備品に関するもの(備品台帳)目的外利用	行政財産目的外使用許可申請書 行政財産目的外使用料減免申請書 備品台帳	2/22	一部開示	法人の実印影	第7条第3号
306	浦219	2/18	スポーツ文化局 文化部	文化振興課	市民会館うらわアスベスト含有調査に係る報告書	市民会館うらわアスベスト含有量調査業務の調査報告書	2/22	一部開示	調査報告書の法人の担当者の氏名、印影、特定建築物石綿含有建材調査者修了番号	第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
307	浦220	2/18	桜区役所健康福祉部	福祉課	生活保護費の不正支出1271万円の支出命令書 振込払いは「かがみ」と当該部分の内訳書等	4月分扶助費(桜区・生活保護費及び支援給付費)・緊急支給 他	3/4	一部開示	ケース番号、氏名、住所、支払口座及び支払額、法人の支払口座及び支払額、資金前渡口座の口座番号、起票者の氏名及び押印	第7条第2号第3号第5号第7号
308	大118	2/19	建設局北部建設事務所	下水道建設課	①天沼2丁目地区下流の大門浅間1号幹線と大門浅間8号幹線の接合部分(分水箇所)の工事を担当した企業名 ②天沼2丁目上流の大門浅間1号幹線と大門8号幹線の接合部分(分水箇所)すなわちフラップ扇の工事を担当した企業名 ③上記①の設計担当企業名 ④上記②の設計担当企業名 他	南部処理区下水道工事(北建-25-73) 南部処理区下水道工事(北建-26-87) 南部処理区下水道工事(北建-27-74) 上記の契約書鏡 公共下水道実施設計業務(北建-24-108) 上記の契約書鏡	3/5	開示		
309	大121	2/19	建設局下水道部	下水道維持管理課	①天沼2丁目地区下流の大門浅間1号幹線と大門浅間8号幹線の接合部分(分水箇所)の工事 ②天沼2丁目上流の大門浅間1号幹線と大門8号幹線の接合部分(分水箇所)すなわちフラップ扇の工事 上記2件の設計図と構造図	南部処理区下水道工事(北建-25-73) 南部処理区下水道工事(北建-26-87) 南部処理区下水道工事(北建-27-74) 上記の竣工図	3/4	開示		
310	桜24	2/22	桜区役所健康福祉部	保険年金課	請求者の医療費について、医療機関が国民健康保険の支払い審査機関に対して請求する際に作成した診察記録、退院記録等		3/8	不開示		存否応答拒否
311	岩51	2/24	都市戦略部都市経営戦略部		新庁舎建替えの試算の根拠とした詳細な関係資料	本庁舎整備等に係る基本的な考え方(令和3年2月)	2/25	開示		
312	桜25	2/24	総務局総務部	行政透明推進課	特定株式会社のさいたま市公共工事の請負及びその他さいたま市が特定株式会社に対して発注した請負契約記録文書		3/9	不開示		文書不存在
313	岩52	2/25	都市局まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	岩槻区で現在施行中の「さいたま市都市計画事業江川土地区画整理事業」43街区16画地(保留地)を当該時区画整理事務所が販売した売買金額	さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業の保留地である43街区16画地に係る、平成11年10月19日に締結された保留地売買契約書の第2条(売買代金)	3/1	不開示		第7条第2号
314	中152	2/25	市長公室	広聴課	市長提案制度でこれまで出した市政反映状況の分かる資料	・市民からの意見・要望報告書(受付日:令和3年2月15日、受付ID一桁番:60017762-01、回答所管課:中央区役所区民生活部コミュニティ課) ・市民からの意見・要望報告書(受付日:令和3年2月4日、受付ID一桁番:60017653-01、回答所管課:中央区役所区民生活部コミュニティ課) 他	3/11	一部開示	市民からの意見・要望報告書のうち、「氏名」、「住所」及び「回答」欄に含まれている氏名	第7条第2号
315	浦221	2/25	建設局土木部	道路計画課	産業道路バイパスについて当初の事業計画年度別支出金額(用地費等・工事費等、工区別)がわかるもの	(都)産業道路(天沼工区)、(都)産業道路(天沼2工区)における ・当初の事業認可申請書 ・年度別支出金額	3/9	開示		
316	見32	2/25	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施工協定書	東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施工協定書	3/12	一部開示	法人の印影、駅事務室の間取り、工事費及び管理費の内訳	第7条第3号
317	大119	2/25	経済局商工観光部	商業振興課	特定建築物に関する大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出書 特定建築物に関する大規模小売店舗立地法附則第6条第2項の規定による届出書 他	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書(大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更事項届出書) 変更届出書(大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更届出書) 他	3/5	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
318	浦223	2/26	水道局 業務部	営業課	「水道料金減額(非課税)の終了及び申込みについて(案内)」業務委託に関するもの、入札から支出まで前倒しの申請になった理由のわかるもの 令和2年度に限る	令和元年度水業営第2570号 水道メーター検計事務等に係る業務の委託契約について 令和元年度契約第2000009号 契約方法何書 令和元年度水業管3149号 契約審査委員会における案件の承認について(令和元年度第22回) 他	3/12	一部 開示	個人名、個人の携帯電話番号、印影、業務経歴、役職名 団地の電話番号、法人の口座情報	第7条 第2号 第3号
319	浦224	2/26	教育委員会事務局 学校教育部	教職員 人事課	教職員人事課が保有する新型コロナウイルス感染に関する行政情報すべて 2021年2月1日から本日まで保健所との調整に関するもの	令和3年2月2日報告新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート 令和3年2月7日報告新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート 令和3年2月13日報告新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート 他	3/11	一部 開示	・報告者(所属長・所管課長)に関する情報のうち、報告者所属の一部、氏名、連絡先 ・報告対象者(職員等)に関する情報のうち、所属の一部、氏名、職員番号、主な職務内容の一部 他	第7条 第2号 第5号
320	浦225	2/26	教育委員会事務局 学校教育部	健康教育課	健康教育課が保有する新型コロナ感染に関する行政情報すべて 2021年2月1日から本日まで保健所との調整に関するもの	コロナウイルス感染症感染者及び濃厚接触者等に係る情報提供一覧(2021年2月1日から2月26日まで) 陽性者記録(2021年2月1日から2月26日まで) 第一種感染症患者の発生について(報告)(2021年2月1日から2月26日まで) 他	3/11	一部 開示	「学校名」「学年・組」「対象者氏名」「医療機関名」「委託調理会社名・電話番号・担当者氏名」「保護者の勤務先名」「地区名」「区名」「学年」「名前」「文書番号」「学校長名」「校長印」「患者の氏名・年齢・学年」 他	第7条 第2号
321	浦226	2/26	保健福祉局 保健所	疾病予防対策課	さいたま市保健所が所有する市内小学校Aについて(教職員人事課2月22日及び2月24日記者発表資料)で、新型コロナ感染について同校の他の教職員に濃厚接触者及び検査対象者がいないとする文書及び同調査についての文書	A小学校経過	3/12	一部 開示	陽性者の情報、学校の教職員・児童及び児童の家族に関する個人情報及び行動履歴、受診した医療機関名及び担当医師名	第7条 第2号
322	岩53	2/26	環境局 資源循環推進部	廃棄物対策課	岩槻区掛地区にて「鉄くず」業を行っている業者に関する調査関係書類	環環環対3848号 特定施設設置届出書/騒音法/ 株式会社富樫興業 環環環対3849号 特定施設設置届出書/振動法/ 株式会社富樫興業	3/10	一部 開示	設備製図等担当者名、代表者印	第7条 第2号 第3号
323	見33	3/1	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成13年第2回さいたま市都市計画審議会議案第97号及び98号議案書	議案第97号 さいたま市都市計画七里駅北側土地区画整理促進区域の決定について(さいたま市決定)計画書(案) 議案第98号 さいたま市都市計画七里駅北側土地区画整理事業の決定について(さいたま市決定)計画書(案)	3/15	開示		
324	浦227	3/1	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	武蔵浦和第3街区再開発事業における職住近接型の成果がわかるもの		3/15	不開示		文書 不存在
325	浦228	3/1	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価 令和2年3月版 市場単価 令和2年3月版 ○建築工事 ○電気設備工事 ○機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和2年3月版 標準単価(電気設備工事)令和2年3月版 標準単価(機械設備工事)令和2年3月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和2年3月版	3/4	開示		
326	浦229	3/2	教育委員会事務局 生涯学習部	博物館	博物館令和2年 教生博第2028号 10月14日 教生博第2308号 11月2日	教生博第2028号 第44回特別展「中山道大宮宿」展示解説に係るホームページの更新とQRコードの設置について(令和2年10月6日決裁) 教生博第2308号 ホームページの更新について(第44回特別展「中山道大宮宿」小学生向けの展示解説を開始しました!)(令和2年11月2日決裁)	3/4	開示		
327	見34	3/2	都市局 都市計画部	交通政策課	平成21年度七里駅のバリアフリー補助の金額がわかるもの(資料名がわかるページと金額がわかるページのみ)	支出命令書(件名:交通バリアフリー化設備補助金(東武鉄道野田線 七里駅))(伝票番号092614564-00-00) ※財務会計システムにより再出力したものの	3/9	一部 開示	法人の口座情報	第7条 第3号
328	岩54	3/3	建設局 北部建設事務所	土木管理課	さいたま市が特殊車両通行許可の条件として「適切な条件」としている根拠、関連法 スバコードの区間が22時から7時まで大型車両通行止めとする目的がわかる資料 道路構造令の解釈と関連資料		3/12	不開示		文書 不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報 区分
329	岩55	3/3	市長公 室	広聴課	「わたしの提案」として提出されたもので、市長の判断で採用された事実と関係部署の判断で採用された事実の開示 総数・採用(市長・部署)事案名等	・市民からの意見・要望報告書(受付日:令和2年4月14日、受付ID-枝番:60013579-01、回答所管課:保健福祉局保健所保健総務課) ・市民からの意見・要望報告書(受付日:令和2年4月14日、受付ID-枝番:60013579-02、回答所管課:スポーツ文化局スポーツ部スポーツイベント課) 他	3/17	一部 開示	市民からの意見・要望報告書のうち、「氏名」「住所」、提案依頼シートのうち、「住所」「氏名」「電話」「メールアドレス」及び回答文書のうち、「氏名」	第7条 第2号
330	浦230	3/3	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導1 課	ALT等に対する新型コロナウイルスによる学校休業中における支出のわかるもの 例 支出命令書等 中学校に限る 他	支出負担行為何書兼支出命令書 件名:外国語指導助手報酬(3月分・中) 外国語指導助手報酬(4月分・中) 外国語指導助手報酬(5月分・中) グローバル・スタディ科非常勤講師報酬(3月分・中) 他	3/17	一部 開示	他国語指導助手及びグローバル・スタディ科非常勤講師の住所、名前、相手方番号、口座情報、学校番号、学校名	第7条 第2号
331	西16	3/4	水道局 給水部	北部水 道建設 課	工事名「拡第5033号配水支管工事(開札日2月19日)」について、第11号路面シート設置工(材工共)路上喫煙禁止区域450×450の採用単価 v0000000000311A01部分の単価の根拠(三社見積)	拡第5033号配水支管布設工事 見積書 拡第5033号配水支管布設工事 見積結果表	3/9	一部 開示	・見積業者名 ・担当者印影、個人氏名	第7条 第2号 第3号
332	浦232	3/4	保健福 祉局保 健所	疾病予 防対策 課	去年10月に発生した特定クラスターのさいたま市が行った調査結果報告に関わる書類(報告書やそれに付随するもの)	【事例概要】さいたま市保健所管内での舞台稽古における新型コロナウイルス感染症患者の発生について、陽性者からの聞き取り調査	3/18	一部 開示	陽性者の個人情報	第7条 第2号
333	南10	3/5	環境局 資源循 環推進 部	大崎清 掃事務 所	特定収集所に係る一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書		3/10	開示		
334	浦234	3/8	財政局 税務部	市民税 課	市民税・県民税申告について申告内容確認が必要なことがわかるもの 本人確認について必要なことがわかるもの 《申告の手引に関するお詫びと訂正のご案内》に関する行政情報と支出がわかるもの	・令和2年度第4回個人市民税当初賦課事務適正化分科会(概要)抜粋 ・市税の窓口マニュアル 住民税申告受付マニュアル抜粋 ・市税の窓口マニュアル 税証明の発行マニュアル抜粋 他	4/13	一部 開示	法人の印影、振込先金融機関名、口座種別、口座番号及び口座名義人、法人の担当者の個人印	第7条 第2号 第3号
335	浦235	3/8	出納室	出納課	出納室が保有する資金前渡金に関する事務のマニュアルすべて	・さいたま市資金前渡取扱要綱(平成29年4月1日) ・さいたま市役所における出納事務概要(令和2年9月1日) ・前渡金出納簿の記載方法及び記載例	3/16	一部 開示	さいたま市役所における出納事務概要のうち、ファイルパスを記載した部分	第7条 第7号
336	浦236	3/8	出納室	審査課	出納室が保有する資金前渡金に関する事務のマニュアルすべて	・支出事務の手引(さいたま市出納室 令和2年2月) ・審査事務専門マニュアル(さいたま市出納室 平成28年4月1日作成)	3/16	開示		
337	大123	3/9	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届令和3年2月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、それぞれの閲覧用資料	2月/決算届(令和2年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	3/11	開示		
338	中161	3/10	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	令和3年3月10日現在、閲覧に供されている医療法人決算届のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書すべて	令和3年3月10日現在、医療法人事業報告書等閲覧台帳に綴じられている事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・関係事業者との取引の状況に関する報告書の閲覧用資料	3/17	開示		
339	中162	3/10	中央区 役所区 民生活 部	コミュニ ティ課	中央区コミュニティ課で協議している彩の国シェイクスピア・シリーズでの寄贈を証明している書類等に係る協議文書等(電話、メールでのやり取り内容等を含む)	【メール件名】手形・サイン寄贈に際しての書面(案)について(中央区コミュニティ課)(2020年10月28日水曜日 送信) 【メール件名】手形の合意書(案)について(中央区コミュニティ課)(2020年11月 6日金曜日 送信)	3/18	一部 開示	メール宛先氏名	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
340	桜26	3/11	環境局 環境共生部	環境対 策課	特定法人の車庫・資材置場の現地 調査及び現場作業員への聞き取り に関する行政情報 特定法人の騒音、公害に対する苦 情に関する行政情報	・公害苦情受付日報 ・申立てメール ・決裁情報(環環環対6051号、環環 環対6518号、環環環対6942号) ・現場写真	3/16	一部 開示	申立者のメールアドレス 法人担当者名	第7条 第2号
341	浦238	3/15	都市局 都市計 画部	自転車 まちづ くり推 進課	歩道に自転車を駐輪場を使用して いることに関して	・さいたま市シェアサイクル普及事業実証 実験に関する基本協定書(平成30年11月 14日締結)・さいたま市シェアサイクル普及 事業実証実験に関する基本協定書の 一部を変更する協定書(令和元年11月27 日締結)・道路占用許可申請書(令和2年 10月2日付武蔵浦和駅東口2)・道路占用 許可書(第R024232号新規) 他	3/29	一部 開示	占用許可申請書添付書類 仕様書担当者名	第7条 第2号
342	浦239	3/15	岩槻区 役所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	令和2年度支出負担行為同書兼支 出命令書 件名「4月分扶助費(岩 槻区)緊急支給生活保護費」4月 分(岩槻区)緊急支給中国残留邦 人等支援給付金」いずれも起票日 令和2年4月1日 及びその請求書	3/25	一部 開示	振込先の口座情報	第7条 第5号
343	浦240	3/15	西区役 所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	・支出負担行為同書兼支出命令書 (件名:令和2年4月分扶助費(西 区)・緊急支給・生活保護費)(令和 2年4月1日決裁)(伝票番号 110002484-00-00) ・請求書(上記「支出負担行為同書 兼支出命令書」添付書類)	3/23	一部 開示	支出負担行為同書兼支 出命令書及び請求書につ いて、資金前渡職員 西区 福祉課長の「口座番号」欄 の部分。	第7条 第5号
344	浦241	3/15	北区役 所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	・支出負担行為同書兼支出命令書(件名: 4月分扶助費(北区)緊急払・生活保護費) (令和2年4月1日決裁)(伝票番号 110001775-00-00) ・支出負担行為同書兼支出命令書(件名: 4月分扶助費(北区)緊急払・中国残留邦 人等支援給付金)(令和2年4月1日決裁) (伝票番号110001786-00-00)	3/24	一部 開示	相手方区分欄及び請求書 中の振込先口座番号	第7条 第5号
345	浦242	3/15	大宮区 役所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	4月緊急支給分 生活保護扶助費 (大宮区) (令和2年4月1日決裁) (伝票番号 110002013-00-00)	3/25	一部 開示	資金前渡金口座番号	第7条 第5号
346	浦243	3/15	見沼区 役所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	支出負担行為同書兼支出命令書 (件名:4月分扶助費(見沼区)・緊 急支給・生活保護費)(令和2年4月 1日決裁)(伝票番号110002495- 00-00)	3/18	一部 開示	資金前渡職員口座の口座 番号	第7条 第5号
347	浦244	3/15	中央区 役所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	・支出負担行為同書兼支出命令書 (件名:4月分扶助費(中央区)・緊 急支給・生活保護費)(令和2年4月 1日決裁)(伝票番号 110002596-00-00) 他	3/23	一部 開示	資金前渡職員中央区福祉 課長の口座番号	第7条 第5号
348	浦245	3/15	浦和区 役所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	・支出負担行為同書兼支出命令書 4月分扶助費(浦和区)緊急支給 生 活保護費(令和2年4月1日決裁) (伝票番号110001618-00-00) ・請求書(請求日 令和2年4月1日) 4月分扶助費(浦和区)・緊急払い・ 生活保護費	3/23	一部 開示	資金前渡職員浦和区福祉 課長の口座番号	第7条 第5号
349	浦246	3/15	南区役 所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	支出負担行為同書兼支出命令書 (件名:令和2年4月分扶助費(南 区)随時支給・生活保護費)(令和2 年4月1日決裁)(伝票番号 110001764-00-00)	3/18	一部 開示	資金前渡口座番号	第7条 第5号
350	浦247	3/15	緑区役 所健 康福祉 部	福祉課	各区役所福祉課長の資金前送金 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書等(桜区役所を除く) 緊急支給に限る	緑区福祉課長資金前渡 生活保護 費緊急支給 令和2年度4月分支出負担行為同 兼支出命令書	3/12	一部 開示	資金前渡職員緑区福祉課 長 口座番号	第7条 第5号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
351	浦248	3/16	教育委員会事務局 学校教育課	教職員人事課	現在の臨探教員で次年度も雇用を希望されている臨探教員数 2021年4月1日付臨探教員の雇用予定数 2021年4月2日付以降の病休、産休、育休等の予定数		3/30	不開示		文書不在
352	岩58	3/18	建設局北部建設事務所	土木管理課	市道イワ213号線沿線の住民からの苦情である特殊車両の自動車公害に対して、道路管理者として近隣企業に対して指導・要望(お願い)等を文書等で行った全ての関係資料	建北土第1776号 特殊車両の通行に関する通知について(平成25年11月6日決裁) 建北土第1197号 特殊車両の通行に関する通知について(平成29年7月31日決裁)	3/26	開示		
353	岩59	3/18	議会局議事調査部	議事課	3月8日予算委員会議事内江川地区質問応答に関する議事録		3/25	不開示		文書不在
354	岩60	3/18	建設局北部建設事務所	土木管理課	さいたま市道「2703・2291・2289・2292・2293・2162号線」路床CBR値当該道路の路床CBR値測定値がなければ調査の上報告を求める他		3/26	不開示		文書不在
355	岩61	3/18	総務局総務部	総務課	阪口副市長の在任期間と年齢そして副市長に就任する前の在籍官公庁と所属 後任の小川副市長の前の在籍官公庁と所属 副市長の任期と前阪口副市長の退任理由について関係議事録等	・「さいたま市副市長の退任、選任及び担任事務について」(令和元年6月28日記者発表資料) ・「さいたま市副市長の退任、選任及び担任事務について」(令和3年3月18日記者発表資料) ・「退職願」	3/23	一部開示	副市長の任期、「退職願」	文書不在 第7条第2号
356	西18	3/18	財政局税務部	固定資産税課	さいたま市西区最新の地番図shapeデータ	地番図shapeデータ(西区)(令和3年1月1日時点のもの)	4/5	開示		
357	桜27	3/19	総務局総務部	行政透明推進課	特定株式会社に係る入札、落札、請負契約等保有行政情報		3/23	不開示		文書不在
358	浦249	3/19	スポーツ文化局文化部	文化振興課	プラザウエストの指定管理者の修繕費について、文化振興事業団が定めた修繕費の予算の範囲内で直すとの行政情報		3/26	不開示		文書不在
359	浦250	3/19	スポーツ文化局文化部	文化振興課	プラザウエスト協定書、報告書(R1とR2年度分)	さいたま市地域中核施設プラザウエストの管理に関する基本協定書、令和元年度さいたま市地域中核施設プラザウエスト 年次事業報告書他	3/26	一部開示	・印影 ・申請番号 ・利用者名、主催者名	第7条第2号 第3号 第5号
360	浦251	3/22	市民局市民生活部	人権政策・男女共同参画課	特定団体からの「ヘイトスピーチ解消法に基づく各自治体の取組に関するアンケート」の本市回答		3/29	不開示		文書不在
361	中166	3/23	建設局南部建設事務所	建築指導課	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所(96件)を工事の場所とするもの	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書(様式第一号)のうち、さいたま市建設局南部建設事務所建築指導課が事務を所掌する区域である中央区、桜区、浦和区、南区、緑区が工事の場所	4/6	一部開示	・個人の氏名、印影、電話番号、郵便番号、住所 ・法人の印影	第7条第2号 第3号 文書不在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
362	中167	3/23	建設局 北部建設事務所	建築指導課	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所(96件)を工事の場所とするもの	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書(様式第一号)のうち、さいたま市建設局北部建設事務所建築指導課が事務を所掌する区域である西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区が工事の場所であるもの	4/6	一部開示	・個人の氏名、印影、電話番号、郵便番号、住所 ・法人の印影	文書不在 第7条第2号第3号
363	岩62	3/25	建設局 土木部	土木総務課	道路法第71条で定められている監理員(氏名等が記載された)が選任した関係資料	道路法身分証明書発行一覧	3/31	開示		
364	中168	3/25	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	市内小学校及び中学校の後援会の寄附等について 学校後援会長と後援会寄附(会費)の集め方についての打合せ資料等(電話会話含む) 他	・わたしの提案に対する対応について ・下落合小学校 後援会総会資料(平成29～令和2年度) ・与野東中学校 後援会総会資料(平成29～令和2年度)	4/7	一部開示	・学校後援会会長と後援会寄附(会費)の集め方についての打合せ資料等(電話会話含む) ・氏名、生年月日その他の記述等	文書不在 第7条第2号
365	岩63	3/29	環境局 環境共生部	環境対策課	特定地域で「鉄くず業」を営んでいる特定法人と類似事業を岩槻区内で営んでいる企業名及び所在地が分かる特定施設設置届出書	・環環環対524号 特定施設設置届出書/騒音法 ・環環環対525号 特定施設設置届出書/振動法 ・環環環対6091号 特定施設設置届出書/騒音法 他	4/8	一部開示	事業者等担当者名、代表者印	第7条第2号第3号
366	浦252	3/29	教育委員会事務局 学校教育部	健康教育課	市立学校に通う児童生徒を対象にした「新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している家庭の児童生徒に生理用品を無償配布」に係る文書のすべて(起案書など含む)	・令和3年3月19日付け文書番号教育学健5904「予算の使途変更について(依頼)」 ・令和3年3月23日付け文書番号教育学健5912「生理用品購入予算の配当について(通知)」	3/11	開示		
367	見35	3/29	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	2002年県に七里北側の組合申請した時の事業計画案。 作成時にさいたま市はどのように関わったかわかる資料		4/12	不開示		文書不在
368	見36	3/29	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	さいたま市都市計画事業七里駅北側特定土地区画整理事業事業計画書(案)(2002年に埼玉県に事業計画を出したもの。) さいたま市土地区画整理協会が事業計画案を作成したのか、誰が作成したのかかわかる資料。またどのような契約で作成されたのかかわかる資料		4/12	不開示		文書不在
369	見37	3/29	都市局 都市計画部	都市計画課	特定団体代表から調査依頼が出された景観重要樹木について、どのような調査や検討が行われたのか関係する資料	区画整理支援課へのヒアリング記録 現地確認をした写真資料(R3.1.26)調査依頼について(回答)	4/6	一部開示	「区画整理支援課へのヒアリング記録」及び「調査依頼について(回答)」文書中の氏名の部分	第7条第2号

※ 上記の他、工事設計書に関する請求処理件数326件/取下げ件数40件

※【参考】不開示情報区分について
 ・第7条第1号 法令秘情報
 ・第7条第2号 個人情報
 ・第7条第3号 法人情報
 ・第7条第4号 審議・検討等情報
 ・第7条第5号 事務事業執行情報
 ・第7条第6号 国等協力情報
 ・第7条第7号 公共安全情報
 ・第10条 存否応答拒否

2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況

令和2年度の審査請求の件数は13件でした。実施機関別の内訳は、市長12件、教育委員会1件でした。また、取下げは0件でした。審査請求の内容については、表1-4のとおりです。

表1-4 行政情報開示決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	4/3	市長	2/3	R1 浦279	「北区役所移動式防災無線機亡失の件について」 ・人事課が保有する上記懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分についての行政情報 ・人事課が保有する上記に関する行政情報	548	6/2	-	-	-	-
2	5/11	市長	4/3	浦2	特定の職員の出勤簿(2020年分)	549	7/21	-	-	-	-
3	5/11	市長	4/3	浦3	特定の職員の出勤簿(2019年分)	550	7/21	-	-	-	-
4	7/3	市長	4/17	浦12	広報課報道係が保有する各所管課から記者向けに提供された資料のうち、3月31日記者発表資料「職員の懲戒処分について」の、被処分職員の氏名及び所属(部以下)に関する部分	552	10/26	-	-	-	-
5	8/25	市長	6/12	見4	七里駅橋上化駅舎工事に関する各種行政情報	553	11/10	200	4/26	一部認容	6/7
6	12/2	市長	8/21	西5	令和元年度精神保健福祉資料 さいたま市 精神病床がある医療機関(精神科病院 7病院分)全調査票(1~48)	555	3/29	209	11/26	-	-
7	12/17	市長	11/26	浦169	市立保育園への損害賠償請求に関する行政情報	-	-	-	-	却下	1/25
8	12/18	市長	9/28	浦138	昭和53年に締結した国鉄との交換道路確認調書(浦和から北浦和地区) ・通知文、回答文、照会文等 ・特定地の明細書 ・境界立会書、図面等 ・行政財産の譲渡に関する同意書	554	3/15	203	9/28	棄却	10/8
9	12/23	教育長	12/11	浦181	2020年12月10日付新聞記事「児童感染時、担任も発熱→保健所に報告せず」に関する行政情報 特定法人に対する申し入れを含む報道機関対応連絡票を含む	-	-	-	-	却下	1/21
10	1/27	市長	1/8	浦192	浦和区内にある違法な特定幼稚園の看板に関する行政情報	556	3/30	-	-	-	-
11	1/27	市長	1/8	浦193	浦和区内にある違法な特定幼稚園の看板に関する行政情報	557	3/30	-	-	-	-
12	2/25	市長	2/9	浦215	産業道路バイパス天沼工区における権利者との交渉記録(交渉中の案件に限る)・用地課	558	4/20	-	-	-	-
13	3/26	市長	3/8	浦234	市民税・県民税申告について ・申告内容確認票が必要なことがわかるもの ・本人確認について必要なことがわかるもの ・「申告の手引きに関するお詫びと訂正のご案内」に関する行政情報と支出がわかるもの	-	-	-	-	却下	4/20

Ⅲ 情報公開コーナー

1 情報公開コーナーの概要

(1) 情報公開コーナーについて

各区役所の情報公開コーナーでは、市が保有する情報の行政情報開示請求、個人情報開示請求等の受付を行うほか、市政に関する刊行物や資料を備えて、市民への情報提供に努めています。配架中の資料は、自由に閲覧できるほか、一部資料は貸出・有償頒布を行っております。

また、配架資料の写しが必要な場合は、備付のコイン式複写機にてコピーもできます。

(2) 情報公開コーナーの利用状況

令和2年度の情報公開コーナーの利用状況は、表1-5のとおりです。

表1-5

	利 用 状 況
利用者数	105,277人
情報公開コーナー稼動日数	243日
一日あたりの利用者数	約433人

(3) 行政資料の利用状況

令和2年度の行政資料の配架数は、統計書、市議会資料、さいたま市の財政など、518冊です。

行政資料利用状況は、表1-6のとおりです。

表1-6

	利 用 状 況
貸出冊数	329冊
有償刊行物頒布冊数	1,183冊

(4) 複写機の利用状況

令和2年度の複写機の利用枚数は、117,253枚です。

2 情報提供の実施状況

(1) 情報の提供に関する報告件数

平成22年4月1日に施行した「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」では、提供する情報を提供義務情報と提供推進情報に類型化し、情報の提供の方法・時期・期間を定め、より積極的な情報提供に取り組んでいます。令和2年度に提供した件数は1,152件でした。

(2) 提供義務情報の状況

令和2年度の提供義務情報の提供件数は表1-7のとおりです。

(提供義務情報)											
第2条 所管課長は、次に掲げる事項に関する情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を提供しなければならない。											
(1) 総合振興計画及び実施計画事業（基本計画に定められた施策を展開するための個別具体的な事業をいう。）その他の予算編成過程の公表対象となる事業（以下「主要事業」という。）に関する計画											
(2) 都市経営戦略会議の会議資料及び会議録											
(3) 主要事業の予算編成過程											
(4) 市議会各会派からの予算編成への要望書に対する回答											
(5) 身近な道路整備の要望への対応状況											
(6) パブリック・コメント制度に基づき実施する意見募集の内容											
(7) 広聴事業に関する対応状況											
(8) 市長の交際費の執行状況											
(9) さいたま市外郭団体指導要綱（平成17年3月22日決裁。）の対象となる外郭団体の経営状況											
(10) さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁。以下「附属機関等会議公開要綱」という。）により公開することとされている会議資料及び会議録											

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-7

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	合計
件数（件）	15	7	5	0	0	53	8	11	0	451（※）	550

※詳細は153ページ以降「会議公開制度の運用状況」を参照してください。

(3) 提供推進情報の状況

令和2年度の提供推進情報の提供件数は、表1-8のとおりです。

(提供推進情報)						
第3条 所管課長は、前条各号に定めるもののほか、次に掲げる情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を積極的な提供するものとする。						
(1) 条例に基づく開示請求により複数回開示した情報のうち、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると所管課長が認めるもの						
(2) 主要事業に係る意思の形成過程及び主要事業の進捗状況に関する情報						
(3) 環境、保健衛生、防災その他市民生活の安全に密接な関係がある情報						
(4) 前条各号に類すると所管課長が認める情報						
(5) 前各号に掲げるもののほか、市民に提供することが必要であると所管課長が認める情報						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-8

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	合計
件数(件)	0	8	5	139	450	602

(4) 提供の方法

令和2年度の提供の方法の状況は、表1-9のとおりです。

(提供の方法)						
第4条 所管課長は、前2条に規定する情報（以下「この要綱に定める情報」という。）を提供する場合は、次に掲げる方法の中から効果的と認められる一又は二以上の方法を選択して行うものとする。						
(1) 市ホームページへの掲載						
(2) 市が発行する広報紙等への掲載						
(3) 報道機関への提供						
(4) さいたま市情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）への資料の配架						
(5) 担当課窓口における提供						
(6) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が必要と認める方法						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-9

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
件数(件)	1,094	19	89	1,152	119	150

◆ 個人情報保護制度 ◆

I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義と必要性

個人情報は、情報技術の発展とともに社会的な利用価値が高まる一方で、不適切な取り扱いに起因する個人情報の漏えい等を防ぐため、適正な管理を行うことが求められています。このような状況は行政においても同様であって、地方公共団体においては、実施する行政サービスが個人の生活全般に密接に関わるものであり、近年の行政需要の複雑多様化と電子計算機処理の浸透は、大量の個人情報の利用と蓄積をもたらしています。

そうした中、一方で市民の側には、市はどのような個人に関する情報を保有し、利用しているのか知りたい、外部への漏えい防止やプライバシー保護のための適正な方策を講じてほしい、さらには自己のデータを開示請求し、誤りがあった場合には訂正や削除の請求をしたいといった要望があります。

こうしたことから、本市では市が保有する個人に関する情報について適正な取扱いを確保するとともに、自己に関する情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止を請求する権利を創設し、市は請求に応じる義務を負う個人情報保護制度を運用しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 制度の目的

本市の個人情報保護制度は、「さいたま市個人情報保護条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行日）に施行しており、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とします。

(2) 実施機関

個人情報の開示等を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

(3) 個人情報の定義

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）や個人識別符号などをいいます。

(4) 個人情報の適正な取扱いの確保

ア 収集の制限

- (7) 個人情報を収集するときには、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。
- (イ) 要配慮個人情報は、原則として収集してはなりません。要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する個人情報をいいます。
- (ウ) 個人情報を収集するときには、原則として本人から直接収集しなければなりません。

イ 個人情報取扱事務の届出

- (7) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければなりません。
- (イ) 市長は、届出があったときは、届出事項を審議会に報告しなければなりません。
- (ウ) 市長は、届出事項を公示しなければなりません。
- (エ) 市長は、届出事項についての目録を作成し、閲覧に供さなければなりません。

ウ 利用及び提供の制限

- (7) 実施機関は、原則として個人情報を目的外利用したり、外部提供してはなりません。
- (イ) 実施機関は、目的外利用又は外部提供したときは、一定の事項を市長に報告しなければなりません。
- (ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報の外部提供先に対してその使用について必要な制限を付し、又は適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければなりません。

エ 電子計算機の結合の制限

実施機関は、個人情報の電子計算機処理において、原則として市以外の者との間で、通信回線による電子計算機の結合を行ってはなりません。

オ 適正な維持管理

実施機関は、個人情報保護管理者を定め、個人情報の正確性の確保、漏えい、損傷等の防止、速やかな消去などについて必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

(5) 自己情報の開示請求権等の保障

ア 開示請求

- (7) 個人情報の開示を請求できる者
何人も、実施機関に対し、行政情報に記録された自己の個人情報の開示を請求することができます。
- (イ) 開示請求の受付
開示請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（開示請求書）を提出することにより行います。

(ウ) 個人情報の開示義務

実施機関は、その個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に開示しなければなりません。

[不開示情報]

- a 法令秘情報
- b 第三者情報
- c 個人評価情報
- d 審議、検討等に関する情報
- e 事務事業執行情報
- f 国等協力関係情報
- g 公共安全情報

[不開示情報の例外的取扱い]

- a 公益上の理由による裁量的公開

個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

- b 個人情報の存否に関する情報

開示に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第三者の権利利益を害するなど不開示情報を開示することとなるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができます。

- c 部分開示

個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

イ 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

(7) 決定

- a 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）
- b 不開示決定

(イ) 決定の期限

開示請求があつた日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、例外として延長することができます。

(ウ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

(エ) 開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、個人情報

の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

ウ 訂正請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができます。

エ 削除請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて収集されたと認めるときは、その削除を請求することができます。

オ 利用及び提供の停止請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて目的外利用又は外部提供されていると認めるときは、その利用及び提供の停止を請求することができます。

カ 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

キ 苦情の申出

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとします。

(6) 事業者が保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務

イ 事業者の自主的対応の促進

ウ 苦情の対応

エ 国又は他の地方公共団体との協力

(7) 費用負担

個人情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止に係る手数料は無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(8) 出資法人等への要請

市長は、規則で定める出資法人等に対し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとします。また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

(9) 罰則

正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を提供する等の行為を行った場合には、処罰されます。

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報開示等の実施状況概要

令和2年度の処理件数は、表2-2のとおり開示請求が167件で、処理区分の内訳は、開示が53件、一部開示が95件、不開示が19件でした。開示請求の内容は、戸籍謄本、住民票の交付申請書等が66件と特に多くなっています。

なお、開示請求の実施状況の詳細は表2-3のとおりです。

表2-1 個人情報開示請求等件数

	件数
開示請求	177
訂正請求	3
削除請求	0
利用の停止請求	0
提供の停止請求	0
合計	180

表2-2 個人情報開示請求等内容及び処理状況

	開示請求		訂正請求		削除請求		利用・提供の停止請求	
請求件数	177		3		0		0	
処理件数	167		3		0		0	
処理状況	開示	53	訂正	0	削除	0	停止	0
	一部開示	95	一部訂正	0	一部削除	0	一部停止	0
	不開示	19	不訂正	3	不削除	0	不停止	0

表 2 - 3 個人情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
1	中1	4/3	中央区役所健康福祉部	高齢介護課	介護保険負担割合証	介護保険負担割合証	4/6	開示		
2	岩1	4/6	岩槻区役所健康福祉部	支援課	保育園の通園場所及び園名、通園開始日	特定教育・保育施設等利用内定通知書	4/16	不開示		第14条第2号
3	岩2	4/6	岩槻区役所健康福祉部	保健センター	定期健診及び育児相談の記録・内容	育児相談の記録	4/16	一部開示	・開示請求者以外の第三者に関する情報(発言内容等) ・保健センターが相談内容に対し、評価、対応、それに対する反応や今後の計画 ・定期健診の記録	第14条第2号第5号文書不存在
4	岩4	4/17	岩槻区役所健康福祉部	福祉課	福祉課において請求者本人の年金受給を把握した際の書類	・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答) ・年金履歴史回答票及び受給権者支払記録回答票	4/27	開示		
5	大2	5/1	市民局市民生活部	消費生活総合センター	さいたま市消費生活総合センターにおける開示請求者からの相談受付記録	消費生活相談情報	5/13	開示		
6	岩5	5/8	岩槻区役所健康福祉部	福祉課	請求者に係る生活保護の記録	収入申告書、収入申告書及び求職活動状況申告書、資産申告書、扶養届書 他	5/22	一部開示	扶養届書、保護決定調書のうち申請番号に関する情報、保護台帳のうち備考欄の情報、プログラム番号他	第14条第2号第3号第5号文書不存在
7	見2	5/18	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	子の入学前から現在までの相談記録	請求者の対応記録及び相談・苦情報告メモ	5/27	開示		
8	見3	5/18	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	子の入学前から現在までの相談記録	・特定小学校入学予定者の保護者対応経緯について ・小学校とのトラブルについて ・請求者に対する特定小学校教員の対応についての聞き取りメモ ・請求者とのやり取りについて ・情報提供の記録	5/26	開示		
9	浦1	5/25	保健福祉局福祉部	障害支援課	特定福祉施設における請求者本人の勤務形態一覧表	指定申請書に添付された勤務形態一覧表	5/28	一部開示	開示請求者以外の者の氏名、資格及び実務経験年数	第14条第2号
10	北3	5/27	北区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の親族の介護保険認定書結果通知書	請求者の親族の介護保険認定書結果通知書	6/1	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
11	浦3	6/23	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	請求者の子に係る児童表、保育日誌、アレルギー疾患生活管理指導表、診療記録及び診断書等		7/7	不開示		存否応答拒否
12	浦4	6/23	岩槻区 役所健 康福祉 部	保健セ ンター	請求者の子に係る母子健康カード、健康診査票、乳幼児発達健康診査票等	請求者の子に係る母子健康カード、乳幼児健康診査票、乳幼児発達健康診査票等	7/28	一部 開示	開示請求者以外の第三者に関する情報、保健センターが相談内容に対し、評価・反応した情報、対応に対する相談者の反応や、今後の保健センターの支援方針	第14条 第2号 第3号 第5号
13	浦5	6/23	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	請求者の子に係る虐待通報に関わる取扱記録及び添付書類一式等	請求者の子に係る児童虐待通告に対する取り扱い記録及び添付書類一式	7/7	一部 開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が関係機関等より取得した情報	第14条 第5号
14	桜2	6/24	消防局 桜消防 署	西浦和 出張所	救急活動記録票	救急出動報告書、救急活動記録票	7/3	開示		
15	桜3	7/8	桜区役 所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母の要介護認定等結果通知書	請求者の母の「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」	7/10	開示		
16	中5	7/10	中央区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母の要介護認定等結果通知書、認定調査票、主治医意見書全て	請求者母の介護保険要介護認定、要支援認定等結果通知書、認定調査票、主治医意見書	7/15	開示		
17	浦8	7/13	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	請求者の子に係る児童表、保育日誌、アレルギー疾患生活管理指導表、診療記録及び診断書等	・児童票 ・保育日誌 ・けんこうのきろく ・歯の健診票 ・さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表	8/26	一部 開示	1 保育日誌のうち対象児の記載がない日及び対象児以外の児童に関する記載 2 特定した個人情報のうち対象児の通称姓 3 2歳児保育記録のうち保育士の所見	第14条 第2号 第4号
18	見4	7/14	見沼区 役所健 康福祉 部	支援課	請求者の父に関する書類 ・障害者手帳申請書写し ・システム上に残っている障害の内容、等級、履歴等、銀行口座番号の写し ・自立支援医療に関する内容の写し	・父の障害者手帳に関する内容 ・父の全ての銀行口座番号	7/28	一部 開示	・父の障がい者手帳申請書写し ・父の自立支援医療に関する内容写し	文書不 存在
19	桜4	7/14	桜区役 所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険認定結果通知書	請求者母の介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書	7/16	開示		
20	中6	7/21	中央区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の父の介護保険要介護認定結果通知書	請求者の父の介護保険要介護認定結果通知書	7/27	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
21	大6	8/3	大宮区 役所健康福祉部	保険年 金課	請求者本人の国民健康保険被保険者証の写し(平成31年度)		8/6	不開示		文書不 存在
22	大7	8/6	建設局 北部建設事務所	土木管 理課	道路境界杭をずらした時に行った立ち合いの同意書	境界確認申請における、特定地と道路との境界を確認した際の「市有地等境界確認協議同意書」	8/13	開示		
23	大8	8/6	保健福祉局保健所	精神保 健課	措置入院に関する診断書	措置入院に関する診断書	9/8	一部 開示	精神保健指定医氏名、診察場所	第14条 第2号
24	中9	8/6	中央区 役所健康福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険認定結果通知書、認定調査票、主治医意見書	請求者の母の介護保険認定結果通知書、認定調査票、主治医意見書	8/7	開示		
25	緑2	8/7	子ども 未来局 子ども 家庭総合センター	子ども 家庭支 援課	請求者の子の医療カルテの初診からの開示	子ども家庭総合センター内診療室における診療録	8/17	一部 開示	本人のトラウマナラティブ	第14条 第3号
26	南2	8/17	南区役 所健康福祉部	保健セ ンター	特定日付け市長同意さいたま市長あてに医療機関から届いている文書(医療保護入院同意依頼書)	特定日付け市長同意さいたま市長あてに医療機関から届いている文書(医療保護入院同意依頼書)	8/21	開示		
27	岩6	8/17	岩槻区 役所健康福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険認定調査票、認定結果通知書、主治医の意見書	請求者の親族の認定調査票、主治医意見書、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	8/20	開示		
28	桜5	8/17	桜区役 所健康福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険認定結果通知書	請求者の親族の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	8/19	開示		
29	中10	8/19	中央区 役所健康福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険認定結果通知書、認定調査票、主治医意見書	請求者の親族の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書、認定調査票、主治医意見書	8/20	開示		
30	浦9	8/20	保健福祉局福祉部	福祉総 務課	避難行動要支援者名簿の登録届書兼外部提供同意書(申出用)を平成28年か平成29年頃提出した原本	避難行動要支援者名簿の外部提供同意書	9/2	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
31	岩7	8/21	岩槻区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護度がわかる書 類	請求者の親族の介護保険要介護認 定・要支援認定等結果通知書	8/26	開示		
32	北8	8/21	北区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険要介護認 定要支援認定等結果通知書	介護保険要介護・要支援認定等結 果通知書	8/25	開示		
33	桜6	8/24	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険要介護認 定・要支援認定等結果通知書	請求者の親族の介護保険要介護認 定・要支援認定等結果通知書	8/26	開示		
34	大10	9/3	大宮区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の認定調査票、主治 医意見書、介護保険要介護認定・ 要支援認定等結果通知書	請求者の親族の認定調査票、主治 医意見書、介護保険要介護認定・ 要支援認定等結果通知書	開示	開示		
35	見10	9/4	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	請求者に対する一時通知書で一時 保護した子供の面談記録、保護時 から現在に至るまでの、面談した内 容(面談日時、面談内容、子供の発 言等)を記録した書類全て及びそれ に相当する書類全て	当該児童に対する取扱い記録及び 添付書類一式	9/18	一部 開示	第三者に関する情報、児童 相談所が関係機関等より 取得した情報等	第14条 第2号 第5号
36	岩8	9/4	岩槻区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護度がわかる書 類わかる書類(期間特定)	請求者の親族の介護保険要介護認 定・要支援認定等結果通知書(日付 特定)	9/9	開示		
37	見13	9/7	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	児童虐待事案認知報告書、管理 表、保護カードまたは相当、さいた ま市北部児童相談所に保管されて いる書類・図書に記録されている請 求者の情報	請求者に対する取扱い記録及び添 付書類一式	9/18	一部 開示	第三者に関する情報 児童相談所が関係機関等 より取得した情報等	第14条 第2号 第5号
38	見14	9/7	見沼区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族が受給していた高額 介護サービス費の振込先及び受給 額	請求者の親族の高額介護サービス 費の振込先及び受給額の出力帳票	9/9	開示		
39	浦11	9/10	総務局 危機管 理部	防災課	避難行動要支援者名簿(事前提供 用)の作成された平成30年度(平成 28年度)の支援者名簿の開示	平成28年度事前提供用名簿(特定 自主防災会分)	9/17	一部 開示	開示請求者以外の名簿登 載者の情報	第14条 第2号
40	南7	9/18	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の要介護認定情報につい て、担当ケアマネがさいたま市に資 料提供申請した日付と市の提供決 定した日付がわかるもの	要介護認定・要支援認定資料提供 決定通知書(控)	9/24	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
41	南8	9/24	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の介護保険認定調査票(最 新のもの)	請求者の介護保険認定調査票	9/25	開示		
42	浦12	9/28	浦和区 役所健 康福祉 部	福祉課	請求者への告訴になった理由(告訴 に至った経緯の書類、決定が変 わった理由の書類)	生活記録表(日付特定) ケース診断会議の議事録(日付特 定)	10/12	開示		
43	南9	10/1	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	委任状にある委任事項及び委任者 について、第三者による開示請求の 記録の有無及びその証明		10/9	不開 示		文書不 存在
44	南10	10/1	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	委任状にある委任事項及び委任者 について、第三者による開示請求の 記録の有無及びその証明		10/12	不開 示		文書不 存在
45	浦13	10/8	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	介護施設における事故報告書	介護施設における事故報告書	10/14	一部 開示	法人の印影、記載者職、氏 名に係る部分	第14条 第2号
46	浦15	10/13	浦和区 役所健 康福祉 部	福祉課	請求者のケース記録	特定日の生活記録表	10/27	開示		
47	西2	10/14	西区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険認定調査資料一式、主治 医の意見書含む	主治医意見書、認定調査票	10/16	開示		
48	西3	10/15	消防局 警防部	救急課	救急車の依頼から病院への移送ま での記録(日付特定)	救急活動記録票(日付特定)	10/28	一部 開示	第三者の氏名、搬送医療 機関以外の名称	第14条 第2号
49	見19	10/5	見沼区 役所健 康福祉 部	福祉課	生活保護相談記録、生活保護中の 生活記録一切、NPO法人さいたま 自立就労支援センターを照会された プロセスが判る文書、上記法人で就 労していたことが判る文書、アパ ート等での独居が認められず、上記法 人が運用する施設に居住していた ことが判る文書	面接記録票、調査記録、病状調査 記録票、収入申告書、資金支払明 細書、自立就労支援センター・ホ ーム利用・賃貸契約書、賃貸契約解 除通知	10/19	一部 開示	生活保護等のケースワ ークによる指導のための判 定、評価 他	第14条 第3号
50	桜7	10/20	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険認定申請 書、意見書、調査票、結果通知一式	請求者の親族の「介護保険要介護 (更新)認定・要支援(更新)認定申 請書兼区分変更申請書」「認定調査 票」「主治医意見書」「介護保険 要 介護認定・要支援認定等結果通知 書」	10/29	一部 開示	「主治医」欄の「主治医の氏名」 「連絡先(家族等)」欄の「氏名」 「本人との関係」または「被保険 者との関係」「住所」「電話番号」 「提出代行者 申請者」欄の「法 人印影」「個人情報提示同意」 欄の「代筆者名」「続柄」 他	第14条 第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
51	桜8	10/20	桜区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の親族の介護保険認定申請書、意見書、調査票、結果通知一式	請求者の親族の「介護保険要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書兼区分変更申請書」「認定調査票」「主治医意見書」「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」	10/29	一部開示	「主治医」欄の「主治医の氏名」「連絡先(家族等)」欄の「氏名」「本人との関係」または「被保険者との関係」「住所」「電話番号」「提出代行者 申請者」欄の「法人印影」「個人情報提示同意」欄の「代筆者名」「続柄」 他	第14条第2号
52	浦16	10/19	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	令和3年度採用教員採用試験二次試験に係る全ての資料 論文用紙(試験日に書いたもの)、 個人面接採点表、実技試験採点表 (実技・模擬授業)、集団面接採点表、 面接試験における質問表	令和3年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験第2次試験 論文試験、令和3年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験第2次試験面接試験採点票 他	10/27	一部開示	採点者氏名、令和3年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験第2次試験個人面接試験運営要領、 集団面接試験運営要領	第14条第5号
53	浦17	10/20	浦和区役所健康福祉部	保健センター	乳幼児発達健康診査の医師の記録	乳幼児発達健康診査票(総合)	10/23	開示		
54	南11	10/21	保健福祉局福祉部	監査指導課	委任状にある委任事項及び委任者について、第三者による開示請求の記録の有無及びその証明		10/22	不開示		文書不存在
55	岩9	10/21	岩槻区役所健康福祉部	高齢介護課	特定日認定の介護度が分かる書類	介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(特定日認定分)	10/27	開示		
56	北9	10/27	北区役所くらし応援室		請求者に関する埼玉県警察への告発記録		11/4	不開示		文書不存在
57	見21	10/30	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	一時保護期間延長に係る書類等に関係する全ての個人情報 カウンセリング/診療記録等関係する全ての個人情報 他	当該児童に対する取扱い記録及び添付書類一式	12/11	一部開示	援助方針会議録のうち、担当者の意見及び処遇方針以外の部分 調査・面接記録のうち、当該児童の相談に関する事務事業に係る情報 取扱経過記録のうち、事務事業に関する情報 行動観察記録のうち、第三者に関する情報	第14条第2号第3号第5号
58	緑4	11/2	緑区役所健康福祉部	保健センター	特定日から転出までの相談記録のうち、請求者の心身状況とその夫について話をした内容	母子保健指導記録票	11/6	開示		
59	北11	11/5	北区役所区民生活部	総務課	請求者に関する埼玉県警察への告発記録		11/12	不開示		文書不存在
60	桜9	11/9	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	請求者の子の取扱い経過記録	請求者の子の取扱い経過記録	11/19	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
61	中11	11/10	中央区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険認定結果 通知書	請求者の親族の介護保険認定結果 通知書	11/11	開示		
62	岩11	11/10	市長公 室	広聴課	これまでに請求者が提出した「わた しの提案」で、広聴課が不開示とし た事案とその理由を示す情報。 例：不開示理由(個人情報に係る事 案・名誉棄損に当たる事案等)	市民からの意見・要望報告書(回答 所管課：市長公室広聴課) 他	11/20	開示		
63	北12	11/11	教育委 員会事 務局中 央図書 館	北図書 館	請求者に関する埼玉県警への告発 記録		11/18	不開 示		文書不 存在
64	浦18	11/18	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	特定小学校いじめ防止対策委員会 の記録 特定小学校校長の報告内容の記録	平成30年度3月14日特定小学校い じめ防止対策委員会の記録 令和元年度10月21日特定小学校い じめ防止対策委員会の記録 令和元年度8月特定小学校生徒指 導記録	12/1	一部 開示	平成30年度、令和元年度 に該当校に在籍していた児 童及び保護者の氏名及び 発言内容 平成30年度、令和元年度 の該当校に在籍していた 児童の評価 他	第14条 第2号 第3号
65	岩13	11/19	岩槻区 役所健 康福祉 部	保健セ ンター	請求者の子に関する定期健診の記 録内容及び育児相談の記録内容	請求者の子に関する育児相談の記 録	12/4	一部 開示	開示請求者以外の第三者 に関する情報(発言内容 等)、保健センターが相談 内容に対し、評価、対応、 それに対する反応や今後 の計画、定期健診及び育 児相談票の記録	第14条 第2号 第5号 文書不 存在
66	岩14	11/19	岩槻区 役所健 康福祉 部	保健セ ンター	岩槻区役所健康福祉部保健セン ターにおける請求者の名前の記載 のある書類の全て	請求者に関する相談記録	11/27	一部 開示	開示請求者以外の第三者 に関する情報(発言内容 等)、保健センターによる所 感に関する情報	第14条 第2号 第5号
67	岩15	11/19	岩槻区 役所健 康福祉 部	支援課	児童手当及び児童扶養手当での認 定及び支給に関する事 他 上記業務に関して請求者の子の名 前が記載されている書類	平成31年度施設型給付費・地域型 保育給付費等支給認定申請書 保育施設利用申込書 他	12/3	不開 示		第14条 第2号 第17条
68	岩16	11/19	岩槻区 役所健 康福祉 部	支援課	児童手当及び児童扶養手当での認 定及び支給に関する事 他 上記業務に関して請求者の名前が 記載されている書類		12/3	不開 示		第17条 文書不 存在
69	浦19	11/27	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子に関して、請求者が児 童相談所に相談した記録	請求者の子に関して、請求者が児 童相談所に相談した受付処理票	12/3	開示		
70	見23	12/2	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の親族の介護認定調査票等 の写し	請求者の親族の介護認定調査票等 の写し	12/10	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
71	西4	12/4	総務局 総務部	行政透 明推進 課	住宅政策課が出した公文書に関し て、請求者が行政透明推進課へ告 発したその調査と記録全て	請求者から行政透明推進課が受け た電話の記録及び行政透明推進課 が住宅政策課へ連絡した記録、 住宅政策課から行政透明推進課へ 連絡を受けた記録	12/16	開示		
72	西5	12/4	建設局 建設部	住宅政 策課	請求者が住宅政策課で相談した記 録(新型コロナウイルスがおさまる までの特定施設の閉鎖願いについ て、上司と相談すること)	特定日の記録3件	12/15	一部 開示	法人の担当者氏名	第14条 第2号
73	西6	12/15	市民局 市民生 活部	消費生 活総合 セン ター	消費生活総合センターとの相談記 録	消費生活相談情報2件	12/8	開示		
74	浦21	12/14	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	特定施設における介護保険事業者 等事故報告書	特定施設における介護保険事業者 等事故報告書	12/18	一部 開示	法人の印影並びに記載者 職及び氏名に係る部分	第14条 第2号
75	緑8	12/18	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	特定期間の介護認定調査票	特定期間の介護認定調査票・主治 医意見書	12/28	一部 開示	特定期間の介護認定調査 票・主治医意見書	文書不 存在
76	浦22	12/18	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	いじめに関する全記録(被害・加害 両方)	特定小学校校内いじめ防止対策委 員会 校内いじめ防止対策委員会議事録 他	1/29	一部 開示	特定校に在籍していた児 童及び保護者の氏名及び 発言内容、特定校に在籍し ていた児童及び保護者の 評価、他の機関等との連 携、相談内容、他の公的機 関との連携内容	第14条 第2号 第3号 第5号 第6号
77	見24	12/21	見沼区 役所健 康福祉 部	福祉課	生活保護訪問面接でのケース記録 (期間特定)	訪問記録等	12/25	一部 開示	生活保護等のケースワ ークによる指導のための判 定、評価のうち、条例第14 条第3号に当たるもの	第14条 第3号
78	南16	12/25	西区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険認定調査票、主治医意見 書(期間特定)	・主治医意見書(日付特定) ・認定調査票(日付特定)	1/5	開示		
79	浦23	1/8	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	一時保護所、乳児院、児童養護施 設など措置されていた期間の自立 支援計画、児童記録、通院記録な どのすべての記録、措置に至るまで の記録	請求者の個別台帳	1/22	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 や関係機関等より取得した 情報	第14条 第3号
80	桜11	1/12	保健福 祉局保 健所	精神保 健課	請求者の1日目指定医の診察内 容、黒塗り部分、障害者の病気の診 断の内容	・精神保健診察の実施について (精神保健福祉法第27条による措 置診察) 他	2/19	一部 開示	相談者氏名、医療機関名 (第三者から得た情報)、相 談内容(第三者から得た情 報)、病名、第三者からの 聴取内容、通報元からの聴 取内容 他	第14条 第2号 第3号 第4号 第6号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
81	南17	1/15	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険認定調査票、主治医意見 書(最新のもの)	介護認定調査票、主治医意見書	1/18	開示		
82	岩17	1/20	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	令和2年11月以降に、請求者が提 出した「わたしの提案」で北部建設 事務所土木管理課に係る事案の回 答書	わたしの提案(番号特定) 他	2/2	開示		
83	大14	1/22	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子に係る警察からの受付 処理票およびその他児童相談所等 の記録	児童相談所における請求者の子の 受付処理票及び調査・面接記録	2/1	一部 開示	児童相談所の受付処理票 及び調査・面接記録の内の 本人以外の部分	第14条 第3号
84	北14	1/27	市民局 市民生 活部	消費生 活総合 セン ター	さいたま市消費生活総合センターに おけるクーリングオフに関する請求 者からの相談受付記録	消費生活相談情報(情報番号特定)	2/5	開示		
85	浦25	1/26	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	・請求者の子に関する担任教師から の報告の詳細を記載した記録。 ・請求者の子に関する苦情の記録 ・請求者との面談記録	特定小学校の平成30年度児童問ト ラブルに関する対応について 請求者への報告・面談	2/8	一部 開示	保護者の氏名、行動、児童 の評価 他	第14条 第2号 第3号 文書不 存在
86	浦27	1/27	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	南建土木管理課が保有する請求者 が通報した看板に関する行政情報	当該看板所有者への指導記録	2/10	開示		
87	桜13	2/4	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の介護保険要介護認 定結果通知書	請求者の親族の介護保険要介護認 定・要支援認定等結果通知書	2/5	開示		
88	大18	2/9	大宮区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	成年被後見人の介護保険認定調査 票、主治医意見書、認定情報、審査 会議事録	成年被後見人の認定調査票、主治 医意見書、認定情報(事務局用)、 認定審査会議事録(審査会別)	2/18	一部 開示	認定審査会議事録(審査 会別)の判定理由・備考の 一部、認定審査会議事録 (審査会別)の合議体名、審 査員名 他	第14条 第3号 第4号
89	桜14	2/19	教育委 員会事 務局学 校教育 部	大宮国 際中等 教育学 校	令和3年2月13日の得点開示の際配 布した入学者選抜適性検査A・B・C の得点	令和3年度入学者選抜適性検査の 得点結果(受検番号特定)	2/25	開示		
90	見26	2/19	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の親族の要介護認定結果と その有効期間	請求者の親族の要介護認定台帳の 出力帳票	2/22	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
91	浦30	3/1	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の親族の要介護認定結果通 知書、主治医意見書、認定調査票、 認定審査会会議録	請求者の親族の主治医意見書、認定 調査票、認定審査会会議録	3/12	一部 開示	第三者の「被保険者番号」「氏 名」「申請区分」「前回二次判 定」「前回一次判定」「一次判 定」「二次判定」「一次判定の変 更の箇所」「要介護1の状態像」 「有効月数」「介護の手間に関 する記述(認定審査会意見及び サービスの種類の指定等)」「主 治医情報提供有・無」他	第14条 第2号
92	中13	3/2	中央区 役所健 康福祉 部	支援課	身体障害者診断書・意見書	身体障害者診断書・意見書(肢体不 自由用)	3/9	開示		
93	岩18	3/15	市長公 室	広聴課	令和3年度1月～3月私が提出した 「わたしの提案」の処理状況が分る 資料と回答書	・「私が提出した「わたしの提案」の 処理状況が分る資料」は、事務処 理のシステムから「案件ステータス」 を含む項目を抽出したもの。 ・回答書	3/24	開示		
94	南19	3/15	岩槻区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の親族の主治医意見書、認 定調査票、決定通知書	請求者の親族の認定調査票、主治 医意見書、介護保険 要介護認定・ 要支援認定等結果通知書	3/18	開示		
95	桜15	3/17	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の取扱い経過記録、調 査面接記録及びそれらの別添資料 で養父からの子に対する虐待及び 請求者に対するDVの内容のわか るもの	受理会議録、援助方針会議録、措 置指導決定伺、取扱経過記録及び 調査・面接記録	3/29	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者や 関係機関等より取得した情報	第14条 第3号
96	桜16	3/17	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の取扱い経過記録、調 査面接記録及びそれらの別添資料 で養父からの子に対する虐待及び 請求者に対するDVの内容のわか るもの	受理会議録、援助方針会議録、措 置指導決定伺、取扱経過記録及び 調査・面接記録	3/29	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者や 関係機関等より取得した情報	第14条 第3号
97	浦31	3/22	教育委 員会事 務局学 校教育 部	浦和南 高等学 校	請求者の子の令和3年度埼玉県公 立高校学力検査「理科」の解答用紙 原本 さいたま市立浦和南高等学校にお ける令和3年度入学許可候補者の 選抜プロセスを証する書面	・さいたま市立浦和南高等学校にお ける令和3年度埼玉県公立高等学校入学者 選抜学力検査 理科 解答用紙(1) 受検番号特定 理科 解答用紙(2) 受検番号特定 ・さいたま市立浦和南高等学校にお ける令和3年度入学者の選抜会議資料	3/25	一部 開示	・採点者の印影 ・さいたま市立浦和南高等 学校における令和3年度入 学者の選抜会議資料	第14条 第3号 第5号
98	緑11	3/23	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	子ども 家庭支 援課	請求者の子の診療記録	子ども家庭総合センター内診療室 における診療録	4/6	一部 開示	本人のトラウマナラティブ	第14条 第3号
99	桜17	3/26	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の取扱経過記録	南部児童相談所における請求者の 子の特定期間の取扱経過記録	4/6	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号
100	見28	3/29	保健福 祉局保 健所	精神保 健課	精神保健課との相談記録	相談記録票	4/6	一部 開示	相談記録票のうち第三者 からの聴取内容	第14条 第2号 第3号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
101	浦32	3/30	消防局浦和消防署	日の出張所	請求者が起こしたとされる交通事故に関する救急活動記録表		4/7	不開示		

※ 上記の他、戸籍謄本、住民票の交付申請書等に関する開示請求処理件数66件／取下げ件数10件

※ 【参考】不開示情報区分について
 ・第14条第2号 第三者情報
 ・第14条第3号 個人評価情報
 ・第14条第4号 審議・検討等情報
 ・第14条第5号 事務事業執行情報
 ・第14条第6号 国等協力情報
 ・第17条 存否応答拒否

表 2 - 4 個人情報訂正請求の実施状況一覧

番号	受付番号	受付日	担当局 部	担当課	請求に係る個人情報の名称又は内 容訂正等を求める内容及び根拠	請求に該当する個人情報の名称	決 定 日	決 定 の 内 容	訂正等をしない理由	請求の 区分	備考
1	見15	9/28	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	個人情報一部開示決定通知書で開 示された個人情報でP10/18に記載 された内容 事実と異なる記載の訂正	取扱経過記録(日付特定)	10/26	不訂 正等	当所が外部機関から受け た連絡内容を訂正請求者 に伝えた旨を記載したもの であり、記載内容に誤り はないため。	訂正	
2	見16	9/28	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	個人情報一部開示決定通知書で開 示された個人情報でP19/23に記載 された内容 事実と異なる記載の訂正及び説明 が不十分で誤解を与える内容の訂 正	取扱経過記録(日付特定)	10/26	不訂 正等	面接を行った際に当該児 童から聴取した内容を記載 したものであり、記載内容 に誤りはないため。	訂正	
3	浦20	12/11	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	個人情報一部開示決定通知書で開 示された個人情報でP17/23に記 載された内容	取扱経過記録(日付特定)	12/28	不訂 正等	実施機関の職員が業務上 作成した文書であるが、訂 正等請求者の子である個 人情報にあたらなかったため、 訂正等の請求に該当しない。	訂正	

※【参考】不開示情報区分について
 ・第14条第2号 第三者情報
 ・第14条第3号 個人評価情報
 ・第14条第4号 審議・検討等情報
 ・第14条第5号 事務事業執行情報
 ・第14条第6号 国等協力情報
 ・第17条 存否応答拒否

2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況

令和2年度の審査請求の件数は4件でした。実施機関別の内訳は、市長4件でした。取下げは0件でした。また、審査請求の内容については、表2-4のとおりです。

表2-4 個人情報開示等決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示等請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	5/10	市長	4/6	個岩1	子に関する保育園の通園場所及び園名いつから通園しているか	551	8/26	199	2/26	棄却	3/11
2	12/10	市長	9/28	個見15	個人情報一部開示決定通知書で開示された個人情報でP10/18に記載された内容事実と異なる記載の訂正	-	-	-	-	-	-
3	3/2	市長	11/19	個岩15	児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること 教育・保育給付認定に関すること 保育施設の利用調整及び入所に関すること 利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること 家庭児童相談に関すること 上記業務に関して子の名前が記載されている書類	559	9/28	-	-	-	-
4	3/2	市長	11/19	個岩16	児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること 家庭児童相談に関すること 上記業務に関して本人の名前が記載されている書類	560	9/28	-	-	-	-

◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆

I 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者により構成され、情報公開、個人情報保護制度を実効あるものとするため、実施機関が行った不開示処分等に対する請求者からの審査請求（異議申立て）について、実施機関から諮問に応じて第三者的立場から審査し、公平かつ客観的な答申を行います。

表 3-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

任期 2 年（令和元年 10 月 22 日から令和 3 年 10 月 21 日まで）

役 職	氏 名	備 考
会長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	伊 藤 一 枝	弁護士
委員	塚 田 小百合	弁護士
委員	吉 田 聰	弁護士

2 開催状況

令和 2 年度の審査会の開催回数は、10 回でした。

4 月及び 5 月は新型コロナウイルスの影響により中止しました。

表 3-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会開催状況

No.	開 催 年 月 日	主 な 内 容
1	令和 2 年 6 月 18 日（木）	(1) 諮問第 5 4 4 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 4 1 3 号の審議（答申案） (3) 諮問第 5 4 3 号の審議（答申案）
2	令和 2 年 7 月 16 日（木）	(1) 諮問第 4 6 1 号、第 4 7 1 号、第 4 7 2 号、第 4 7 3 号の審議（新規） (2) 諮問第 5 4 4 号の審議（答申案） (3) 諮問第 4 5 2 号の審議（答申案）
3	令和 2 年 8 月 6 日（木）	(1) 諮問第 4 7 1 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 4 7 2 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (3) 諮問第 4 6 1 号の審議（継続審議） (4) 諮問第 4 7 3 号の審議（継続審議） (5) 諮問第 4 5 2 号の審議（答申案）
4	令和 2 年 9 月 17 日（木）	(1) 諮問第 5 5 1 号の審議（新規） (2) 諮問第 4 6 1 号の審議（答申案） (3) 諮問第 4 7 3 号の審議（答申案）

No.	開催年月日	主な内容
5	令和2年10月15日(木)	(1) 諮問第481号、第485号、第489号、第490号の審議(新規) (2) 諮問第471号の審議(答申案) (3) 諮問第472号の審議(答申案)
6	令和2年11月19日(木)	(1) 諮問第551号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第481号の審議(答申案) (3) 諮問第489号の審議(答申案)
7	令和2年12月17日(木)	(1) 諮問第551号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第553号の審議(新規)
8	令和3年1月21日(木)	(1) 諮問第553号の審議(実施機関の口頭意見陳述)
9	令和3年2月18日(木)	(1) 諮問第551号の審議(答申案) (2) 諮問第485号の審議(答申案) (3) 諮問第490号の審議(答申案)
10	令和3年3月18日(木)	(1) 諮問第542号、第546号の審議(審査請求人の口頭意見陳述)

表3-3 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 諮問内容一覧(諮問番号順)

諮問番号	内容
第413号	行政透明推進課が保有する行政情報開示請求処理票すべての不開示決定に対する異議申立て
第452号	行財政改革推進部が行政情報開示請求に伴い特定株式会社に意見を聞いたことがわかる行政情報 平成28年度の不開示決定に対する審査請求
第461号 (新規)	盆栽美術館の報道機関等からの取材対応に関するもの 平成28年度に限るの行政情報一部開示決定に対する審査請求
第471号 (新規)	別紙負担金に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日時のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書(前年度でも可)の行政情報一部開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第472号 (新規)	別紙負担金に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日時のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書（前年度でも可）の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第473号 (新規)	広報課と盆栽美術館の打合せ記録等のうち特定番組に関するもの広報課分のみの行政情報不開示決定に対する審査請求
第481号 (新規)	大門2丁目再開発事業に関する行政情報（覚書を含む）会議開催の案内は除く行政情報一部開示決定に対する審査請求
第485号 (新規)	生涯学習総合センターが保有する公民館の開館の遅れと対応に関する行政情報の行政情報一部開示決定に対する審査請求
第489号 (新規)	（仮称）東日本連携支援センター整備事業に関する行政情報の不開示決定に対する審査請求
第490号 (新規)	さいたま市立病院の診察券の再発行の実費に係る行政情報 要綱等を含む 診察券の納品単価のわかるものを含む行政情報一部開示決定に対する審査請求
第542号 第546号	番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切の一部開示決定に対する審査請求
第543号	7月18日に京都アニメーションが放火され、同社員35人が殺害された事件の容疑者が受給していた生活保護や、精神保健などの福祉制度の利用状況に関して、さいたま市が作成・編纂した記録（添付資料を含む）の不開示決定に対する審査請求
第544号	都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う今後の工事内容（工程・工期の詳細）を計画で決まっている全てを開示請求します。（南区太田窪2丁目特定街区付近）南区太田窪二丁目（さいたま市所有の土地）の今後の利用方法も合わせて開示請求します。別紙地図参照。の一部開示決定に対する審査請求
第551号 (新規)	子に関する保育園の通園場所及び園名。いつから通園しているか。の不開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
<p>第553号 (新規)</p>	<p>東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」の成果物、東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」(市での稟議書及び打合せ議事録。東武鉄道との議事録等)、令和2年1月以降の「七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業」に関する資料・議事録の一部開示決定に対する審査請求</p>

Ⅱ 情報公開・個人情報保護審査会 答申

さ情審査答申第187号
令和2年7月3日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年12月8日付けで貴職から受けた、「行政透明推進課が保有する行政情報開示請求処理票すべて」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年8月20日付け総総行透第1953号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、条例第14条に基づく適正な決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

- (1) 本件不開示情報は条例第11条第2項に該当しない。
- (2) 不開示理由の不立証。
- (3) 補正については回答した。文書の名称及び枚数まで確認しているのだから、行政文書の特定はされている。
- (4) 著しく大量である請求の取扱いは、条例第14条に定められており、本件処分は違法かつ不当である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 行政情報開示請求処理票について

当市では、行政情報開示請求を受けた各担当課が開示の実施を終了した後、開示の受付から開示の実施までの経過を記録した「行政情報開示請求処理票」（以下「処理票」という。）を行政透明推進課に提出することになっている。処理票には、「年度」、「受付番号」、「開示請求等受付日」、「担当課の受領日」、「担当課名」、「請求者の氏名、住所」、「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」、「開示の実施方法」、「決定日」、「決定通知書送付日」、「実施機関が特定した行政情報の名称」、「決定内容」、「不開示部分」、「不開示理由」、「開示等実施日」等が記載されており、行政透明推進課は提出を受けた処理票を課内で供覧し、3年保存の文書として保管している。

また、行政透明推進課では、年度毎に情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況をまとめた「情報公開・個人情報保護制度運用状況」を作成し、各区役所情報公開コーナー及びホームページにより市民に公表しており、処理票の情報は「情報公開・個人情報保護制度運用状況」の「行政情報開示の実施状況一覧」に記載する情報としても使用している。ここには、開示請求の概要として、「受付番号」、「開示請求受付日」、「担当部局」、「担当課」、「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」、「実施機関が特定した行政情報の名称」、「決定日」、「決定の内容」、「不開示部分」、「不開示情報区分」及び「備考」欄を設け、個人情報等の不開示情報を除いて記載している。

2 本件開示請求の経緯について

異議申立人が、浦和区役所情報公開コーナーに行政情報開示請求書を提出した際、開示請求に係る行政情報の名称又は内容の欄が「行政情報開示請求処理票 平成27年度」との記載であったため、担当職員が、「平成27年度全てですか」と聞くと、異議申立て人は、「そんなこと言うなら、平成27年度を消してやる」と大声を出して、「平成27年度」の文字を消し、「すべて」と書き替えた。担当職員は、どのような文書を見たいのかと聞き、文書の特定を求めたが、異議申立人は「おまえとは話をしない」と言い、応じなかった。

後日、別の担当職員が、口頭で補正を求めたが、同様に応じなかった。

3 補正の依頼について

処理票には、平成26年5月まで行政情報開示決定通知書の添付を必要としており、その他にも処理票に記載事項を書ききれない場合には、添付資

料が付されることがある。処理票と行政情報開示決定通知書の頭紙を合わせると約1万8,800枚、さらに行政情報開示決定通知書の別紙や処理票の添付資料まで含めると、優に2万枚を超えるものであり、そのほとんどの文書に「請求者の氏名、住所」のような個人情報等の不開示情報があり、開示の可否、不開示部分のマスキング作業、当該文書の写しの作成等の作業を担当職員1名が毎日4時間行ったとしても約2年を要し、実施機関の通常業務に著しい支障が生じることになる。

また、実質的に開示請求に係る行政情報を特定することができないことから、平成27年8月4日付けで行政情報開示請求補正依頼書を送付し、開示請求に係る行政情報の特定に協力をさせていただきたいという旨の文書を異議申立人宛てに送付した。その際、平成24年度及び平成25年度については、「情報公開・個人情報保護制度運用状況」を各区役所情報公開コーナーに配置しており、補正の参考になる旨を伝えている。

しかし、平成27年8月10日付けで異議申立人から「貴職の特定した行政情報の名称又は内容のとおり」とする旨の回答があり、補正について異議申立人の協力は得られなかった。

4 本件不開示決定について

本件開示請求は開示の実施までに長時間を要し、上述のとおり実施機関の事務を停滞させるおそれがあり、また、「行政情報開示請求処理票 平成27年度」の記載を担当職員への対応が気に入らないという理由で「平成27年度」の文字を「すべて」と書き直した経緯や、実施機関が求めた補正の依頼に応じない点を鑑みると、異議申立人には開示対象の文書を閲覧することよりも実施機関の業務に支障を及ぼそうとする意図があると考えられる。

以上のことから、異議申立人が行った本件開示請求については、条例に定められた開示請求権として保護される範囲を超えるものであり、開示請求書に記載された文言だけでは、実質的には文書の特定を行うことができないことから、本件不開示決定を行ったものである。

5 異議申立人の主張について

「補正については回答した。行政文書の特定はされている。著しく大量である請求の取扱いは、条例第14条に定められており、本件処分は違法かつ不当である」との主張について

異議申立人は、開示請求に係る行政情報が著しく大量である場合には、条例第14条で定められた手続き、すなわち、開示請求に係る行政情報の相当部分については、45日以内に開示決定等を行い、相当の期間内に残りの行政情報の開示決定を行うことを求めている。しかし、本件開示請求は条例の予定する開示請求の合理的な範囲を超えるものであることから不開示決定

を行ったものであり、適正な開示請求の場合の手続を定めた条例第14条の手続を行う必要はないと考える。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、「行政透明推進課が保有する行政情報開示請求処理票すべて」の開示を求めて開示請求をした。

実施機関は、「対象行政情報が開示請求書記載の文言どおりであるとする開示請求に係る行政情報が著しく大量であり、実質的に開示請求に係る行政情報を特定することが困難であるため条例第11条に基づく決定ができず、また、仮にすべて開示することになると、開示できない部分をマスキングする作業等に膨大な時間を必要とし、実施機関の通常業務に著しい支障が生じることになる。」として、条例第6条第2項に基づき異議申立人に補正の参考情報を提供したうえで、期間を定めて補正を求めた。

これに対し異議申立人は、「貴職の特定した行政情報の名称又は内容のとおりです。本件の行政情報開示請求補正依頼書は、条例第6条第2項から逸脱する内容と思慮されます。」との書面を提出し、補正期間を経過しても補正をしなかった。

そこで、実施機関は、「必要な補正がなされておらず、実質的に開示請求に係る行政情報を特定することができない」、「本件開示請求は行政の事務を停滞させるおそれがあり、情報公開条例の予定する開示請求の合理的な範囲を超えるものであることから、適正な権利の行使であると認められない」ことを理由に本件処分をした。

異議申立人は、「本件決定処分を取り消せ。」「条例第14条に基づく適正な決定を求める。」として本件異議申立てを行ったものである。

2 本条例の行政情報開示請求に対する基本的な考え方について

(1) 本条例は、市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政への発展に寄与することを目的としている(条例第1条)。条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重するものとされている。

(2) 行政情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対し「行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」を記載した開示請求書を提出しなければならないとされている(条例第6

条第1項第2号)。その趣旨は、実施機関の職員において、開示請求に係る行政情報を他の行政情報と識別した上で、その全部について請求対象行政情報の存否の判断や、条例第7条各号の不開示情報の有無の調査・判断を適切に実行できるようにする点にある。

一般的には、行政情報の名称、表題、記録されている情報の概要、作成(取得)年月日等を適宜組み合わせ、開示請求する行政情報を表示することになる。

- (3) 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることが出来(条例第6条第2項)、この「形式上の不備」とは、条例及び規則で定める必要事項が記載されていない場合や開示請求者が求める行政情報が特定できない場合をいうと解されている。

なお、開示請求者に補正を求める場合において、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定されている(条例第6条第2項)。これは、本来、「行政情報の特定」は開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うことであるが、現実には開示請求者が行政情報を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関に対し参考情報を提供する努力義務を課すことにより、開示請求制度の円滑な運用を図ろうとするものである。

3 行政文書を包括的に請求する趣旨の記載について

異議申立人は、行政情報開示請求書において、「行政透明推進課が保有する行政情報開示請求処理票すべて」と記載し、特定の部署が保有する行政文書を包括的に請求する趣旨の記載(以下「包括請求記載」という。)をしている。

このような包括請求記載は、文書の範囲は、形式的・外形的には一応明確であり、形式論理的にみると、「開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」の記載があるということも、不可能ではない。しかし、条例の開示請求制度上は、包括請求記載は、「行政情報を特定するために必要な事項」の記載としては、原則として不十分であると考えられる。

すなわち、通常は開示請求者が特定の部署の行政文書の全部の開示を希望しているとは考え難いことや、包括的請求における対象行政文書の量は膨大になるのが通常であることから、実施機関の職員に、開示請求者が開示を希望しない文書についても不開示事由の有無の調査・判断を行わせることは、担当職員及び行政組織をいたずらに疲弊させ、行政機関の他の行政活動をいわれなく停滞させる原因ともなるものであって、「行政情報を特定するために必要な事項」を開示請求書の必要的記載事項とした趣旨を没

却させることになる。このような「行政情報を特定するために必要な事項」を必要的記載事項とした趣旨を考慮すると、文言を形式論理的に解釈するのは、必ずしも適当であるとはいえず、条例の開示請求制度上は、包括請求記載は、例外的な事情のない限り、「行政情報を特定するために必要な事項」の記載には当たらないと解すべきである。

例外的な事情がある場合とは、「行政情報を特定するために必要な事項」を必要的記載事項とした趣旨を没却しないような事情がある場合、例えば、開示請求者が真に特定部署の行政情報全部の閲覧等を希望しており、かつその全部の閲覧等を相当期間内に実行することができる態勢を整えており、行政機関をいたずらに疲弊させるものでないような場合である。

4 本件処分の当否について

異議申立人の開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称又は内容は、行政情報開示請求を受けた各担当課が開示請求の受付から開示実施までの経過を記録し、開示終了後に行政透明推進課に提出した処理票すべてを請求するものであり、「年度」「担当課名」「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」「決定の内容」等を適宜組み合わせる表示することにより行政情報を特定する、ということをしていない包括的請求である。

異議申立人は、当初、開示請求書に「行政透明推進課が保有する処理票平成27年度分」と記載して提出したが、担当職員が請求行政情報の内容の特定について確認しようとしたところ、異議申立人は「そんなことを言うなら、平成27年度を消してやる。」と言って「平成27年度分」との記載を消し、代わりに「すべて」と加筆した。担当職員はすぐに、補正に応じるよう求めたが異議申立人は補正しなかった。なお、実施機関によると、行政透明推進課が保有する処理票は、平成24年度から平成27年度までで2万枚を超えるものであり、そのほとんどの文書に「請求者の氏名、住所」のような個人情報やその他の不開示情報があり、開示の可否の判断、不開示部分のマスキング作業、当該文書の写しの作成等の作業を担当職員1名が、毎日4時間行ったとしても約2年を要し、実施機関の通常業務に著しい支障が生じることになるとのことである。

後日、担当職員は口頭で異議申立人に補正を求めたが補正に応じなかったため、実施機関は、補正の参考になる情報を提供するとともに行政情報開示請求補正依頼書を異議申立人宛に送付し請求行政情報の特定を促した。同人は、「貴職の特定した行政情報の名称又は内容のとおりです。」との書面を提出しただけで、文書の特定に協力しなかった。

また、異議申立人は口頭意見陳述に於いて、本件は、開示請求書を提出したにもかかわらず、その日に受付をしていなかった事実が判明したことが一

番大きく、このような事案にまで発展してしまった。もしも適正に受け付けられていれば請求を取下げ用意があったことは記憶があるであろうという内容の陳述を行っている。

このような異議申立人の対応からすると、異議申立人が真に、行政透明推進課が保有する処理票全部の閲覧等を希望しており、かつ、請求行政情報の全部の閲覧等を相当期間内に実行するとは考えにくく、また、行政透明推進課が保有する処理票が膨大な量であるため、異議申立人が開示を希望しない文書についても実施機関の職員に不開示事由の有無の調査・判断を行わせることは、実施機関及び担当職員をいたずらに疲弊させ、実施機関の通常業務に著しい支障を生じさせる原因ともなるものであって、「行政情報を特定するために必要な事項」を必要的記載事項とした趣旨を没却させることになる。

したがって、本件包括請求記載は、「行政情報を特定するために必要な事項」を必要的記載事項とした趣旨を没却しない例外的な事情がない場合における包括請求記載であるということができ、「行政情報を特定するために必要な事項」の記載にはあたらないと解される。

実施機関が、実質的に開示請求に係る行政情報を特定することができないため不開示、とした本件処分は妥当である。

- 5 異議申立人は、著しく大量である請求の取り扱いは、条例第14条に定められており、条例第14条に基づく適正な決定を求めると主張するが、条例第14条は、請求する行政情報が特定されていることを前提としているものであるから、請求する行政文書が特定されていない本件での適用はない。異議申立人の主張は認めることが出来ない。

その他の異議申立人の主張は、本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないため言及しない。

- 6 以上の次第であるから、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年12月 8日	諮問の受理（諮問第413号）
②	平成29年12月21日	審議
③	平成30年 2月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和2年 6月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第188号
令和2年7月3日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和元年11月6日付けで貴職から受けた、「7月18日に京都アニメーションが放火され、同社員35人が殺害された事件（以下「本件事件」という。）の容疑者が受給していた生活保護や、精神保健などの福祉制度の利用状況に関して、さいたま市が作成・編纂した記録（添付資料を含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和元年9月3日付け見健福第1516号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 京都アニメーションの社員35人が殺害されるという歴史的な重大事件の再発防止策を検討する上で、本件事件の容疑者が事件前に自治体からどのような福祉的な支援を受けていたかの情報は、「個人の権利利益を侵害する恐れ」を越えた極めて高い公益性がある。
- (2) 過去の類似ケースとして、2016年に相模原市の障害者支援施設で19人が殺害された事件（以下「障害者支援施設における事件」という。）

においては、厚生労働省の再発防止策検討チーム（以下「検討チーム」という。）は「19人が死亡、27人が負傷したという事件の重大性から、事実関係の検証と再発防止策の検討が強く求められている。こうした対応の必要性と公益性は極めて高い」とした上で、個人情報の取扱いについて「事実関係の検証と再発防止策の検討に必要不可欠な情報に限り、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）第8条第2項第4号にいう『その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき』に該当するものとして公表する」とし、障害者支援施設における事件の容疑者の生活保護や精神保健関係への相模原市の対応について、公表している。

- (3) 本件事件では、障害者支援施設における事件の犠牲者数を大きく超える35人が死亡し、30名超の負傷者を出しており、再発防止のための情報を行政が公開する公益性が極めて高いことは明らかである。
- (4) また、本件事件の容疑者が、さいたま市において生活保護を受給していたことは、すでに報道機関が報じてインターネットでも記事が配信され、世の中にすでに広く公開されている。
- (5) 本件事件の容疑者の生活保護受給は、さいたま市が各関係機関に情報を伝えた結果、報道機関が報道し、世間に公になった情報であり、存否応答拒否による不開示決定は、条例第10条に違反する。
- (6) 本件事件は、条例第7条第2号イや、条例第9条に規定される、個人のプライバシーの最大限の保護に優越する公益や、公益上特に必要と認められるものに該当する。その理由は次のとおりである。
 - ア 本件事件は、国内の放火事件で平成以降最悪となる36人が死亡し、30人超が重軽傷を負った事件であり、その被害の大きさは社会を震撼させた。事件の検証・再発防止策の検討をしないことは、類似事件の発生につながり、今後多くの人命を奪う可能性が高い。
 - イ 本件事件の被害者は全員が京都アニメーションの社員である。同社の丁寧な作画や人気作の数々は、国内のみならず海外のファンも魅了してきた。評価が高い日本のアニメ業界の中で、同社に集まった人材は「日本の宝」とも評されてきた。本件事件後、国内外から、30億円近い寄付が寄せられている。しかし、今回の事件で、同社の中核を担ったり、次世代を担うはずであったクリエイターが多く死亡・負傷し、同社の再建は危ぶまれる状況にある。今回の被害は、日本の国益を損ねるものであり、本件事件の検証と、検証を通じた再発防止策の検討は非常に公益性が高い。
 - ウ 本件事件のような、無差別殺人事件は、どのような企業、団体、民家

が対象になってもおかしくない。行政につながっていても精神的に孤立したり、精神疾患などを抱えて適切な医療を受けられず孤立したりしている方々を、どう支援していけばよいか、現行の支援の課題を検証することは非常に高い公益性がある。

- (7) 実施機関は、弁明書 5 (1) において「本件事件の容疑者が生活保護や精神保健などの福祉的な支援を受けていたのかの情報が、『再発防止策を検討する上で公益性がある情報』であることの因果関係や根拠は一切示されておらず、個人の権利利益を侵害するおそれを越えた極めて高い公益性があるとの審査請求人の主張を認めることはできないと主張しているが、厚生労働省の局長通知「生活保護による保護の実施要領について」は、受給者の家庭を「少なくとも年に2回以上訪問すること」と定めている。さいたま市が実施要領通りに本件事件の容疑者の自宅を年2回以上訪問し、関係機関との連携など適切な支援をしていれば、今回の事件は防ぐことができた。このため、上記の家庭訪問などを通じ、さいたま市が本件事件の容疑者の生活・精神状況についてどのように把握・認識していたか同市は、本件事件の容疑者にどのような福祉的な支援を行っていたか又は、何らかの理由で支援が難しい状況があったのか、本件事件の容疑者に限らず、精神疾患などで支援が困難な受給者について、さいたま市ではどのような支援をしており、どのような課題があるか、といった情報の公開・検証は、類似事件の再発防止のみならず、全国の受給者へのよりよい支援にもつながる。このため、本件事件の容疑者がさいたま市からどのような福祉的な支援を受けていたかという情報は、「個人の権利利益を侵害する恐れ」を越えた非常に高い公益性がある。

- (8) 実施機関は、弁明書の 5 (2) において、障害者支援施設における事件を受けて設置された厚生労働省を中心とする再発防止策検討チームが、同事件容疑者の個人情報公表したことについて「検討前の段階で、行政情報開示請求に基づき、容疑者の生活保護や精神保健関係に係る個人情報を公表したものではない」と主張し、本件事件との類似性について否定する。しかし、両事件の類似性の判断の主眼は、36人が死亡した本件事件の検証が、19人が死亡した障害者施設の事件と同様に、社会にとって特段の公益性があり、個人情報保護法上の「特別の理由に該当するか」どうかである。行政の「検討前の段階である」ことを理由にした非開示決定は違法である。また、すでに本事件は発生から3カ月以上が経過している。

地方分権の進展した現在において、本事件をうけた再発防止策の検討は、国の判断がなくても、さいたま市長の独自判断で即日はじめられる状況にあり、「検討前」であるとの弁解は成り立たない。

- (9) 実施機関は、弁明書の5(3)において「本件事件の容疑者の生活保護の受給の有無は(中略)条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、本市が一般に公にした事実はない。また、同号ただし書アで規定する『法令等の規定又は慣行による公にされ、又は公にすることが予定されている情報』にも該当しないため、本件不開示決定に影響を及ぼすものではない」と弁明をしている。しかし、「本市が一般に公にした事実」かどうかという点は、問題ではない。本件事件の容疑者の生活保護受給は、市が関係機関等に伝えた結果、報道機関等の報道ですでに一般に公開された、間接的にはあっても市が公開したと同視できる。このため市の弁解は成り立たない。
- (10) 本件事件の容疑者が生活保護受給であったことは、国内大手の報道機関の毎日新聞の8月18日付け朝刊(同社の朝刊発行部数は約600万)で掲載され、同社のインターネット上のニュースサイトでも配信された。発行部数約16万の雑誌「週刊朝日」も、さいたま市見沼区に住む本件事件の容疑者が、事件時点で生活保護受給者であったと報じた。同記事は2019年10月25日時点でも、ネット上で公開され誰でもアクセスできる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件開示請求は、開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、本件事件の容疑者のさいたま市における生活保護や精神保健などの福祉制度の利用の有無を明らかにすることとなり、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示してしまうこととなる。したがって、条例第10条で規定される存否応答拒否により行政情報不開示決定をしたものである。

また、本件開示請求の内容は、条例第7条第2号ただし書イに規定される個人のプライバシーの最大限の保護に優越する公益(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要)や、条例第9条に規定される公益上特に必要があると認められるものに該当しない。

本件は、障害者支援施設における事件とは違い、開示することに公益性は認められないのである。

- 2 審査請求人は、当該事件の再発防止策を検討する上で、本件事件の容疑者が事件前に自治体からどのような福祉的な支援を受けていたかの情報は、

「個人の権利利益を侵害する恐れ」を越えた極めて高い公益性がある旨、主張している。しかし、本件事件の容疑者が生活保護や精神保健などの福祉的な支援を受けていたかの情報が、「再発防止策を検討する上で公益性がある情報」であることの因果関係や根拠は一切示されておらず、個人の権利利益を侵害するおそれを越えた極めて高い公益性があるとの審査請求人の主張を認めることはできない。

- 3 審査請求人が過去の類似ケースとしている障害者支援施設における事件では、政府が「障害者施設における殺傷事件への対応に関する閣僚会議」を設置し、更に事実関係の徹底した検証と、それを踏まえた再発防止策を関係省庁一丸となって検討するため、検討チームが設置された。検討チームが、障害者支援施設における事件の容疑者の生活保護や精神保健関係への相模原市の対応を公表した事例は、事実関係の検証と再発防止策の検討に必要な不可欠な情報に限り、行個法第8条第2項第4号にいう「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」に該当するものとしてその結果を事後に公表したものであり、検討前の段階で、行政情報開示請求に基づき、容疑者の生活保護や精神保健関係に係る個人情報を公表したのではない。

また、本件事件の容疑者の事例とは、事件の内容だけでなく、公表に至る経緯や、判断の根拠とした法令も異なるため、障害者支援施設における事件と同様に判断することはできない。

- 4 「本件事件の容疑者が、さいたま市において生活保護を受給していたことは、すでに報道機関が報じてインターネットでも記事が配信され、世の中にすでに広く公開されている」との主張について、本件事件の容疑者の生活保護の受給の有無は、前述のとおり、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、本市が一般に公にした事実はない。

また、同号ただし書アで規定する「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当しないため、本件不開示決定に影響を及ぼすものではない。

以上のことから、前述のとおり、条例第10条で規定される存否応答拒否による行政情報不開示決定を行ったことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に対して対象行政情報の存否を答えるだけで、本件事件の容疑者のさいたま市における生活保護や精神保健などの福祉制度の利用の有無を明らかにすることとなり、条例第10条に該当するとし

て存否応答拒否の不開示処分を行った。

審査請求人は、本件対象行政情報は、「個人の権利利益を侵害する恐れを越えた極めて高い公益性がある。」として本件処分の取り消しと対象行政情報の全部開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報の存否を明らかにするだけで条例第7条第1号から第7号に規定された不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

3 本件処分の当否について

(1) 実施機関は、本件対象行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、本件事件の容疑者の生活保護や精神保健などの福祉制度の利用の有無を明らかにすることとなり、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示してしまうことになる、として条例第10条による本件処分を行った。

(2) 本件対象行政情報中の、本件事件の容疑者の生活保護や精神保健などの福祉制度の利用状況は、同人の財産状況、経済活動（収入状況、資産状況、納税状況等）に関する情報、心身に関する情報（健康状態、病歴、障害の状況等）、その他個人の生活に関する情報（家族状況、居住状況等）に該当する個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報であるといえる。

(3) ただし、条例第7条第2号ただし書では、不開示情報から除外される情報が列挙されている（ただし書アイウ）。

① ただし書アには、「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が除外情報として規定されている。

「法令等の規定により公にされている情報」、「公にされることが予定されている情報」は、何人でも閲覧することができる情報又は一般に公表されている情報であり、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから不開示情報から除外しているのである。

本件対象行政情報は、公にされたり、公にすることが予定されている情報ではなく、不開示情報として保護する必要性が十分にある情報であ

り、除外情報に該当しない。

- ② ただし書イには、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が除外情報として規定されている。

本件対象行政情報は、個人の福祉制度の利用状況に関するものであるから、公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができる情報であるとは言い難い。

したがって、本件対象行政情報は、条例第7条第2号に該当する情報であり、公にされ又は公にすることが予定されている情報でもなく、又、公にすることが必要であると認められる情報でも無いため、実施機関が条例第10条に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

- (4) なお、審査請求人は、再発防止のための情報を行政が公開する公益性が極めて高いと主張している。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示することができる。」と規定している。

これは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、開示することができるとするものである。

この規程に関して、本件事件の容疑者が生活保護や精神保健などの福祉的な支援を受けていたかの情報は、「再発防止のための情報」であるとは言い難いとして実施機関は開示の公益性を否認しており、審査請求人の主張を認めることはできない。

- 4 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので言及しない。
- 5 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和元年11月6日	諮問の受理（諮問第543号）
②	同年11月21日	審議
③	令和2年2月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年6月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第189号
令和2年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和2年1月30日付けで貴職から受けた、「都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う今後の工事内容（工程・工期の詳細）を計画で決まっている全てを開示請求します。（南区太田窪2丁目特定街区付近）南区太田窪二丁目（さいたま市所有の土地（以下「土地A」という。）」の今後の利用方法も合わせて開示請求します。別紙地図参照。」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和元年10月4日付け建南道建第2957号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示しない部分についての文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 土地Aの今後の利用方法の不開示について、開示しない理由が「示す文書を作成していないため。」とあるが、利用方法がある旨を実施機関より口頭にて聞いている。
- (2) 審査請求人は「土地A」の隣接地である「土地B」の土地を所有しており、また、「土地C」「土地D」「土地E」も同様に所有している。審査請求

人所有の土地を含め、現在、土地Aより南東部分の土地5筆は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）による道路に接道しておらず、再建築が不可能な立地となっている。

- (3) なお、現在建ち並んでいる建物は建築確認を取得していない。現況の通路部分（土地2筆付近）は幅員が約2m40cmしかなく、火災発生時等の緊急車両等の出入りも容易ではない状況である。

については、審査請求人は所有の土地を含め、建築行為における救済措置として、土地Aを払下げにて購入し、法第42条第1項第5号による位置指定道路を新設できないかと思っている。

- (4) 実施機関の口頭による利用方法の見解は、都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う駐車スペース及び資材置き場での利用という回答であったが、近接地にさいたま市所有の「土地F」地積1154.79㎡の拡幅工事用駐車スペース及び資材置き場が同様に存在しており、土地A地積56.23㎡を拡幅工事完了までの期間を利用するというのも一般的には考えにくいと思っている。

事業施工期間も当初の平成27年度完了を平成32年度に施工期間を延長しており、（事業計画変更認可申請書平成28年3月1日建土道計第1868号参照）実施機関担当者より令和2年には再度計画変更を予定しているとのことであった。

都市計画道路の施工は用地買収の難航等により長期計画になることは重々承知している。だからこそ具体的にどのように利用を考えているのか。また、工事完了まで利用するという趣旨や、今後起こりうるさいたま市及び土地Aより南東側地権者のデメリット等を考慮検討したうえでの決定なのかがわかる正確な情報を求める。

- (5) 以上のように、「今後の利用方法を示す文書を作成していないため。」という開示しない理由について納得のいくものではなかった為、審査請求をする。

- (6) 弁明書5（1）「都市計画道路の整備は、都市計画法に基づき、…通例的には当該土地と同様に…」とあるが、これは都市計画法（昭和43年法律第100号）第3条第3項における『国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない』という条文を反映した上での意味とはとれない。

- (7) 弁明書5（2）「当該土地は、平成24年度に都市計画道路事業田島大牧線（太田窪工区）の事業用地として買収した際、所有者から事業用地以外の当該土地についても市に取得するよう請求され、市が取得したものである」とあるが、この説明は受けていない。そもそも用地買収について

の担当課は用地課であり、道路建設課との協議で出る内容ではなく、それ以前に審査請求人担当者が用地課に情報収集を行った際は、『過去の事でどういった経緯があったかは分からない』という説明を用地課窓口にて受けている。

- (8) 弁明書5(3)「駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面」とあるが、提供する旨の説明を受けた際には当該土地に対しての駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面とは到底いえない説明だった為、情報提供は不要とした。そもそも当該土地の今後の利用方法を示す納得のいく図面があれば情報提供は受けている。

また、「当該土地の隣接地に、同様の事業用地以外の土地…一体とした土地利用を検討しているなどの理由により、」とあるが、この内容についての回答がないことに納得していない。

- (9) 当該土地にどのような利用方法があるかを当初から聞いているが、明確な回答がもらえないことと、すぐ隣に広大な敷地の資材置場的なスペースがさいたま市で確保されているのを踏まえると、そこ以外に当該土地を利用する可能性があるのであれば具体的な理由を聞かせてほしい。
- (10) 図面を見せてもらったが、敷地の間口が何メートル、奥行きは何メートルというのは既に把握している情報なので、期間は別として、車を置くスペース、資材はこういうものをこういう幅で置くということが分かるような詳細な図面ではなく、こちらが求めている内容のものではなかったので不要とした。
- (11) 基本的には、供用開始しないと売払いの手続きをさいたま市はしないとの説明を受けたので、それならば供用開始されるまでの間、どのように利用されるかを尋ねたい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容と理由

- (1) 審査請求人が行政情報開示請求書で請求した行政情報のうち、「今後の工事内容（工程・工期の詳細）を計画で決まっている全て」は、事業計画変更認可申請書及び事業施行期間変更理由書において、事業の工程、工期等が示されており、全部を開示している。一方、土地Aの「今後の利用方法」については、当該土地は事業用地以外の土地であり、開示請求日時点において今後の利用方法を示す文書は作成及び取得していない。したがって、不開示とし、本件処分を行政情報一部開示決定としたものである。

- (2) 都市計画道路の整備は、都市計画法に基づき、都道府県知事等の事業認可を得て、事業用地の買収、工事、完成に至るまで実施するものであり、事業用地以外の土地については、通例的には当該土地と同様に工事資材置場や駐車場等として使用し、供用開始後に売払いをしているが、それを明確に示す文書等は存在しない。
- (3) 当該土地は、平成24年度に都市計画道路事業田島大牧線（太田窪工区）の事業用地として用地を買収した際、所有者から事業用地以外の当該土地についても市に取得するよう請求され、市が取得したものである。当該土地は、工事の施工中、工事資材置場や駐車場として使用し、現在予定している令和6年度末の供用開始後に行政財産の用途廃止を行い、通例通りに普通財産として、一般競争入札又は土地の隣接者へ随意契約により売払うことを検討しているが、現段階では、それを明確に示す文書等は存在しない。そのことについても審査請求人へ説明している。
- (4) 今後の利用方法については、開示請求日以前から、当課窓口において審査請求者に対し、口頭で説明している。更に開示日には、必要であれば情報提供として、駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面やその時期を示す工程表などを提供する旨も説明しているが、当該土地の隣接地に、同様の事業用地以外の土地F地積1154.79㎡があることや審査請求人が自ら取得した土地と当該土地を含め一体とした土地利用を検討しているなどの理由により、今後の利用方法を示す文書がない事に納得せず、情報提供は不要との事であった。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

審査請求人は、実施機関が平成24年度に都市計画道路事業田島大牧線（太田窪工区）の事業用地として用地を買収した際、所有者から事業用地以外の当該土地についても市に取得するよう請求され、取得することとなった事業用地以外の土地Aについて、払下げにて購入を希望するため、今後の利用方法を示す文書を求めて本件開示請求を行った。

一方、実施機関は事業用地以外の土地については、通例的には当該土地と同様に工事資材置場や駐車場等として使用し、供用開始後に売払いをしているが、今回の審査請求にかかる当該土地の売払いを含む文書を作成していないため、審査請求人の行政情報開示請求にかかる当該部分について不開示決定をしたものである。

審査請求では、実施機関が当該土地について具体的にどのように利用を考えているか、また、工事完了まで利用するという趣旨や、今後起こりうる

市及び当該土地より南東側地権者のデメリット等を考慮検討した上での決定なのかがわかる正確な情報を求めている。

2 本件処分の当否について

実施機関は、審査請求に対し、当該土地は工事の施工中、工事資材置場や駐車場として使用し、現在予定している令和6年度末の供用開始後に行政財産の用途廃止を行い、通例通りに普通財産として、一般競争入札又は土地の隣接者へ随意契約により売払うことを検討しているが、現段階では、それを明確に示す文書等は存在しない。また、事業用地以外の土地の利用方法についての詳細な図面は利用の申請があって作成されるものである。開示日に実施機関が駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面やその時期を示す工程表などの情報を提供しようとしたものは、当該土地について工事事業者から実際に利用申請があれば、このようなものになるであろうことを示したものであると説明する。

これに対し、審査請求人は駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面とは到底いえない説明だった為、情報提供は不要とした。また、審査請求人は口頭意見陳述において実施機関が売払いまでの計画がないということは不合理ではないか、売払いまでの計画の文書は作成しているはず、文書がないことに納得できないと主張する。

しかし、「通例的」には事業用地以外の土地については供用開始後に売払いをしているが現段階では当該土地についてそれを明確に示す文書等は存在しない、との実施機関の主張は不合理かつ不自然ではなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。したがって、実施機関が文書不存在により不開示の判断をしたことは妥当である。

審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、本審査会の判断に影響を及ぼすものでないから言及しない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和2年	1月	30日	諮問の受理（諮問第544号）
②	同 年	2月	20日	審議
③	同 年	3月	19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年	6月	18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年	7月	16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第190号
令和2年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年3月27日付けで貴職から受けた、「行財政改革推進部が行政情報開示請求に伴い特定株式会社に意見を聞いたことがわかる行政情報 平成28年度」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年11月28日付け都行第1575号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

平成23年5月18日付け総務部長（通知）「適切な文書事務の遂行について」に基づき当該文書が作成されていると思料します。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件処分に係る開示請求の前に、審査請求人より平成28年10月27日付けで「職員の働き方見直し業務委託に関する行政情報」という行政情

報開示請求（以下「前の開示請求」という。）があり、一部開示決定を行った。

- 2 前の開示請求に関して開示を実施した際、特定した情報のうち、特定株式会社が、職員の働き方見直し業務公募型プロポーザルにおいて提出した企画提案書等について、当該事業者にも文書で意見聴取をしたのか問われ、電話で意見聴取したことから文書が無い旨回答した。
- 3 その後、平成28年11月17日付けで、審査請求人より本件開示請求書が提出されたが、前の開示請求に伴い、特定株式会社には電話で意見を聞いており、文書による意見聴取は実施していないため、文書不存在として不開示決定を行ったものである。
- 4 審査請求人は、「平成23年5月18日付け総務部長通知「適正な文書事務の執行について」に基づき当該文書が作成されていると思料します」と主張をしているが、条例第16条第1項に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与はあくまでも任意規定となっていることから、特定株式会社に対する意見聴取は書面によらず、簡易な方法として口頭により聴取したものである。したがって、実施機関では意見照会に関する文書は作成しておらず、同社からの意見書を受領していないため存在しない。また、電話で聴取した内容を事後にメモ等の書面に残していない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年11月17日に開示請求を行った「行財政改革推進部が行政情報開示請求に伴い特定株式会社に意見を聞いたことがわかる行政情報 平成28年度」である。

実施機関が本件開示請求に対し、文書は存在しないため開示しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、意見聴取は平成23年5月18日付け総務部長通知に基づき当該文書が作成されていると思料するとの主張から該当する文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関によれば、前の開示請求に関して開示を実施した際に、審査請求人より、特定株式会社が作成した文書を開示するに当たって、当該特定株式会社に文書で意見聴取したのかを問われ、口頭により意見を聴取したと説明したとのことである。

当該意見聴取について、実施機関が、開示、不開示を判断した内容について念のため電話で確認したにすぎず、書面に残していないと説明していることについて不自然な点は認められず、条例第16条第1項を持ち出すまでも

なく、また、他に本件対象行政情報を作成、取得した事実を窺わせる具体的な事情も確認できないことから、不存在と認めるのが相当である。

したがって、本件処分は妥当であると判断するものである。

本事案における実施機関の事務処理が前記の総務部長通知に照らし適当あるか否かについては、当審査会の審査権限の範囲外の事項である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 3月27日	諮問の受理（諮問第452号）
②	令和元年 12月19日	審議
③	令和2年 1月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 7月16日	審議
⑤	同 年 8月 6日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第191号
令和2年9月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年6月9日付けで貴職から受けた、「盆栽美術館の報道機関等からの取材対応に関するもの 平成28年度に限る」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月7日付けス文大盆第1198号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、特定番組からの取材を断ったときの文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法。

不存在の真否を争う。

取材の依頼がありながら断っている。よって文書が作成されていると思われるので再度精査のうえで開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

平成28年度の報道機関等からの取材依頼に対して、取材の実施にあたり作成した決裁文書を特定した。取材を実施していないものについては決裁文書を作成していない。

審査請求人は、特定番組の取材の依頼がありながら断っている。よって文書が作成されていると思われるので再度精査のうえで開示を求めると主張しているが、前述したとおり取材を行っていないものについては文書を作成していない。よって、特定した文書以外に該当する行政情報は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年3月28日に開示請求を行った「盆栽美術館の報道機関等からの取材対応に関するもの（平成28年度に限る）」である。

実施機関は本件開示請求に対し、取材対応を行っている10件の決裁文書を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を除いて開示する決定を行った。

審査請求人はこの決定に対して、特定番組の取材を断ったことに関する文書が作成されていると思われるとの主張から、該当する文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関の説明によれば、本件開示請求に対して、報道機関取材対応報告票を含む10件の決裁文書を特定したものであり、その他に該当する行政情報は存在しないとのことであるが、それを疑わしむる特段の事情は認められない。

そうすると、本件開示請求に対して実施機関は保有するすべての文書を特定し、開示できる部分は全て開示しているということになる。また、審査請求人は、条例第7条第2号に該当する部分の開示を求めているわけではない。

したがって、審査請求の利益を有しないものであり、不適法な審査請求として却下されるべきである。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 6月 9日	諮問の受理（諮問第461号）
②	令和2年 7月16日	審議

③	令和2年 8月 6日	審議
④	令和2年 9月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第192号
令和2年9月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年7月13日付けで貴職から受けた、「広報課と盆栽美術館の打合せ記録等のうち特定番組に関するもの（広報課分のみ）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月12日付け市広報第111号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、実施機関が不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

平成23年5月18日付総務部長発適正な文書事務の執行について（通知）に基づき当該文書は作成されていると思います。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 広報課では報道発表や取材対応などパブリシティを活用する際に職員が参考とするための「さいたま市パブリシティガイドブック」（平成24年5月策定。以下「ガイドブック」という。）を作成し運用している。取材

対応は通常、その申し込みを受けた所管課で行っているが、広報課が取材対応方法について相談を受けたときは、このガイドブックや過去の事例などを参考に必要に応じて助言を行っている。

- 2 広報課は大宮盆栽美術館から、特定番組からのインタビュー取材に対する問い合わせを受けたため、取材の趣旨や番組の目的などについて詳細に確認してから判断することなど、取材依頼に対する一般論としての対応方法について口頭で回答したものである。通常このような場合の対応は口頭で行っており、記録は残していない。
- 3 以上のことから、本件対象行政情報は開示請求日時点で作成しておらず、実施機関には存在しないため、本件処分に違法または不当な点はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年4月10日に開示請求を行った「広報課と盆栽美術館の打合せ記録等のうち特定番組に関するもの広報課分のみ」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、該当する文書は作成していないことから不開示とする決定を行ったところ、審査請求人は、平成23年5月18日付総務部長通知に照らして文書が作成されていないのは、違法かつ不当であるとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

ガイドブックには、取材申込みへの対応について示されており、その中では、所管課は、取材を受けた後は、直ちに取材内容を上司（広報推進責任者等）へ報告し、その後「報道機関取材対応報告票」を作成し、広報推進責任者の確認を受け、広報課へ提出することとされている。また、取材対応はその申込を受けた課で行っており、その課から実施機関が、取材対応方法等について問合せを受けた場合は、ガイドブック等を用いて必要に応じて助言を行っている。本件の取材についても、実施機関は大宮盆栽美術館から問合せを受けたため、取材に対する一般論としての対応方法について、ガイドブックに沿って口頭で回答したものであり、記録等は残していないとする。この説明に不自然、不合理な点はない。

- 3 審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- 4 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月13日	諮問の受理（諮問第473号）
②	令和 2年 7月16日	審議
③	令和 2年 8月 6日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 2年 9月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第193号
令和2年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年7月10日付けで貴職から受けた、「特定負担金10件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書（前年度でも可）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月17日付け都都経第184号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、2件の負担金についてその成果物の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

（一財）地域活性化センター負担金及び（一財）地方自治研究機構負担金に係る成果物が特定されていない。よって再度精査の上での再決定を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人より平成29年4月3日付けで行政情報開示請求があった。本件開示請求に係る行政情報として、（一財）地域活性化センター負担金

に関する行政情報を4件、(一財)地方自治研究機構負担金に関する行政情報を7件特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を除き、行政情報一部開示決定処分を行った。

- 2 審査請求人は、「本件決定処分を取り消せ」「本件不開示情報(負担金の成果)を開示せよ」と主張しており、その理由として、誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効であり、(一財)地域活性化センター負担金及び(一財)地方自治研究機構負担金に係る成果物が特定されていない。よって再度精査の上での再決定を求める、としている。しかし、(一財)地域活性化センター負担金及び(一財)地方自治研究機構負担金に係る行政情報については、本件処分において特定した行政情報以外存在せず、審査請求人が主張する負担金の成果に関する情報は存在しない。
- 3 (一財)地域活性化センター負担金の成果物とは、同センターに対し講師の派遣依頼が行えることや講習会への参加に伴う研修資料及び参加報告であり、(一財)地方自治研究機構負担金の成果物とは、実施機関が同機構へ調査委託を行った場合の報告書等である。しかし、開示請求で請求された期間内に、成果物が発生するような依頼は各団体には行っていないため成果物は存在しない。

さらに同機構主催の講習会についても同期間内には受講をしていないため成果物は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年4月3日に開示請求を行った「特定負担金10件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書(前年度でも可)」である。

実施機関は、9件の負担金を特定してなされた本件開示請求に対し、それぞれの負担金について保有していた行政情報を特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を除いて開示し、企画事務研修会については、出席しなかったため出席負担金は発生しないことから文書不存在とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、特定した負担金のうち、「(一財)地域活性化センター負担金」及び「(一財)地方自治研究機構負担金」の成果物が特定されていないという理由から、処分の取消しと当該負担金の成果物の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

負担金の成果物とは一般的には、負担金を支払ったことにより得られるさいたま市に対する対価と考えられるが、審査請求人が主張する各負担金の成果物について、以下検討する。

(1) (一財) 地域活性化センター負担金について

(一財) 地域活性化センターは、活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、人づくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的として、全国の地方公共団体及び民間企業が会員となって設立された団体であり、さいたま市は当該団体の会員である。当該団体の定款を確認したところ、会員は年会費を納入するものとされており、さいたま市は年会費を負担金から支出している。

(2) (一財) 地方自治研究機構負担金について

(一財) 地方自治研究機構は、少子高齢化、国際化、経済構造の変化等に伴い地方公共団体が対応を迫られる福祉、健康、地域づくり等の諸課題に関する調査研究並びに地方公共団体の法制執務支援等を行い、もって地方自治の充実発展に寄与するとともに、活力ある地域社会の実現に資することを目的として設立された団体であり、さいたま市は当該団体に賛助会費を負担金から支出している。

(3) 各負担金の成果物について

当審査会で実施機関に各負担金の成果物及びその有無を確認したところ、(一財) 地域活性化センター負担金の成果物とは、同センターに対し講師の派遣依頼が行えることや講習会への参加に伴う研修資料及び参加報告であり、(一財) 地方自治研究機構負担金の成果物とは、実施機関が同機構に調査委託を行った際の報告書等であるが、開示請求で請求された期間内に、講習会参加、講師派遣や調査委託等の成果物が発生するような依頼等は両団体には行っていないため、審査請求人の主張するような成果物は作成及び取得していない。この実施機関の主張について、不自然かつ不合理な点はなく、また他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、当該負担金の成果物が存在しないものと認められる。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月10日	諮問の受理（諮問第471号）
②	令和2年 8月 6日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和2年 10月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第194号
令和2年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年7月13日付けで貴職から受けた、「特定負担金5件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書（前年度でも可）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月17日付け市広報第166号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、特定しなかった旅行命令書、支出命令書、精算書、成果のわかるものの開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていない。また、成果のわかるものが特定されていない。よって開示せよ。

1件目の日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金を閲覧した際、成果のわかるものとして特定された行政情報が当該講座で配布されたテキストのみであった。受講することで気づいた点や今後業務に活かすべき点をまとめた報告書を成果として残すべきであり、今回開示された内容は、高額の負担

金を支出した成果として到底見合うとは思えない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が開示請求を行った「特定負担金5件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの」について、本市が負担している、日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金、日本広報協会「広報広聴研究大会」参加負担金、日本経営協会「広報実務研修会」参加負担金、日本広報協会「実践広報セミナー」参加負担金及び日本広報協会負担金に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるものとしてそれぞれ文書を特定し、不存在及び条例第7条第3号に該当する部分を除き、一部開示したものである。
- 2 本件処分を取消し、再度精査の上で開示を求めるとの主張について
まず、平成29年4月25日に実施した開示の際、審査請求人は本人が指定した上記5件の負担金のうち、1件目の日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金を閲覧した時点で、審査請求すると言いついてその場を立ち去った。したがって、審査請求人の主張は日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金のみに対するものと理解している。
- 3 旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていないとの主張について
審査請求人は、日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金に関する行政情報として特定した「市広報第387号広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会（平成28年5月19日決裁）」には、旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていないと主張するが、当該文書の起案文書部分には、開示請求の内容である「負担金に係る行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの」として、旅費（鉄道賃、目当、宿泊料）の記載があることから、誤った文書特定の瑕疵はない。
- 4 成果のわかるものが特定されていないとの主張について
また、同様に日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金に関する行政情報のうち「市広報第736号「広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会」は当該講座の負担金に係る成果のわかるものとしての文書を特定した。当該文書は、日本広報協会「広報基礎講座」のテキストや配布資料などを添付し、供覧したものであり、審査請求人からの開示請求の内容を満たす文書であると判断している。また、それ以外に、審査請

求人からの開示請求の内容を満たす行政情報は作成しておらず、存在もしていないことから、誤った文書特定の瑕疵はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年4月3日に開示請求を行った「特定負担金5件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書（前年度でも可）」である。

実施機関は、5件の負担金を特定してなされた本件開示請求に対し、それぞれの負担金について保有していた行政情報を特定し、条例第7条第3号に該当する部分を除いて開示した。

審査請求人は、特定した負担金のうち、日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金について、旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていない。また、成果のわかるものが特定されていないという理由から、処分取消しとそれらの開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金について

当該負担金は、広報課の担当者がスキル向上を図る目的で参加する当該講座への参加費用として支出しているものである。

(2) 会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるものについて
実施機関は、当該負担金について、会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるものとして「市広報第387号広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会（平成28年5月19日決裁）」を特定した。当審査会において、特定及び開示された文書を確認したところ、当該決裁文書は、参加することを伺うもので、その文書の中には、交通費、宿泊費、日当の記載があり、それにより審査請求人が開示請求した情報は明らかとなっている。審査請求人は、旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていないと主張しているが、旅行命令書、支出命令書、精算書の開示を求めるのであれば、別に開示請求すべきである。

(3) 負担金の成果のわかるものについて

実施機関は、当該負担金について、成果のわかるものとして「市広報第736号広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会（平成28年6月30日供覧完了）」を特定した。当審査会において、特

定及び開示された文書を確認したところ、当該供覧文書は、出席を報告するといった内容で、当日配付されたテキストや配布資料が添付されていた。審査請求人はテキストや配布資料は成果として見合うものではなく、報告書を成果物として残すべきと主張しているが、実施機関によると、審査請求人の主張するような成果物は作成していないため存在しない、とのことである。

この実施機関の説明について、不自然かつ不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

(4) よって、本件開示請求に対して実施機関の行った処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月13日	諮問の受理（諮問第472号）
②	令和2年 8月 6日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和2年 10月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第195号
令和2年11月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年9月5日付けで貴職から受けた、「大門2丁目再開発事業に関する行政情報（覚書を含む）会議開催の案内は除く」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月14日付け都行報第42号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がないものと認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

施設整備チェックシート届出書に対する都市経営戦略会議からの回答文が特定されていない。同会議要綱に基づき回答文が作成されていると思われる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が平成29年3月22日付で開示請求を行った行政情報は、「大門2丁目再開発事業に関する行政情報(覚書を含む)会議開催の案内は除く」であり、行政情報一部開示決定を行った。
- 2 審査請求人の「施設整備チェックシート届出書に対する都市経営戦略会議からの回答文が特定されていない。同会議要綱に基づき回答文が作成されていると思われる」との主張について、次のとおり反論する。
 - (1) 施設整備チェックシート届出書及び回答に関する庁内の制度について審査請求人が指摘する「施設整備チェックシート届出書」に関する制度は次のとおりである。
 - ア 平成24年6月に策定したさいたま市公共施設マネジメント計画により、施設整備については、事前の計画段階において、施設の所管部門と公共施設マネジメント部署とが協議を行うこととしている。
 - イ アで定めた公共施設整備事前協議制度の具体的な運用については、年度ごとに都市戦略本部長から各局長等宛に通知を発出し、詳細を定めている。本件処分において特定した「施設整備チェックシート届出書」については、平成27年7月14日付け都市戦略本部長通知「平成27年度における公共施設整備事前協議制度について(通知)」(以下「本部長通知」という。)によるものである。したがって、審査請求人の主張中、「施設整備チェックシート届出書」に対して回答するのは「都市経営戦略会議」ではなく「都市戦略本部長」であり、また、回答文が作成される根拠は、「同会議要綱」ではなく、イで示した本部長通知である。そこで、審査請求人の主張は、「施設整備チェックシート届出書に対する都市戦略本部長からの回答文が特定されていない。本部長通知に基づき回答文が作成されていると思われる」と解し、次項にその反論を述べる。
 - (2) 施設整備チェックシート届出書に対する回答文の存否について
 - ア 公共施設整備事前協議制度の趣旨は、事前協議を通じて、当該施設整備について、必要性・配置、規模・機能、コスト・事業性及び公共施設マネジメント計画との整合性の視点でチェックすることである。
 - イ 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業(以下「再開発事業」という。)における市民会館おおみや機能移転については、平成25年9月3日都市経営戦略会議に付議されており、その会議において、市民会館おおみやのホール機能及び新たなコミュニティ機能を導入していくことの説明がされ、公共施設に導入するホール機能とコミュニティ機能の役割分担を再度検討の上、都市経営戦略会議に付議するよう所管局に指示がなされた。

- ウ 上記指示に基づき、導入する公共施設の内容を精査し、再度、平成27年9月11日都市経営戦略会議に付議された。
- エ 所管局長であるスポーツ文化局長は、本部長通知に基づき、平成27年9月9日付けで、「施設整備チェックシート届出書」を提出した。
- オ イ及びウのとおり、再開発事業における市民会館おおみや機能移転については、都市経営戦略会議において複数回議論されている案件であり、アで示したチェックについては、都市経営戦略会議の場で行われている。また、導入する公共施設の内容については都市経営戦略会議の場で議論する旨の指示が平成25年9月3日の段階でなされている。そのため、行財政改革推進部としては、公共施設整備事前協議制度の目的は、都市経営戦略会議の付議により既に果たされていると考え、当該「施設整備チェックシート届出書」を受け取るにとどめ、回答文は作成していない。したがって、「施設整備チェックシート届出書に対する都市戦略本部長からの回答文」は、存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年3月22日に開示請求を行った「大門2丁目再開発事業に関する行政情報（覚書を含む）会議開催の案内は除く」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、4件の文書を特定し、条例第7条第2号に該当する個人の氏名及び印影を除いて開示する決定を行ったところ、施設整備チェックシート届出書に対する都市経営戦略会議からの回答文が作成されていると思われるとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効、都市経営戦略会議からの回答文が特定されていない。同会議要綱に基づき回答文が作成されていると思うという理由で本件処分の取消しを求めている。

これに対して実施機関は、再開発事業における市民会館おおみや機能移転については、都市経営戦略会議において複数回議論されている案件である。また、導入する公共施設の内容については都市経営戦略会議の場で議論する旨の指示が平成25年9月3日の段階でなされている。そのため、行財政改革推進部としては、公共施設整備事前協議制度の目的は、都市経営戦略会議の付議により既に果たされていると考え、当該「施設整備チェックシート届出書」を受け取るにとどめ、回答文は作成していない

ため、開示した文書の他には存在しないとの主張である。

- (2) この主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。
- (3) よって、実施機関は審査請求人の請求に対して、保有する本件対象行政情報を全部開示しているので、本件審査請求は、審査請求の利益がない申立てであるので却下されるべきである。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 9月 5日	諮問の受理（諮問第481号）
②	令和2年 10月15日	審議
③	令和2年 11月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第196号
令和2年11月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年12月7日付けで貴職から受けた、「(仮称)東日本連携支援センター整備事業に関する行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年8月24日付け都行第992号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

(仮称)東日本連携支援センター整備事業(以下「本件整備事業」という。)に関する行政情報を請求したが、本件整備事業に関する文書を作成していないため、当該行政情報は存在しないとの理由により、行政情報不開示決定が行われた。弁明書によれば、さいたま市公共施設マネジメント計画は、公共施設の新增築、建替え、取得または用途変更を対象としており、民間等が所有するスペースを市が賃借する場合は計画の対象外としているとのことだが、民間等が所有する場合も、計画の対象とし、行財政改革推進部できち

んと整理する必要がある。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人が平成29年8月15日付けで開示請求を行った行政情報は、「本件整備事業に関する行政情報」であった。なお、開示請求を受け付ける際に、浦和区役所くらし応援室職員が請求者本人に担当課を確認しており、当該請求に係る行政情報は、「行財政改革推進部が保有する本件整備事業に関する行政情報」である旨を確認している。実施機関には当該行政情報は存在しないため、行政情報不開示決定を行ったものである。

審査請求人の「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効」との主張について、次のとおり反論する。

2 本件整備事業について

本件整備事業とは、東日本連携を目的に、シティプロモーション、B to B及び交流機能を導入するため、具体的には催事スペース、ビジネスサロン、カフェ等を有する施設を設置する事業である。

平成29年6月6日に開催した都市経営戦略会議においては、設置場所について2案提示しているが、いずれも民間又は市都市整備公社が所有する物件を賃借して設置するものであった。

3 本件整備事業に関する行政情報の存否について

- (1) 一般的に公共施設の新増築、建替え、取得、用途変更等をする場合には、平成24年6月に策定した、さいたま市公共施設マネジメント計画により、事前の計画段階において、施設の所管部門と公共施設マネジメント部署とが協議を行うこととしている。
- (2) (1)で定めた公共施設整備事前協議制度の具体的な運用については、年度ごとに都市戦略本部長から各局長等宛に通知を発出し、詳細を定めている。
- (3) 本件整備事業については、民間等が所有するスペースを賃借し、2で示した目的を達成するための場を提供する事業であり、公共施設の新増築、建替え、取得又は用途変更には該当しない。したがって、担当局である経済局より事前協議の申出等はなく、また、都市戦略本部においてもいかなる所管からも申出を受けた事実はない。
- (4) 上記のとおり、本件整備事業に係る公共施設整備事前協議制度に関連する行政情報は保有していない。
- (5) また、公共施設整備事前協議制度以外の分野における本件整備事業に関する行政情報も保有していない。以上のことから、審査請求に係る行政情報については、行財政改革推進部において保有しておらず、文書特

定に瑕疵はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年8月15日に開示請求を行った「本件整備事業に関する行政情報（行財政改革推進部が保有する）」である。

実施機関は本件開示請求に対して、文書は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効、民間が所有するスペースを市が賃借する場合も計画の対象とし、行財政改革推進部できちんと整理する必要があると主張している。

一方、実施機関は、本件整備事業は、民間等が所有するスペースを賃借し、設置するものであり、公共施設マネジメント計画における公共施設整備事前協議制度の対象となる公共施設の新増築、建替え、取得又は用途変更には該当しないため、これまで、行財政改革推進部は所管課からの事前協議の申出を受けた事実がなく、またそれ以外の本件整備事業に関する行政情報は保有していないと説明している。

(2) 本審査会において、「平成29年度第2回（第270回）都市経営戦略会議結果概要」及び「公共施設整備事前協議制度について（通知）」等を確認したところ、公共施設整備事前協議制度では、公共施設の新築、建替え、取得、用途変更及び前記の基本構想基本計画等の策定業務委託は事前協議が必要なものとして事業の所管課から公共施設マネジメント部署である行財政改革推進部へ提出することとなっている。

しかし、本件整備事業は、民間等が所有するスペースを賃借し、東日本連携を目的に、シティプロモーション、B to B及び交流機能を導入するため、催事スペース、ビジネスサロン、カフェ等を有する施設を設置する事業であり、当該制度の対象ではないため、本件整備事業に関する行政情報は保有していないとする実施機関の説明に不自然かつ不合理な点はなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

(3) また、審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月7日	諮問の受理（諮問第489号）
②	令和2年10月15日	審議
③	令和2年11月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第197号
令和3年2月26日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成29年11月17日付けで貴委員会から受けた、「生涯学習総合センターが保有する公民館の開館遅れと対応に関する行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年9月8日付け教生セ第1618号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がないものと認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

対応に関する文書が特定されていない。

情報伝達シート又は事故報告書を開示せよ。

不存在は違法かつ不当。

不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人より「生涯学習総合センターが保有する公民館の開館の遅れと対応に関する行政情報」についての開示請求を受け、該当行政情報17件を特定し、担当者の氏名や役職など個人情報に関する部分を条例第7条第2号に基づき不開示とする、行政情報一部開示決定を行った。
- 2 審査請求人の「情報伝達シート又は事故報告書が不存在的なのは違法かつ不当」との主張について

情報伝達シートとは、市の管理下における事件・事故が発生した場合に、指定管理者や委託業者にて発生した危機事案についても、市側で一定の管理責任があると考えられることから、直ちに危機管理監に報告するために作成される文書であるが、情報伝達シートの供覧は所管にて必要か判断し行うものであり、平成28年の途中から情報伝達シートの扱いを所管と安心安全課で保管するよう改めた。

平成28年7月2日の公民館の開館遅れに関する情報伝達シートについては、所管である拠点公民館の指扇公民館が作成し、安心安全課へ直接報告を行っており、生涯学習総合センターでは作成及び取得をしていないため存在しない。また事故報告については、作成しておらず存在しない。

- 3 審査請求人の「対応に関する文書が特定されていない」との主張について
公民館の開館遅れの対応に関する生涯学習総合センターが保有する行政情報は、拠点公民館長会議や委託業者からの開館遅れ防止のための対応策等の開示した行政文書のみであり、開示した行政情報以外は、生涯学習総合センターでは保有していない。
- 4 よって、本件決定処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年8月28日に開示請求を行った「生涯学習総合センターが保有する公民館の開館の遅れと対応に関する行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、17件の文書を特定し、条例第7条第2号に該当する担当者の氏名及び役職等を除いて開示する決定を行ったところ、審査請求人は、情報伝達シート又は事故報告書が開示されていない、対応に関する文書が特定されていないとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効である。対応に関する文書が特定されていない。」及び「情報伝達シート又は事故報告書を開示せよ。不存在は違法かつ不当であり、不存在の真否、不存在の当否を争う。」という理由で本件処分の取消しを求めている。

これに対して実施機関は、対応に関する文書については、拠点公民館長会議や委託業者からの開館遅れ防止のための対応策等の開示したもののみを保有しており、他には存在しない。情報伝達シートについては、平成28年の途中から拠点公民館が作成するように運用を変更しているため、審査請求人の主張する平成28年7月2日の情報伝達シートは、拠点公民館である指扇公民館が作成し、安心安全課へ直接報告を行っており、生涯学習総合センターでは作成及び取得をしていないため存在しない。また、事故報告書については、作成しておらず存在しないと主張している。

- (2) この実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

- (3) よって、本件開示請求に対して実施機関は保有するすべての文書を特定し、開示できる部分は全て開示しているということになる。また、審査請求人は、条例第7条第2号に該当する部分の開示を求めているわけではない。

したがって、審査請求の利益を有しないものであり、不適法な審査請求として却下されるべきである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年11月17日	諮問の受理（諮問第485号）
②	令和2年10月15日	審議
③	令和3年2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者

委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田 聡	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第198号
令和3年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年12月15日付けで貴職から受けた、「さいたま市立病院の診察券の再発行の実費に係る行政情報 要綱等を含む 診察券の納品単価のわかるものを含む」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月18日付け保病経医第1296号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、要綱等の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

要綱等を開示請求したが特定されておらず、精査の上で再決定し開示せよ。

診察券再発行の手数料について疑問に思っている。320円という手数料を取るのであれば、根拠が必要である。情報公開に関するコピーに関しても、決まりが定められている。行政情報一部開示決定で開示された行政情報では、システム1台いくらかで再発行手数料の金額のつじつまを合わせたよう

だが、その金額には全く根拠がなく、認められるものではない。

金額を定めるのであれば、文書で起案し、決裁し、分かりやすいところに掲示する必要がある。例えば診察券の裏面に再発行手数料を記載するのが丁寧な対応であろう。金額が決まっていなければトラブルの元になる。決まりがないのなら作成する必要があるのではないか。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件処分は、審査請求人からの、さいたま市立病院の診察券の再発行の実費に係る行政情報（要綱等を含む、診察券の納品単価の分かるものを含む）の開示請求に対して、磁気カード（診察券）に係る物品交付修理要求書及び物品購入伺書並びに発行に必要となる医療総合情報システム及びエンボッサーに係る賃貸借契約書及び保守契約書を特定し、このうち、①物品購入伺書添付の見積書に記載されている個人の氏名、②契約伺添付の入札（見積）結果票及び予定価格のうち設計金額、予定価格、入札（見積）書比較価格、予定比較価格、執行予定額、③契約伺添付の委任状のうち代理人氏名、④契約伺添付の名刺のうち防犯設備士番号及びメールアドレスを不開示として、一部開示決定したものである。

診察券は、外来受診時の再来受付や会計時に必要となるものであり、初めて市立病院を受診する際に無償で作成している。受診は長い期間に及ぶ場合もあり、その中で、磁気不良や破損を起こすことがあり、その場合は、破損等した現物との引き換えにより、無償で再発行を行っている。しかし、なかには紛失を理由とした再発行の申し出があり、この場合には、過失も考えられるため、実費を請求した上で再発行を行っている。

本件において、審査請求人は、行政情報開示請求書の開示請求にかかる行政情報の名称又は内容の欄に「診察券の再発行の実費に係る行政情報」と記載し、さらに、「要綱等を含む、診察券の納品単価の分かるものを含む」と加筆している。本件請求に対し処分庁は、診察券の再発行の実費に係る、存在するすべての行政情報として、磁気カード（診察券）に係る物品交付修理要求書及び物品購入伺書及び発行に必要となる医療総合情報システム及びエンボッサーに係る賃貸借契約書及び保守契約書を特定した。

そして、条例第7条第2号及び同条第5号に該当する部分を不開示としたうえで、一部開示決定したものである。

- 2 審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵があることを理由に、再決定し要綱等を開示せよと主張しているが、前述のとおり、審査請求人が示した請求の

範囲内において、係る行政情報を特定しており、文書特定において瑕疵はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年10月4日に開示請求を行った「さいたま市立病院の診察券の再発行の実費に係る行政情報 要綱等を含む 診察券の納品単価のわかるものを含む」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、診察券の再発行の実費に係る存在するすべての行政情報として、物品の購入に関する文書と、発行に必要な情報を管理しているシステム及び診察券を実際に発行する機器の賃貸借及び保守に係る文書を特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報及び同条第5号に該当する契約に係る事項を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、診察券の再発行手数料を320円とする根拠として要綱等の開示を求めたが特定されなかったことを理由に本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効、要綱等を開示請求したが特定されていないと主張している。一方、実施機関は、本件開示請求に対して、請求書に書かれた範囲内において、係る行政情報を特定していると主張している。

そこで、当審査会で調査したところ、実施機関は、要綱を作成していないため保有していないということが確認された。そうすると、診察券の再発行の実費に係るすべての行政情報を特定したという実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、本件開示請求に対して実施機関の行った処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月15日	諮問の受理（諮問第490号）
②	令和2年10月15日	審議
③	令和3年2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第199号
令和3年2月26日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

令和2年8月26日付けで貴職から受けた、「子に関する保育園の通園場所及び園名。いつから通園しているか。」(以下「本件対象個人情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年4月16日付け岩健支第135号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、対象文書並びに情報の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 開示しない理由において「条例第14条第2号に該当。開示することにより、開示請求者以外の第三者の正当な権利利益を害するおそれがある情報」とあるが、本件に係る第三者とは一体何を指すものか。第三者の正当な権利利益とは何か。害するおそれとは何か。開示請求者である親権者の権利利益を差し置き、第三者の権利利益が優先される情報とは何か。
これらが不明確であり、本件に該当するものではないと考える。
- (2) また、「害するおそれ」についても確固たる事実、証拠、調査に基づいて判断されているものか不明であり、根拠なく予想されているのであれば、不作為であり拡大解釈であると考え。よってこれも、本件に該当される

ものではないと考える。

- (3) 弁明書の「子に関する保育園の通園場所及び園名、並びに同人がいつから通園しているかとする個人情報とは特定教育・保育施設等利用内定通知書（以下「本件内定通知書」）に記載の情報と特定した。（以下省略）」について

ア いつから通園しているかは本件内定通知書であると思われる。しかし、本件内定通知書以外で子の園名の情報の記載がないのか疑問である。

本件内定通知書は子を監護するものの情報かもしれないが、その他に通園名が記載されている情報がある場合、そちらの情報にて開示すべきである。なんの検討議事録等もなく認定保育園等に通園許可が出たとは思えない。他にも決定許可等の情報があるのではないかと推測される。あるのであれば、そちらの書面にて、開示されるべきである。

イ 子の父親である審査請求人自身、現在も親権者であり監護者でもある。（法的にも監護権は失っていない）監護者の情報という意味では、私自身の情報でもあるはず。不開示となる理由はない。

また、現在の監護状況も確認されたのか。現住所や園名を知らないだけで監護者ではないとは早計だと言える。

ウ 本件内定通知書は、子を現に監護する者を名宛人として通知したものであるが、通知書全てを開示請求しているのではなく、あくまで「子に関する保育園の通園場所及び園名、並びに同人がいつから通園しているか」である。

「開示請求者以外の者」に関する情報であっても、開示請求している項目に関しては、部分的にでも開示されるべきである。

現に別の個人情報一部開示決定通知書（岩健保セ第112号）においては、開示請求者以外の者に関する情報であっても、子の育児相談の記録において現に情報の一部が開示されている。この様な点からも開示されるべきである。

- (4) 弁明書の「審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監護するもののプライバシー、及び平穩に本件内定通知書のとおり保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。（以下省略。）」について

ア 子を現に監護するもののプライバシーについて、拡大解釈であると言える。そもそも子の通園場所及び園名の情報が、子を現に監護するもののプライバシーにあたるとは言えない。

これをプライバシーとするのであれば、子の現住所、育児相談記録、子に関する全てがプライバシーの範囲となる。子の個人の情報である。

イ 社会生活上の利益を害するものとはなにか。具体的に示すべきである。

また、その利益を害する「おそれ」がなければ開示可能なのか。具体的にご提示頂ければ、その「おそれ」を払拭すべく内容を書面なりに署名をすることも検討したい。「おそれ」を払拭しようともせずに、一方的に決めつけ、不開示とする事は問題であると言える。私はその様な問題ある人間でもなければ、犯罪者でもない。

なお、「おそれ」に関して子の連れ去りをおそれているのであれば、そもそも子の住所も把握しているし、約1年間で2回と非常に少なく理不尽ではあるが、父親の審査請求人と実子の交流が行われている。

その際も子を連れ去るような事はしていない。子との交流場所の管轄である警察署にもその旨は連絡しており、問い合わせ頂いても結構である。(1月中旬、3月上旬)

ウ 具体的根拠もなく「おそれ」と判断されるのは拡大解釈であると言える。根拠なき予想の範囲で「おそれ」と一括りにされてしまえば、全ての事象において予想範囲内となってしまう。事実でない事や、事実確認もせずに予想だけで判断されるべきではない。

エ 該当開示請求者以外の者の正当な権利利益とあるが、弁明書において、「第三者」とは、子を現に監護する者であり、子の保育園の申込みを行った者であり、かつ、本件内定通知書の名宛人」とある。また、子を保育園通園に応募できる資格者(同居、就労条件、戸籍・血縁関係等)からみても「第三者」とは、子の親族以外には考えられない。

については、この「第三者」の正当な権利利益は、正当なものではないと言わせて頂く。これについては、審査請求人が子と離れて暮らすに至った経緯の説明が必要である。審査請求人が子と離れて暮らすに至った経緯と現在までの状況をご確認いただきたい。

審査請求人が子と離れて暮らすに至った経緯を説明した様に、審査請求人の意向を完全無視し、一方的に子の強制監護を行い、子の安否状況も教えない「第三者」に対して、正当な権利利益があるはずもない。子を一方的に抱え込み、引き離し、監護する事に正当性があるのであれば、子を拉致した行為が正しいものになってしまう。

この様に弁明書にある「第三者」に正当な権利利益はない。

(5) 弁明書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。」について

ア 父親である審査請求人が子の保育園名を知る事は、危害が及ぶおそれからしても、保育園に対して万一の場合のおそれに対し、子の個人の生命の保護をするものと大いになりえる。

イ 子の健康の保護の観点から見ても、父親である審査請求人が子の保育園名を知る事は、非常に重要である。

父親と子が交流する際、父親から子へ保育園についての話をする事で「父親がいつも気にしてくれている」「父親は僕を見捨ててはいない」「父親は僕をよく知っていてくれる」と子の成長過程における愛着形成に大いに貢献される。子にとって健康とは、心の養育も大いに重要である。

ウ 保育園に通園の際、緊急連絡先の登録が複数必要であると思われるが、子に万が一が起きた場合や、その保護者にも万が一が起きた場合、子を守る為の緊急連絡先は多い程良く、親権者であればなおの事親身に対応する事は明白である。この観点から見ても、人の生命、健康、生活を保護する為に開示する必要と言える。

(6) 弁明書の「以上により、本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たるため、本件開示請求に対して不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。」について

ア 弁明書に対する反論書により、本処分において不当な処分であると反論する。

以下、各観点から見た審査請求人の正当性を主張させて頂く。

イ 日本国憲法第三章 国民の権利及び義務からみる審査請求人の正当性

(ア) 日本国憲法第三章 第11条

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とあり、審査請求人が子の実親であるという事実は、基本的人権から見ても守られる権利であると言える。親子である事は人としての自然権＝基本的人権であり子の事を知る事は当たり前の事である。

(イ) 日本国憲法第三章 第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあり、子の健やかな成長を望む者にとって根拠ない子の情報不開示は、審査請求人の幸福追求の権利を害するものであり、子の情報を知る事は正当であり、秘匿されるべきではないと言える。

また、子はまだ幼いが父親に保育園を知ってもらいたい、保育園に来てもらいたい(行事等)と望んでいるのであれば、子個人が尊重されていないと言える。幼い子が父親に来てもらいたいと思うのは普通の事ではないか。

何も審査請求人は、子の生活を壊すために開示請求を行ってはい

ない。親と子がお互いに幸福のためにと考えている。

(ウ) 日本国憲法第三章 第14条

「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあり、審査請求人が親権者、監護者である事実、特に問題行為が無い事実からしても平等に子の情報を知るべきだと言える。

(エ) 日本国憲法第三章 第24条

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とあり、これについても平等に子の情報を知るべきだと言える。

ウ 民法からみる審査請求人の正当性

(ア) 民法第761条

「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない」とあり家事を家庭内の事と考えれば、現状では連帯して親としての責任を負う事が出来ない。せめて情報を開示して親としての責任を連帯すべきである。知りえない事に関して責任は負いようがなく、責任の押し付けになってしまう。

(イ) 民法第818条

「成年に達しない子は、父母の親権に服する。子が養子であるときは、養親の親権に服する。親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。」とあり、審査請求人は親権者であり、親権を行う事ができる状況にある。よって共同で親権を行うべきだが、現状は一方のみの親権が行使されている。

親権をここで争うつもりはないが、現状において行使された内容は共有されるべきであると言える。

(ウ) 民法第820条

「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあり、審査請求人は親権者であることから、教育する権利・義務があり、不開示の事実はその権利・義務を奪っていると言える。

(エ) 民法第825条

「父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わって法律行為をし又は子がこれをすることに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。」とあり、一方的に審査請求人に「第三者」が保育園名を秘匿する行為は悪意があると言え、その効力を妨げるべきであると言える

しかしながら、審査請求人は子の通園状況等が確認でき、子の健全やかな成長に大いに重要であると判断できれば、その行為に悪意はないと判断でき、その効力を妨げるつもりはない。その為にも、通園名の情報は開示されるべきと言える。

エ 不開示決定には、十分な状況確認を。

審査請求人がこのような請求をせざるを得ない状況にも、十分な考慮が必要であると考え。例えば、審査請求人に配偶者へのDV等による支援措置や警察による介入の事実があった場合、子に対する虐待の事実があった場合は、弁明書にある条例第14条第2号に該当するといえる。しかしながら、審査請求人にその事実はない。

繰り返すが、弁明書の記する第三者に正当な権利利益を害するおそれはないと言える。この点も十分に考慮や事実確認をしてから、不開示の判断をされるべきと言える。

オ 他市の例から見る、具体的根拠なき「害するおそれ」の判断について

支援措置の例を挙げさせて頂く。本件はDV支援措置は関係ないが、「害するおそれ」だけで判断されることに、同様の思いを重ねるものである。

カ 他の市町村から見る開示請求の状況

各市町村において、条例が異なることは承知している。あくまで例として挙げさせて頂く。

(ア) 他県のA市に過去の保育園の通園確認を情報開示した場合

A市では、子の通園に関する過去の情報は問題なく開示された。また、A市の個人情報保護条例の第17条には、さいたま市と同じような条文がある。A市の個人情報保護条例を参考にして頂きたい。

(イ) 他県のB市に保育園住所の確認を情報開示した場合のメールでの回答

B市の担当課の方からも、同様の内容での情報開示は可能との答えを頂いている。B市の個人情報保護条例の第18条には、さいた

ま市と同じような条文がある。参考にして頂きたい。

ク 結論

以上により、実施機関が行った本件における個人情報の不開示決定に関する処分は不当なものである。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 令和2年4月6日、審査請求人から、実施機関に子の通う保育園を知りたい、またそれにあたり開示請求をしたいという問い合わせがあった。
- (2) 令和2年4月6日付けで審査請求人から、子の法定代理人として、実施機関に対し、本件対象個人情報の開示請求があり、個人情報不開示決定を行った。

2 本件処分に違法、不当はないこと

- (1) 本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たることについて

ア 実施機関は、本件開示請求で開示を求められた子に関する保育園の通園場所及び園名並びに同人がいつから通園しているかを内容とする個人情報、本件内定通知書に記載の情報と特定した。

本件内定通知書は、審査請求人以外の者である、子を現に監護する者から提出された保育園の申込みに対する実施機関の判断を、子を現に監護する者を名宛人として通知したものである。

したがって、本件内定通知書に記載の情報は、本件内定通知書に関する保育園の申込みを行った子を現に監護する者に関する情報である。

よって、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあっては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件において、本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された本人確認書類によれば、審査請求時において審査請求人と子とは住所が異なること、上記1で述べた経緯及び、本件開示請求がされたという事実そのものから、本件開示請求日現在、審査請求人と子が別居しており、審査請求人が、子の通園する保育園の場所及び園名並びに子がいつから通園しているかについて、知らないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監護

する者のプライバシー、及び平穩に本件内定通知書のとおり保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。したがって、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

ウ また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たるため、本件開示請求に対して不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、「本件に係る第三者とは何を指すものか」、「第三者の正当な権利利益とは何か」「害するおそれとは何か」、「開示請求者である親権者の権利利益を差し置き、第三者の権利利益が優先される情報とは何か」が不明確であり、本件に該当するものではない、また、「害するおそれ」についても確固たる事実、証拠、調査に基づいて判断されているものか不明であり、根拠なく予想されているのであれば、不作為であり拡大解釈であり、条例第14条第2号に該当しないと主張する。

イ 審査請求人の主張に対する反論

本件処分の理由における「第三者」とは、子を現に監護する者であり、子の保育園の申込みを行った者であり、かつ、本件内定通知書の名宛人である。また、本件開示請求において開示を求められた情報は、子の通園する保育園の場所及び園名並びに子がいつから通園しているかという情報であり、前記2(1)のとおり、このような情報を第三者に知られず、平穩に本件内定通知書のとおり保育園を利用するという権利利益は、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益」に該当する。そして、前記2(1)で述べた事実関係においては、本件開示請求で開示を求められている情報は、同号アに規定する「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある」ものと認められる。また、前記2(1)で述べたとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

以上より、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 結論

以上より、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

審査請求人が開示を求める個人情報は、「子に関する保育園の通園場所及び園名。いつから通園しているか。」であり、審査請求人は子の法定代理人として本件開示請求をしたものである。

これに対して実施機関は「特定教育・保育施設等利用内定通知書」を特定したうえ、この文書を不開示処分とした。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関が特定した「特定教育・保育施設等利用内定通知書」（以下、「本件通知書」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、子ども・子育て支援給付（施設等利用給付）に関する文書である。

本件通知書は、当審査会において見分したところ、保育施設等利用を内容とする支援支給の対象と認定する旨を保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子を現に監護する者）宛てに通知した文書であると認められる。また、審査請求人が開示を求めた個人情報の内容と、その開示請求に対応して実施機関が特定した文書が本件通知書であることから、本件通知書の内容は、審査請求人の子を保育給付認定を受けた子どもとし、保育施設の利用を認めるとする内容が記載された文書であると認められる。

- (2) 上記のとおり、本件通知書は子を現に監護する者宛てに通知されたものであるから、本件通知書は、子を現に監護する者に関する情報が記載されているとともに、子に関する情報を内容とする文書であることが認められる。

そうすると、子を現に監護する者についての情報は、条例第14条第2号の第三者情報と認められ、開示することが子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかを検討されなければならない。

また、子に関する情報は、子を現に監護する者および親権者に関する情報であるが、開示することが、子を現に監護する親権者の利益に反すると認められる場合には不開示とされることがあると思料する。

- (3) 実施機関は、①審査請求人が作成した本件個人情報開示請求書の記載（㉞審査請求人と子とは住所が異なること、㉟審査請求人は子の住所を把握していること、㊱審査請求人は子が通園する保育園の場所園名等を知らないこと。）、②離婚調停中であること（審査請求人が窓口でそのように説明している。）、③特定教育・保育施設等の利用申込者が子を現に監護する者であること、④審査請求人と子の母親は共同親権者であることの4点の客観的事実から、本件開示請求は、別居して離婚調停中の夫婦の夫で

ある審査請求人が、子の通園する保育園の園名等を妻をはじめ誰からも知らされていない状況において、保育園の園名等を探知するための開示請求であると把握したものである。

- (4) 一般的に、子を現に監護する者が保育園に通園させている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。

その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて子を現に監護する者と他の親権者の双方で主張が対立している場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めるためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別訴訟等の適正手続によって実現しなければならない。

しかしながら、一定の情報を取得した者が、客観的状況を変更させようと話し合いや適正手続を経ずに一定の行動にでることが希ではないことは社会に広く知られているところである。

したがって情報の開示を求められた機関には、これらを踏まえた慎重な態度が要求されることになる。

- (5) 情報の開示を求められた機関は、開示請求に関する客観的な事実と、当該情報の性質そのものから客観的に子どもの生命、身体または財産、そして子を現に監護する者の生活状態等のプライバシーを害するおそれがあるか否かについて一般的な判断をすることが相当であり、審査請求人が子等の生命、身体又は財産に関してどのような個別的知識を有しているかは問題とするまでもない。

- (6) 上記のとおり、本件通知書は子を現に監護する者を名宛人とする文書であり、子を現に監護する者に関する情報と、子に関する情報を内容とするものと認められる。そのような情報が審査請求人に開示された場合、子を現に監護する者のプライバシーや、子が利用する保育施設の名称、あるいは家庭や保育園でどのような生活を送っているかといった日常生活に関する個人情報明らかになる可能性があり、結果、審査請求人が関係者に自らの親権者としての正当性・相当性を主張するための働きかけを行う等の行動を誘発するなどにより、平穩に保育園を利用する子を現に監護する者と子の安定的な生活を阻害し、子の生命、身体及び財産の保護に支障が生じるおそれがないとは言えない。

- (7) したがって、本件通知書記載の情報は、条例第14条第2号アに規定する「開示請求者以外の者」すなわち子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがある情報であると認めることが相当である。

他方で、本件において子を現に監護する者あるいは子の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示の必要がある事情は認められない。

よって、実施機関が本件通知書記載の情報を不開示とした判断は妥当で

ある。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和2年	8月26日	諮問の受理（諮問第551号）
②	同 年	9月17日	審議
③	同 年	11月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年	12月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和3年	2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

◆ 情報公開・個人情報保護審議会

I 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者及び市民代表者により構成され、情報公開、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるため、実施機関の諮問に対して答申を行います。また、当該制度に係る重要事項について市長に建議を行います。

表４－１ さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員

任期２年（令和元年１０月２２日から令和３年１０月２１日まで）

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬 橋 隆 紀	弁 護 士
職務代理者	内 田 裕 子	大学准教授
委 員	岩 崎 万智子	消費生活相談員
委 員	桑 原 菜津子	報道関係者
委 員	藤 卷 眞理子	行政経験者
委 員	今 川 夏 如	団 体 役 員
委 員	齋 藤 幸 枝	団 体 役 員
委 員	田 中 孝 之	団 体 役 員
委 員	谷 崎 美智子	市民公募
委 員	野 辺 明 子	市民公募

2 開催状況

令和2年度の審議会の開催回数は5回でした。

表4-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催状況

No.	開催年月日	主な内容
1	令和2年5月27日(水)	<p>【議案】</p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 食品関係の営業許可に係る事務)</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 国民健康保険(資格・給付)に関する事務)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務)</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
2	令和2年7月22日(水)	<p>【議案】</p> <p>(1) 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について (事務の名称 上下水道の開始中止、徴収、照会事務)</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
3	令和2年11月20日(金)	<p>【議案】</p> <p>(1) 個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 後期高齢者医療に関する事務)</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>

<p>4</p>	<p>令和3年1月27日(水)</p>	<p>【議案】</p> <p>(1) 電子計算機の結合について(保育所運営事務)</p> <p>(2) 電子計算機の結合について(埼玉县市町村電子申請共同システム・税務証明等交付手続等の電子化)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書について(地方税賦課徴収に関する事務)</p> <p>(4) 電子計算機の結合について(埼玉县市町村電子申請共同システム・意見照会漏れとなった案件等について)</p> <p>(5) 要配慮個人情報の収集について(本庁舎駐車場使用許可)</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
<p>5</p>	<p>令和3年3月24日(水)</p>	<p>【議案】</p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び学習の記録管理事務)</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>

Ⅱ 情報公開・個人情報保護審議会 答申

さ情審議第11号
令和2年5月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和2年4月28日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 食品関係の営業許可に係る事務
- 2 結 合 先 厚生労働省 食品衛生申請等システム

さ 情 審 議 第 1 1 号
令和 2 年 5 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和2年5月11日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 国民健康保険（資格・給付）に関する事務）
について

さ 情 審 議 第 1 1 号
令和 2 年 5 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和2年5月11日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 国民健康保険（賦課・徴収）に関する事務）
について

さ情審議第20号
令和2年7月30日

水道事業管理者 小島 正明 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬橋 隆紀

個人情報の外部提供に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

令和2年6月25日付けで、さいたま市個人情報保護条例第7条第3項ただし書の規定に基づき意見を求められた、下記の個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、通知を行うことは必要がないと考えます。

記

- 1 事務の名称 上下水道の開始中止、徴収、照会事務
- 2 外部提供先 環境局 環境共生部 環境対策課
(生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務)

さ 情 審 議 第 3 3 号
令和 2 年 1 1 月 2 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和2年11月6日付けでさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

なお、審議会からの意見を参考に、適切に制度を運用するよう求めます。

記

個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について

さ 情 審 議 第 3 3 号
令和 2 年 1 1 月 2 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和 2 年 1 1 月 4 日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 8 条第 1 項及び特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項並びにさいたま市個人情報保護条例第 4 0 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 後期高齢者医療に関する事務）について

さ情審議第48号
令和3年1月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年1月12日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 事務の名称 | 保育所運営事務 |
| 2 結合先 | 株式会社ウェルキッズが運営する保育業務支援システム |

さ情審議第48号
令和3年1月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和2年12月28日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 埼玉県市町村電子申請共同システム
- 2 結合先 埼玉県市町村電子申請共同運営協議会
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請共同システム取扱手続一覧」のとおり

電子申請共同システム（今回追加等分）取扱手続一覧

様式名	個人情報の内容	手続所管・取扱場所		対象者の範囲	変更点	
		主管課	区役所等		電子申請	電子収納
1 所得・課税（非課税）証明書	請求者住所・請求者電話番号、対象者との関係、Eメールアドレス、対象者住所・氏名・使用目的	税制課	北部・南部市税事務所	証明書等交付請求者	新規	
2 公租証明書	請求者住所・法人名・請求者電話番号、対象者との関係、Eメールアドレス、対象者住所・氏名・使用目的					
3 評価証明書	請求者住所・法人名・請求者電話番号、対象者との関係、Eメールアドレス、対象者住所・氏名・物件の種類、所在地番、使用目的					
4 資産証明書	請求者住所・法人名・請求者電話番号、対象者との関係、Eメールアドレス、対象者住所・氏名・物件の種類、所在地番、使用目的					
5 名寄帳	請求者住所・法人名・請求者電話番号、対象者との関係、Eメールアドレス、対象者住所・氏名・物件の種類、所在地番、使用目的					
6 営業証明書	請求者住所・法人名・請求者電話番号、対象者との関係、Eメールアドレス、対象者住所・法人名、使用目的					
7 納税証明書	請求者住所・氏名・法人名・請求者電話番号、対象者との関係、Eメールアドレス、対象者住所・氏名・法人名、使用目的、税目、車両番号、事業年度・決算の期日					
8 住民票の写し請求	請求者住所・法人名・氏名、対象者との関係 請求者電話番号・Eメールアドレス、対象者住所・氏名・生年月日 使用目的	区政推進部	区民課	証明書等交付請求者	新規	
9 住民票記載事項証明請求	請求者住所・氏名、対象者との関係、請求者電話番号・Eメールアドレス、対象者住所・氏名 使用目的					
10 戸籍証明書等請求（附票）	請求者住所・氏名、対象者との関係 請求者電話番号・Eメールアドレス、本籍、筆頭者氏名、使用目的					
11 印鑑登録証明書交付申請	申請者住所・氏名・生年月日・電話番号・Eメールアドレス・登録番号					
12 付記転出届	転出年月日、届出人氏名・連絡先、新住所、旧住所、新世帯主名、旧世帯主名、転出者氏名・生年月日・性別・住民票コード					
13 戸籍証明書請求	請求者住所・氏名、対象者との関係 請求者電話番号・Eメールアドレス、本籍、筆頭者氏名、筆頭者の生年月日 使用目的					
14 身分証明書請求	請求者住所・氏名 請求者電話番号・Eメールアドレス、本籍、筆頭者氏名、筆頭者の生年月日、使用目的					
15 独身証明書請求	請求者住所・氏名 請求者電話番号・Eメールアドレス、本籍、使用目的					
16 市民税・県民税申告書	申告者住所・氏名・生年月日・電話番号、個人番号、職業、届出者Eメールアドレス、世帯主氏名・世帯主との続柄、所得に関する情報、所得から引かれる事項に関する情報	市民税課		市民税・県民税申告者	新規	
17 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）	申告者住所・氏名・法人名・申告者電話番号、申告者Eメールアドレス、納税義務者氏名・法人名・納税義務者住所又は所在地・納税義務者電話番号、主たる設置場、車名、車台番号、標識番号、申告の理由、車両種別、販売譲渡証明者住所又は所在地・販売譲渡証明者氏名・法人名・販売譲渡証明者電話番号	市民税課		登録申告者		
18 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）	申告者住所・氏名・法人名・申告者電話番号、申告者Eメールアドレス、納税義務者氏名・法人名・納税義務者住所又は所在地・納税義務者電話番号、主たる設置場、車名、車台番号、標識番号、申告の理由、車両種別、盗難届出の届出年月日、届出警察署	市民税課	北部・南部市税事務所	廃車申告者		
19 送付先変更届	届出者住所・氏名・法人名・届出者電話番号、届出者Eメールアドレス、納税義務者氏名・法人名、変更する税目、物件所在地、宛名番号、車両の保管場所、新送付先、納税義務者電話番号、旧送付先、変更の主な事由、変更年月日	税制課		送付先変更届出者		

さ情審議第48号
令和3年1月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和2年12月24日付で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務）について

さ 情 審 議 第 4 8 号
令和 3 年 1 月 2 9 日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和2年12月28日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

なお、今後は再発防止のため、職員に対する研修や事務の引継ぎを徹底するよう求めます。

記

- 1 事務の名称 埼玉県市町村電子申請共同システム
- 2 結合先 埼玉県市町村電子申請共同運営協議会
- 3 個人情報の内容等 別紙「審議会へ意見照会未済の電子申請手続一覧」のとおり

審議会へ意見照会未済の電子申請手続一覧

No	手続き名	担当課	所管課（親課）	受付開始時期	手続きの概要	収集する個人情報の内容	対象者
1	環境負荷低減計画作成報告	環境創造政策課	環境創造政策課	平成19年度	さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、環境負荷低減計画の作成報告及び環境負荷低減主任者選任届を行うものです。	担当者氏名・環境負荷低減主任者氏名	事業者
2	環境負荷低減計画変更報告	環境創造政策課	環境創造政策課	平成19年度	さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、環境負荷低減計画の変更報告を行うものです。	担当者氏名・環境負荷低減主任者氏名	事業者
3	環境負荷低減主任者選任届出（環境負荷低減計画作成事業者提出用）	環境創造政策課	環境創造政策課	平成19年度	さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、環境負荷低減主任者を変更したときは、この手続きを行ってください。	環境負荷低減主任者氏名	事業者
4	特定化学物質取扱量等報告	環境対策課	環境対策課	平成19年度	さいたま市生活環境の保全に関する条例第74号第2項の規定に基づき、特定化学物質の取扱量を市長に報告する場合の手続きです。	担当者氏名	事業者
5	特定化学物質取扱量等変更報告	環境対策課	環境対策課	平成19年度	さいたま市生活環境の保全に関する条例第74号第2項の規定に基づき市長に報告した特定化学物質の取扱量等について、その内容を変更する場合の手続きです。	担当者氏名	事業者
6	特定化学物質取扱量等報告 取下げ願い	環境対策課	環境対策課	平成19年度	さいたま市生活環境の保全に関する条例第74号第2項の規定に基づき市長に報告した特定化学物質の取扱量等について、その内容を取り下げる場合の手続きです。	担当者氏名	事業者
7	環境負荷低減主任者選任届出（特定化学物質取扱事業者提出用）	環境対策課	環境対策課	平成19年度	さいたま市生活環境の保全に関する条例第112条第2項の規定に基づき、特定化学物質取扱事業者が環境負荷低減主任者を選任し、市長へ届け出る場合の手続きです。環境負荷低減主任者を変更したときも同様です。	環境負荷低減主任者氏名	事業者
8	マイナンバー（住民基本台帳）カードを利用した転出届	各区区民課	区政推進部	平成25年度	さいたま市から他の市区町村へ住所異動する時に届け出る手続きです。	届出人氏名・届出人電話番号・新住所・旧住所・転出年月日・転出者氏名・転出者生年月日・転出者性別・Eメールアドレス	届出者
9	多数の動物の飼養届出	動物愛護ふれあいセンター	動物愛護ふれあいセンター	平成26年度	市内の同一施設で、犬・猫のいずれか、もしくは犬・猫を合計で10頭以上飼養する方に必要な届出です。	届出者氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・飼養施設等の所在地・犬の頭数・狂犬病予防接種の有無・猫の頭数・飼養施設等の構造	届出者
10	多数の動物の飼養変更届出	動物愛護ふれあいセンター	動物愛護ふれあいセンター	平成26年度	多数の動物の飼養届出を出された方が、「氏名又は名称」「住所」「（法人にあっては）代表者氏名」「飼養施設等所在地」に変更があった場合に、提出が必要な届出です。	届出者氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・飼養施設等の所在地・変更事項・変更の理由	届出者
11	多数の動物の飼養廃止届出	動物愛護ふれあいセンター	動物愛護ふれあいセンター	平成26年度	多数の動物の飼養届出を出された方が、「犬猫のいずれか、あるいは合計の数が10頭未満になった」「飼養施設を廃止した（市外転居等）」場合に、提出が必要な届出です。	届出者氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・飼養施設等の所在地・廃止の理由・飼養頭数の減少・事実の生じた年月日	届出者
12	児童手当の額の改定の請求	子育て支援政策課	子育て支援政策課	平成29年度	受給者が第2子以降の出生などにより、新たに支給要件となる児童を養育することになった場合や、支給要件児童のうち何人かを養育しなくなった場合には、額改定の請求を行う必要があります。	受給者氏名・性別・職業・生年月日・住所・職業・電話番号・児童氏名・続柄・生年月日・同居別居の別・出国年月・住所・監護の有無・生計関係	受給者
13	児童手当の受給事由消滅の届出	子育て支援政策課	子育て支援政策課	平成29年度	受給者が児童手当の支給を受ける理由がなくなった場合、届出をしてください。	受給者氏名・性別・職業・生年月日・住所・電話番号・消滅した需給自由、消滅事由の発生日	受給者
14	未支払の児童手当の請求	子育て支援政策課	子育て支援政策課	平成29年度	受給者が亡くなり、未支払の手当てがある場合には、その分の支払を受給者が養育していた中学校修了前の児童本人が請求できます。	受給者氏名・死亡年月日・住所・電話番号、請求期間、請求金額、請求者氏名、住所・電話番号、養育児童氏名・住所、支払い希望金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人（請求者）	請求者
15	児童手当・特例給付現況届の提出	子育て支援政策課	子育て支援政策課	平成29年度	児童手当（特例給付）の受給者は、6月1日現在の状況を6月末までに届け出る必要があります。	受給者氏名・性別・生年月日・被用区分・住所・電話番号・配偶者の有無、配偶者氏名・被用区分、児童氏名・続柄・生年月日・同居別居の別・住所・監護の有無・生計関係、出国年月、受給者が加入している公的年金の種類、受給者の1月1日時点での住所、配偶者の1月1日時点の住所	受給者
16	教育・保育給付認定申請／保育施設等利用申込み	保育課	保育課	平成30年度	幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育の保育料、ならびに認可外保育施設等の保育料の無償化を受けるために必要な認定の手続きおよび保育施設等利用の申込みです。	申請者住所・氏名・生年月日・電話番号、申請児童名・生年月日・性別・続柄、障害者手帳の有無・支給認定証番号・保育の希望の有無、代表保護者の保育を必要とする理由等・障害手帳の有無、同居者氏名・続柄・生年月日・保育を必要とする理由・障害手帳の有無、生活保護の適用の有無、受給者番号、受給開始日、税情報等の提供に当たった同意者氏名・同意年月日、保育施設利用希望児童名・性別・生年月日、保育を必要とする期間、希望保育施設名、児童の送迎者氏名・続柄・送迎方法、父母の就労事業者・勤務地・移動手段・電話番号・勤務時間、父母の病氣・障害名・入院状況・病院施設名、父母が存在しない（場合）理由・発生時期、出産予定日、産休の有無・期間満了日、育休の有無・期間満了日、現在の児童の状況（委託先施設種別・名称・電話番号・開始日・利用料・利用日・利用時間、主な保育者・保育場所）、個人番号、Eメールアドレス	申請者
17	介護保険事業者等連絡票	介護保険課	介護保険課	平成30年度	介護保険事業者等の連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）等が変更となった場合に届出をするものです。	担当者氏名	事業者
18	妊娠届出	地域保健支援課	地域保健支援課	平成30年度	医療機関や助産所で妊娠が確認されたら行う妊娠の届出です。	個人番号、妊婦氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・分娩予定日・分娩時年齢、妊娠週数・職業・国籍、性病および結核に関する健康診断の有無、医師・助産師名または医療機関名、初回妊娠	申請者
19	産後ケア事業利用申請	地域保健支援課	地域保健支援課	平成31年度	出産後のお母さんと赤ちゃんの新生活スタートを応援するための「産後ケア事業」の利用申請です。ご家族等から育児などの支援を十分に受けられない方、産後に心身の不調や育児不安などがある方のいずれにも該当する方が利用できます。	申請者氏名・生年月日、出産予定日、出産日、子どもの名前・性別、住所、電話番号、産後ケアが必要な理由、初回に希望するプラン、希望するケア内容、初回訪問希望日・希望時間帯、課税状況等、Eメールアドレス	申請者

No	手続き名	担当課	所管課（親課）	受付開始時期	手続きの概要	収集する個人情報の内容	対象者
20	不妊・不育の専門相談（オンライン）	地域保健支援課	地域保健支援課	令和2年度	新型コロナウイルス感染症の流行が続くなか、さいたま市で実施している不妊・不育に関するオンラインでの相談の申込みです。	申請者氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス、相談内容、希望日、Zoom上での表示名	申請者
21	ひとり親世帯臨時特別給付金申請書（請求書）【追加給付】	子育て支援政策課	子育て支援政策課	令和2年度	児童扶養手当を受給している方が、ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付を申請するものです。	証書番号、申請者氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・Eメールアドレス	申請者
22	介護保険事業者等事故報告書	介護保険課	介護保険課	令和2年度	介護サービス等の提供中に事故が発生した場合に、市へ報告するものです。	記載者氏名・職種、対象者氏名・年齢・被保険者番号・保険者・住所・サービス提供開始日・要介護度、事故発生日時、発生場所、事故の内容、死亡年月日、治療した医療機関、事故の結果、診断結果の内容、診断の結果状況、連絡済みの関係機関、事故発生時の状況、損害賠償等の状況、事故発生の原因の因子、原因の詳細、Eメールアドレス	事業者
23	建築台帳記載事項証明書	(南部・北部)建築審査課	(南部・北部)建築審査課	令和2年度	建築台帳記載事項証明書の発行を申請するものです。	建築主の住所・氏名	事業者
24	さいたま市樹林型合葬式墓地の申込み	思い出の里市営霊園事務所	思い出の里市営霊園事務所	令和2年度	さいたま市樹林型合葬式墓地の利用者の申し込みを受け付けるものです。	申請者氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス	申請者
25	高圧ガス製造事業届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第5条第2項の規定により、高圧ガス設備を設置して高圧ガスの製造の事業を開始する場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
26	第一種製造事業承継届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第10条第2項の規定により、第一種製造者の地位を承継した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地・被承継者氏名	事業者
27	第二種製造事業承継届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第10条第2項の規定により、第二種製造者の地位を承継した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地・被承継者氏名	事業者
28	高圧ガス製造施設軽微変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第14条第2項の規定により、第一種製造者が軽微な変更の工事をした場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
29	高圧ガス製造施設等変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第14条第4項の規定により、第二種製造者が製造施設等の変更の工事をした場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
30	第一種貯蔵所承継届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第17条第2項の規定により、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地・被承継者氏名	事業者
31	第二種貯蔵所設置届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第17条の2第1項の規定により、高圧ガスを貯蔵する場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地・被承継者氏名	事業者
32	第一種貯蔵所軽微変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第19条第2項の規定により、第一種貯蔵所の軽微な変更の工事をした場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
33	第二種貯蔵所位置等変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第19条第4項の規定により、第二種貯蔵所の位置等の変更をする場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
34	高圧ガス保安協会完成検査受検届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書き又は第3項第1号の規定により、高圧ガス保安協会が行う完成検査を受検した場合に届出するもの	(法人の場合)検査員氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・許可番号・検査員氏名	事業者
35	指定完成検査機関完成検査受検届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書き又は第3項第1号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受検した場合に届出するもの	(法人の場合)検査員氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・許可番号・検査員氏名	事業者
36	完成検査結果報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第20条第4項の規定により、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が完成検査を行った場合に報告するもの	許可番号・検査員氏名	事業者
37	高圧ガス販売事業届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第20条の4の規定により、高圧ガスの販売の事業を行う場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
38	高圧ガス販売事業承継届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第20条の4の2第2項の規定により、販売業者の地位を承継した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地・被承継者氏名	事業者
39	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第20条の7の規定により、販売に係る高圧ガスの種類を変更した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地	事業者
40	高圧ガス製造開始届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第21条第1項の規定により、第一種製造者又は第二種製造者が高圧ガスの製造を開始した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地	事業者
41	高圧ガス製造廃止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第21条第1項の規定により、第一種製造者又は第二種製造者が高圧ガスの製造を廃止した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地	事業者
42	貯蔵所廃止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第21条第4項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所が高圧ガスの貯蔵を廃止した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地	事業者
43	高圧ガス販売事業廃止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第21条第5項の規定により、高圧ガス販売事業者が高圧ガスの販売を廃止した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地	事業者
44	特定高圧ガス消費届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第24条の2第1項の規定により、特定高圧ガスを消費する場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
45	特定高圧ガス消費者承継届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第24条の2第2項の規定により、特定高圧ガス消費者の地位を承継した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地・被承継者氏名	事業者
46	特定高圧ガス消費施設等変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第24条の4第1項の規定により、特定高圧ガス消費施設等の変更をする場合に届出するもの	(法人の場合)届出に関する連絡担当者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・届出に関する連絡担当者氏名	事業者
47	特定高圧ガス消費廃止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第24条の4第2項の規定により、特定高圧ガス消費者が特定高圧ガスの消費を廃止した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地	事業者
48	危害予防規程届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第26条第1項の規定により、第一種製造者が危害予防規程を制定又は変更した場合に届出するもの	(個人の場合)届出者氏名・所在地	事業者
49	高圧ガス保安統括者届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第27条の2第5項の規定により、高圧ガス保安統括者を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合)資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
50	高圧ガス保安技術管理者等届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第27条の2第6項の規定により、保安技術者管理者又は保安係員の選任若しくは解任した場合に届出するもの	(法人の場合)資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合)届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者

No	手続き名	担当課	所管課（親課）	受付開始時期	手続きの概要	収集する個人情報の内容	対象者
51	高圧ガス保安主任者届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第27条の3第3項の規定により、保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
52	高圧ガス販売主任者届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第28条第3項の規定により、高圧ガス販売主任者を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
53	特定高圧ガス取扱主任者届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第28条第3項の規定により、特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
54	高圧ガス保安統括者代理人届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第33条第1項の規定により、高圧ガス保安統括者代理人を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
55	高圧ガス製造施設休止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第79条第2項又は液化石油ガス保安規則第77条第2項の規定により、特定施設を休止した場合に届出するもの	(個人の場合) 届出者氏名・所在地	事業者
56	高圧ガス保安協会保安検査受検届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定により、高圧ガス保安協会が行う保安検査を受検した場合に届出するもの	(法人の場合) 検査員氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・許可番号・検査員氏名	事業者
57	指定保安検査機関保安検査受検届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定により、指定完成検査機関が行う保安検査を受検した場合に届出するもの	(法人の場合) 検査員氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・許可番号・検査員氏名	事業者
58	保安検査結果報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第35条第3項の規定により、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が保安検査を行った場合に報告するもの	許可番号・検査員氏名	事業者
59	冷凍保安責任者届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第27条の4第2項の規定により、冷凍保安責任者を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
60	冷凍保安責任者代理人届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第33条第3項の規定により、冷凍保安責任者代理人を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
61	特別充填許可申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法容器保安規則第23条の規定により、特別充填の許可を申請する場合に申請するもの	(個人の場合) 申請者氏名・所有者氏名・住所	申請者
62	検査主任者届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第52条第2項の規定により、検査主任者を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
63	容器検査所廃止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	高圧ガス保安法第56条の2の規定により、容器検査所を廃止した場合に届出するもの	(個人の場合) 届出者氏名・所在地	事業者
64	刻印等報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市高圧ガス保安法施行細則第7条の規定により、刻印等をした場合に報告するもの	(個人の場合) 報告者氏名・所在地	事業者
65	充填届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市高圧ガス保安法施行細則第8条の規定により、移動式製造設備から事業所内以外の場所に車両に固定された容器に充填する場合に届出するもの	(個人の場合) 届出者氏名・所在地	事業者
66	高圧ガス保安監督者届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市高圧ガス保安法施行細則第9条の規定により、高圧ガス製造保安監督者を選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名	事業者
67	高圧ガス製造施設再開届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市高圧ガス保安法施行細則第10条の規定により、休止した特定施設の使用を再開する場合に届出するもの	(個人の場合) 届出者氏名・所在地	事業者
68	高圧ガス設備等撤去報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市高圧ガス保安法施行細則第11条の規定により、独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場を撤去する場合に報告するもの	(個人の場合) 報告者氏名・所在地	事業者
69	名称等変更届書（高圧ガス保安法）	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市高圧ガス保安法施行細則第12条の規定により、高圧ガス事業者等の名称等を変更した場合に届出するもの	(個人の場合) 届出者氏名・所在地・電話番号・許可番号	事業者
70	火薬類廃棄許可申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法第27条第1項の規定により、火薬類の廃棄をする場合に申請するもの	(法人の場合) 廃棄を指揮する者の氏名 (個人の場合) 申請者氏名・所在地・電話番号・年齢・廃棄を指揮する者の氏名	事業者
71	火薬庫外貯蔵場所指示申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市火薬類取締法施行細則第4条第1項の規定により、火薬庫外において火薬類を貯蔵するための指示を受ける場合に申請するもの	(個人の場合) 申請者氏名・住所	事業者
72	火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市火薬類取締法施行細則第4条第3項の規定により、火薬庫外貯蔵場所指示申請書の記載事項を変更する場合に報告するもの	(個人の場合) 報告者氏名・住所・指示番号	事業者
73	火薬類製造（販売）営業廃止届	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法第16条第1項の規定により、製造又は販売営業の全部又は一部を廃止した場合に届出するもの	(個人の場合) 届出者氏名・所在地・許可番号	事業者
74	保安教育計画（変更）認可申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法第29条第1項の規定により保安教育計画の制定又は変更をする場合に申請するもの	(個人の場合) 申請者氏名・所在地	事業者
75	火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法第30条第3項又は第33条第2項の規定により、製造又は取扱保安責任者等の選任又は解任した場合に届出するもの	(法人の場合) 資格免状・選任解任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・資格免状・選任解任者氏名・許可番号	事業者
76	定期自主検査計画届	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法第35条の2第2項の規定により、定期自主検査の計画を制定又は変更した場合に届出するもの	(法人の場合) 検査指揮者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・検査指揮者氏名	事業者
77	定期自主検査報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法第35条の2第3項の規定により、定期自主検査を実施した場合に報告するもの	(法人の場合) 検査指揮者氏名 (個人の場合) 報告者氏名・所在地・検査指揮者氏名	事業者
78	火薬類製造（販売）営業許可申請書記載事項変更報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法施行規則第81条の14の表第2号又は第5号の規定により、申請書、事業計画書又は定款の写しについての記載事項を変更した場合に報告するもの	(個人の場合) 報告者氏名・住所・許可番号	事業者
79	火薬類販売報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法施行規則第81条の14の表第4号の規定により、火薬類販売業者が火薬類の販売をした場合に報告するもの	(個人の場合) 報告者氏名・所在地	事業者
80	火薬庫設置等許可申請書記載事項変更届（報告書）	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法施行規則第81条の14の表第7号又は第9号の規定により、申請書又は設計明細書の記載事項を変更する場合に届出又は報告するもの	(個人の場合) 届出者氏名・報告者氏名・所在地・許可番号	事業者

No	手続き名	担当課	所管課（親課）	受付開始時期	手続きの概要	収集する個人情報の内容	対象者
81	火薬類出納報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法施行規則第81条の14の表第8号の規定により、火薬類を出納した場合に報告するもの	（個人の場合）報告者氏名・所在地・許可番号	事業者
82	火薬類消費許可申請書記載事項変更届	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法施行規則第81条の14の表第11号の規定により、申請書又は消費計画書の記載事項を変更した場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名・許可番号	事業者
83	火薬類消費報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法施行規則第81条の14の表第12号の規定により、火薬類を消費した場合に報告するもの	（個人の場合）報告者氏名・許可番号	事業者
84	火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届	査察指導課	査察指導課	令和2年度	火薬類取締法施行規則第81条の14の表第14号の規定により、申請書の記載事項を変更した場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名・許可番号	事業者
85	充てん設備変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第2項の規定により、充てん設備の軽微な変更をした場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名	事業者
86	充てん設備完成検査受検届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項ただし書の規定により、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受検した場合に届出するもの	（法人の場合）検査員氏名 （個人の場合）届出者氏名・所在地・許可番号・検査員氏名	事業者
87	充てん設備完成検査結果報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第2項の規定により、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が完成検査を行った場合に報告するもの	許可番号・検査員氏名	事業者
88	充てん設備保安検査受検届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書きの規定により、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う保安検査を受検した場合に届出するもの	（法人の場合）検査員氏名 （個人の場合）届出者氏名・所在地・許可番号・検査員氏名	事業者
89	充てん設備保安検査結果報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第3項の規定により、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が保安検査を行った場合に報告するもの	許可番号・検査員氏名	事業者
90	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、特定液化石油ガス設備工事の事業を開始した場合に届出するもの	（法人の場合）設備士氏名・資格免状 （個人の場合）届出者氏名・所在地・設備士氏名・資格免状	事業者
91	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者が事業を廃止した場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名・所在地	事業者
92	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者が事業開始届書の内容に変更があった場合に届出するもの	（法人の場合）設備士氏名・資格免状 （個人の場合）届出者氏名・所在地・設備士氏名・資格免状	事業者
93	液化石油ガス設備工事届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事を行った場合に届出するもの	（法人の場合）設備士氏名・資格免状 （個人の場合）届出者氏名・所在地・設備士氏名・資格免状	事業者
94	意見書交付申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第2条第1項の規定により、意見書の交付を受けようとする場合に申請するもの	（個人の場合）申請者氏名・所在地	事業者
95	充填設備休止届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、充填設備の使用の休止をする場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名・所在地・許可番号	事業者
96	充填設備再開届書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第4条第2項の規定により、充填設備の使用の再開をする場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名・所在地・許可番号	事業者
97	充填事業報告書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第5条の規定により、充填事業者が必要な事項を報告するもの	（個人の場合）報告者氏名・所在地	事業者
98	名称等変更届書（液化石油ガス法）	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第6条の規定により、充填設備の名称等を変更した場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名・所在地・電話番号・許可番号	事業者
99	完成検査済証再交付申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	危険物の規制に関する政令第8条第4項の規定により完成検査済証の交付を受け、完成検査済証を亡失、滅失、汚損、又は破損した場合に申請するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、タンク検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影 （個人の場合）申請者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、タンク検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影	事業者
100	予防規程制定・変更認可申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	消防法第14条の2第1項の規定により製造所等の予防規程を制定又は変更し、認可を受ける場合に申請するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号、従業員氏名・電話番号、単独荷下ろしに関する関係者氏名・電話番号 （個人の場合）申請者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号、従業員氏名・電話番号、単独荷下ろしに関する関係者氏名・電話番号	事業者
101	再交付申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市危険物の規制に関する規則第4条第1項の規定により完成検査前検査に係るタンク検査済証の交付を受け、タンク検査済証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合に申請するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、タンク検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影 （個人の場合）申請者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、タンク検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、譲渡引渡しし	事業者

No	手続き名	担当課	所管課（親課）	受付開始時期	手続きの概要	収集する個人情報の内容	対象者
102	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項の規定により漏れの点検期間を延長しようとする場合に申請するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、点検業者氏名 （個人の場合）申請者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、点検業者氏名	事業者
103	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項の規定により漏れの点検期間を延長しようとする場合に申請するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、点検業者氏名 （個人の場合）申請者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、点検業者氏名	事業者
104	危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	消防法第11条第6項の規定により製造所等の譲渡又は引渡を受けた場合に届出するもの	（法人の場合）許可番号、完成検査番号 （個人の場合）届出者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、委任者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、譲渡引渡を証明する書類（氏名、住所）	事業者
105	危険物製造所・貯蔵所・取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	消防法第11条の4第1項の規定により危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合に届出するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、委任者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影 （個人の場合）届出者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影	事業者
106	危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	消防法第12条の6の規定により製造所等を廃止した場合に届出するもの	（個人の場合）届出者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、工事施工者氏名	事業者
107	危険物保安監督者選任・解任届出書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	消防法第13条第2項の規定により危険物保安監督者を選任又は解任した場合に届出するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、保安監督者の氏名・住所・印影・生年月日・本籍 （個人の場合）申請者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、保安監督者の氏名・住所・印影・生年月日・本籍	事業者
108	地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市危険物の規制に関する規則第7条の2の規定により在庫管理等に関する計画を定めた場合に届出するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、従業員氏名・電話番号、点検責任者及び実施者氏名 （個人の場合）届出者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、従業員氏名・電話番号、点検責任者及び実施者氏名	事業者
109	危険物製造所・貯蔵所・取扱所使用休止（再開）届出書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市危険物の規制に関する規則第15条の規定により製造所等の使用を3ヶ月以上休止し、または再開しようとする場合に届出するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、工事施工者氏名 （個人の場合）届出者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影、工事施工者氏名	事業者
110	設置者の氏名（名称）変更届出書	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市危険物の規制に関する規則第15条の規定により製造所等の設置者が氏名又は名称を変更しようとする場合に届出するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影 （個人の場合）届出者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所、許可番号、完成検査番号、委任者氏名・住所・電話番号・印影	事業者
111	軽微な変更届出書（危険物）	査察指導課	査察指導課	令和2年度	さいたま市危険物の規制に関する規則第15条の規定により製造所等において軽微な変更をしようとする場合に届出するもの	（法人の場合）設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号、工事施工者氏名 （個人の場合）届出者氏名・住所・電話番号、設置者氏名・住所・電話番号、許可番号、委任者氏名・住所・電話番号、工事施工者氏名	事業者
112	工事整備対象設備等着工届出書（危険物）	査察指導課	査察指導課	令和2年度	消防法第17条の14の規定により政令で定める工事をしようとする場合に届出するもの	届出者氏名・住所、工事施工者氏名・住所・電話番号	事業者
113	統計調査員の募集（大宮区）	大宮区総務課	大宮区総務課	令和2年度	国勢調査や経済センサスなどの基幹統計調査にご協力いただく「統計調査員」を募集するものです。	申請者氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・交通手段・職業	申請者

さ情審議第48号
令和3年1月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬橋 隆紀

要配慮個人情報の収集に関する意見について（答申）

令和3年1月7日付けで、さいたま市個人情報保護条例第5条第2項第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における要配慮個人情報の収集について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

なお、要配慮個人情報の取扱いは特段の注意をもって慎重に行うことを求めます。

記

事務の名称 本庁舎駐車場使用許可

さ 情 審 議 第 6 2 号
令和 3 年 3 月 2 6 日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年3月15日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び学習の記録管理事務
- 2 結 合 先 株式会社ベネッセコーポレーション

◆ 会議公開制度 ◆

I 会議公開制度の概要

1 会議公開制度の目的

会議公開制度は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行（※））」に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市の重要な政策の意思形成過程の情報を公表し、市政運営の透明化を推進することを目的とします。

※同日、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針（平成 13 年 7 月 1 日）」を廃止

2 対象とする会議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等を対象とする。

ただし、次に掲げる場合に限り公開しないこともできる。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

II 会議公開制度の運用状況

1 会議公開制度運用状況

令和 2 年度における会議公開制度の運用状況は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 令和 2 年度 会議公開制度運用状況

開催件数	公開・非公開の区分			合計
	公開	一部公開	非公開	
	122	20	309	451
傍聴者数	101	7	—	108

2 附属機関、協議会等の会議別開催状況

令和2年度における附属機関、協議会等の会議別開催状況は表5-2のとおりです。

表5-2 令和2年度 附属機関、協議会等の会議別開催状況

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	市民憲章審議会	4			4	1
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	外部評価委員会			1	1	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	まち・ひと・しごと創生有識者会議			2	2	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	—	サーマルエネルギーセンター整備事業PFI等審査委員会			1	1	0
都市戦略本部	情報政策部	—	情報化計画評議会			4	4	0
総務局	総務部	アーカイブズセンター	市史編さん審議会	2			2	0
総務局	総務部	法務・コンプライアンス課	行政不服審査会			10	10	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審査会			10	10	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審議会	5			5	0
総務局	人事部	職員課	特別職報酬等審議会	2		1	3	0
総務局	危機管理部	防災課	防災会議			2	2	0
財政局	財政部	資産経営課	財産評価委員会			2	2	0
財政局	契約管理部	契約課	入札監視・苦情検討委員会	2			2	0
市民局	市民生活部	市民生活安全課	市民局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
市民局	市民生活部	市民生活安全課	犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会	2		2	4	6
市民局	市民生活部	人権政策・男女共同参画課	男女共同参画推進協議会	1		3	4	0
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動推進委員会	6		1	7	0
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動サポートセンター運営協議会	3			3	1
市民局	市民生活部	消費生活総合センター	消費生活審議会	1		1	2	0
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ振興課	スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ政策室	スポーツ振興審議会	3			3	0
スポーツ文化局	文化部	文化振興課	文化芸術に関する意見交換会	1		1	2	1
スポーツ文化局	文化部	文化振興課	文化芸術都市創造審議会	2			2	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	岩槻人形博物館開設準備委員会	2			2	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	人形資料等選考評価委員会		2		2	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	大宮盆栽美術館運営委員会	1			1	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	盆栽資料等選考評価委員会			2	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	歯科口腔保健審議会			2	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	がん対策推進協議会			2	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	保健福祉局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	地域保健医療協議会	1		1	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	健康づくり推進協議会			2	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	食育推進協議会			2	2	0
保健福祉局	保健部	生活衛生課	墓地等設置計画審査会			4	4	0
保健福祉局	保健部	生活衛生課	動物愛護推進協議会			2	2	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
保健福祉局	保健部	食品・医薬品安全課	食の安全委員会	2		1	3	0
保健福祉局	保健部	高等看護学院	市立高等看護学院運営委員会	1			1	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第1合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第2合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第1合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第2合議体			12	12	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会地域福祉専門分科会			1	1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	民生委員推薦会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくり推進協議会	2			2	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくりモデル地区推進部会			1	1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉有償運送運営協議会	2		1	3	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	令和元年台風第19号さいたま市義援金配分委員会	1		1	2	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	再犯防止推進計画協議会	2			2	0
保健福祉局	福祉部	生活福祉課	生活困窮者学習支援業務委託選定委員会			2	2	0
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者政策委員会	2		1	3	9
保健福祉局	福祉部	障害政策課	発達障害者支援地域協議会	2			2	0
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)			2	2	0
保健福祉局	福祉部	障害支援課	地域自立支援協議会	2	1		3	26
保健福祉局	福祉部	障害支援課	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	障害支援課	障害者生活支援センター運営業務委託事業者選定委員会(北部地域)			2	2	0
保健福祉局	福祉部	障害支援課	障害者生活支援センター運営業務委託事業者選定委員会(南部地域)			2	2	0
保健福祉局	福祉部	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	3		1	4	0
保健福祉局	福祉部	障害者総合支援センター	発達障害者支援連絡協議会			3	3	0
保健福祉局	福祉部	障害者更生相談センター	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害程度審査部会			11	11	0
保健福祉局	長寿応援部	高齢福祉課	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	1		2	3	0
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	地域包括支援センター運営協議会			2	2	0
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会	1		2	3	0
保健福祉局	長寿応援部	介護保険課	地域密着型サービス運営委員会			3	3	0
保健福祉局	市立病院経営部	病院財務課	市立病院経営評価委員会			3	3	0
保健福祉局	保健所	保健総務課	医療安全推進協議会			1	1	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	指定難病審査会			12	12	0
保健福祉局	健康科学研究センター	保健科学課	健康科学研究センター倫理委員会			1	1	0
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	1		1	2	0
子ども未来局	子ども育成部	青少年育成課	いじめのないまちづくりネットワーク	1			1	0
子ども未来局	幼児未来部	幼児政策課	幼児教育推進協議会	1		1	2	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
子ども未来局	幼児未来部	のびのび安心子育て課	認定こども園設置認可等審査部会			1	1	0
子ども未来局	子ども家庭総合センター	総務課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護審査部会			6	6	0
環境局	環境共生部	環境創造政策課	環境審議会	2			2	0
環境局	環境共生部	環境対策課	環境影響評価技術審議会	2		1	3	4
環境局	資源循環推進部	資源循環政策課	廃棄物減量等推進審議会	1		1	2	0
環境局	施設部	東部環境センター	東部環境センターリサイクル処理施設運転管理業務委託事業者選定委員会			2	2	0
経済局	商工観光部	経済政策課	産業振興ビジョン審議会			4	4	0
経済局	商工観光部	経済政策課	C S R 推進会議			3	3	0
経済局	商工観光部	経済政策課	C S R 推進会議作業部会			6	6	0
経済局	商工観光部	経済政策課	地域経済活性化拠点整備協議会			2	2	0
経済局	商工観光部	商業振興課	商業等振興審議会			1	1	0
経済局	商工観光部	商業振興課	大規模小売店舗立地審議会			3	3	0
経済局	商工観光部	観光国際課	外国人市民委員会			3	3	0
経済局	農業政策部	農業政策課	都市農業審議会			2	2	0
経済局	農業政策部	食肉中央卸売市場	市場運営取引委員会			2	2	0
都市局	都市計画部	都市総務課	都市局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
都市局	都市計画部	都市計画課	都市計画審議会	4			4	2
都市局	都市計画部	都市計画課	開発審査会		1	2	3	0
都市局	都市計画部	都市計画課	景観審議会	1			1	0
都市局	都市計画部	交通政策課	地域公共交通協議会	3		1	4	4
都市局	都市計画部	交通政策課	都市交通戦略推進委員会	1		1	2	0
都市局	都市計画部	自転車まちづくり推進課	さいたまはーと推進協議会	2		1	3	5
都市局	都市計画部	みどり推進課	花とみどりのまちづくり審議会	1		1	2	0
都市局	まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	岩槻まちづくりマスタープラン策定協議会	3			3	1
都市局	都心整備部	氷川参道対策室	氷川参道歩行者専用化検討協議会	1		1	2	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進会議	2			2	40
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進会議まちづくり推進部会			2	2	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進会議基盤整備推進部会			2	2	0
建設局	—	技術管理課	公共事業評価審議会	1		1	2	0
建設局	建築部	建築総務課	建築審査会	1	6		7	0
建設局	建築部	建築総務課	ホテル等建築審議会			1	1	0
建設局	建築部	住宅政策課	住生活基本計画等策定懇話会	1		2	3	0
建設局	下水道部	下水道総務課	下水道事業審議会			3	3	0
西区	健康福祉部	福祉課	西区民生委員推薦準備会			2	2	0
北区	健康福祉部	福祉課	北区民生委員推薦準備会			2	2	0
大宮区	健康福祉部	福祉課	大宮区民生委員推薦準備会			2	2	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数		
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			5	5	0		
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	介護認定審査会							
中央区							12	12	0	
浦和区										
岩槻区										
見沼区	健康福祉部	福祉課	見沼区民生委員推薦準備会			2	2	0		
中央区	健康福祉部	福祉課	中央区民生委員推薦準備会			3	3	0		
桜区	健康福祉部	福祉課	桜区民生委員推薦準備会			2	2	0		
浦和区	健康福祉部	福祉課	浦和区民生委員推薦準備会			2	2	0		
浦和区	健康福祉部	高齢介護課	中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			5	5	0		
南区	健康福祉部	福祉課	南区民生委員推薦準備会			3	3	0		
緑区	健康福祉部	福祉課	緑区民生委員推薦準備会			1	1	0		
教育委員会事務局	管理部	教育政策室	教育行政点検評価委員会	3			3	0		
教育委員会事務局	学校教育部	学事課	市立小・中学校通学区区域審議会	1			1	0		
教育委員会事務局	学校教育部	教職員人事課	教職員健康審査会		7		7	0		
教育委員会事務局	学校教育部	指導1課	教科用図書選定委員会			2	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	特別支援教育室	就学支援委員会			4	4	0		
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課	「人間関係プログラム」推進委員会	2			2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課	いじめのない学校づくり推進委員会		1	2	3	0		
教育委員会事務局	学校教育部	総合教育相談室	心のサポート推進事業に係る推進委員会		1	1	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校結核対策委員会			2	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校災害救済給付金審査委員会			2	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課（学校給食センター）	学校給食センター運営委員会			1	1	0		
教育委員会事務局	学校教育部	教育研究所	市立教育研究所運営委員会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	館岩少年自然の家	市立館岩少年自然の家運営委員会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育委員会議	4			4	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習振興課	チャレンジスクール業務委託選定委員会		1	1	2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	青少年宇宙科学館	青少年宇宙科学館運営委員会	2			2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	博物館	博物館協議会	2			2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	うらわ美術館協議会	2			2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	美術品等選考評価委員会			1	1	0		
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	公民館運営審議会	3			3	0		
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	市民大学運営委員会	3			3	0		
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	親の学習プログラム改訂協議会	2			2	0		
教育委員会事務局	中央図書館	管理課	図書館協議会			3	3	0		
教育委員会事務局	中央図書館	資料サービス課	子ども読書活動推進会議	1		2	3	0		
教育委員会事務局	中央図書館	資料サービス課	図書館ビジョン策定協議会	2			2	0		

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部 公開	非 公開	合計	傍聴 人数
教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	視聴覚ライブラリー運営委員会	2			2	0
水道局	業務部	経営企画課	水道事業審議会	2		1	3	8
水道局	業務部	営業課	水道局営業系業務事業者選定委員会			3	3	0
消防局	総務部	消防企画課	次期消防力整備計画協議会			2	2	0
合 計				122	20	309	451	108

情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和2年度版

発行年月 令和3年12月

編集 さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話 048-829-1118

FAX 048-829-1983

情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和2年度版

さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

この冊子は50部作成し、1部当たりの印刷経費は1,008円（概算）です。

